

# 平成27年第2回伊仙町議会定例会

## 会期日程



平成27年第2回伊仙町議会定例会会期日程表

平成27年6月16日開会～6月19日閉会 会期4日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
6	16	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開会</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○諸報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 諸般の報告(議長の動静・総文厚・経建所管事務調査報告)</li> <li>(2) 行政報告</li> </ul> </li> <li>○請願・陳情 4件(陳情第1号 総文厚委員会閉会中の継続審査報告)</li> <li>○発議 1件(提案理由説明～質疑～討論～採決)</li> <li>○承認 11件(提案理由説明～質疑～討論～採決)</li> <li>○報告 3件(報告～質疑で終結)</li> <li>○議案 5件(提案理由のみ)</li> </ul> <p>条例制定、補正予算の6件を議案上程のみ</p>	
〃	17	水	本会議 本会議終了後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般質問(平議員・美山議員・牧議員 3名)</li> <li>○まち・ひと・しごと創生推進会議による説明会</li> </ul>	
〃	18	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般質問(福留議員・明石議員 2名)</li> </ul>	
〃	19	金	委員会  本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各常任委員会付託案件審査</li> <li>○議案 5件(質疑～討論～採決)</li> <li>○委員会陳情審査報告(報告～質疑～討論～採決)</li> <li>○閉会中の継続審査・所管事務調査(議運・総文厚・経建委員会)</li> <li>○閉会</li> </ul>	



# 平成27年第2回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成27年6月16日



平成27年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月16日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 陳情第1号 「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書（総務文教厚生委員会閉会中の継続審査に伴う審査報告）
- 日程第5 陳情第4号 佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置について（経済建設常任委員会へ付託）
- 日程第6 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について（総務文教厚生常任委員会へ付託）
- 日程第7 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書（総務文教厚生常任委員会へ付託）
- 日程第8 発議第1号 伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 承認第3号 徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の一部を改正する専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 承認第4号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 承認第5号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 承認第6号 平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 承認第7号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第14 承認第8号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 承認第9号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決

処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

- 日程第16 承認第10号 平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第17 承認第11号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第18 承認第12号 平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第19 承認第13号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第20 報告第4号 平成26年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告（報告～質疑）
- 日程第21 報告第5号 平成26年度伊仙町一般会計事故繰越繰越計算書の報告（報告～質疑）
- 日程第22 報告第6号 伊仙町農業振興計画（平成27年度～31年度）の策定の報告（報告～質疑）
- 日程第23 議案第33号 伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定（提案理由説明のみ）
- 日程第24 議案第34号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）（提案理由説明のみ）
- 日程第25 議案第35号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明のみ）
- 日程第26 議案第36号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明のみ）
- 日程第27 議案第37号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（提案理由説明のみ）



1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君                      事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	益一男君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	當吉郎君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	仲島正敏君
社会教育課長	明勝良君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成27年第2回伊仙町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって永田誠君、福留達也君、予備署名議員を前徹志君、明石秀雄君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は本日6月16日から6月19日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は本日6月16日から6月19日までの4日間と決定いたしました。なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（琉 理人君）

日程第3 諸般の報告を行います。  
初めに、議長より平成27年第1回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。  
議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。したがって主な項目についてだけご報告いたします。  
まず、冒頭に今回台風6号や竜巻などの災害において、甚大な被害に遭われた町民の皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。また、1日も早く平穏な生活が送られますよう議会を代表してお祈り申し上げます。  
3月23日、平成26年度伊仙町健康づくり母子保健推進会議がほーらい館A会議室で開催され、本町の合計特殊出生率が2.81と厚生労働省から発表されたことに伴い、全国からも注目を浴びていることを踏まえて、これまでの主な取り組みと今後の改善策について協議がなされました。  
また、同会場において平成26年度健康長寿2021推進協議会も行われ、本町のキャッチコピーでもある、健康、長寿、癒しの町を目指した計画を策定するに当たり、各分野からお集まりいただいた

皆様によって建設的な意見交換がなされました。

4月2日、徳之島三カ町協議会初の試みとして、犬田布岬において奉仕活動を実施いたしました。当日は三カ町議会並びに大久保町長、伊喜副町長にもご協力いただき、町職員も含めて親睦を深めるなど美化活動とあわせて大変意義深い1日となりました。ご協力をいただいた町執行部の皆様には、徳之島三カ町議会を代表して厚く御礼を申し上げます。

5月13日、鹿児島県離島振興町村議会議長会臨時総会が鹿児島市のホテルウェルビューかごしまで開催されました。今回の総会は離島振興町村会議長会の役員改正が任期満了に伴って行われ、会長に鎌田勇二郎中種子町議会議長、副会長に安和弘瀬戸内町議会議長、幹事に児島薩男長島町議会議長が新たに選任されました。

5月21日、第58回奄美群島市町村議会議員大会が和泊町町民体育館で開催され、大会冒頭に本町議会の樺山一議員が長年の議会議員として功労が認められ、自治功労賞をいただきました。

その後、各ブロック別に喫緊の課題を取り上げ、地区選出の県議会議員の皆様からご助言をいただいた上、提案事項全てを全会一致で採択し、県議会へ送付することになりました。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より定期監査及び平成27年5月分までの例月出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備していますのでご確認ください。

次に、所管事務調査報告であります。

前回の第1回定例会本会議において議決されました、各委員会による閉会中の継続審査の申出に基づき、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

#### ○総務文教厚生常任委員長（樺山 一君）

総務文教厚生常任委員会が閉会中に実施した、所管事務調査事項の平成25年度過疎集落等自立活性化事業並びに、平成26年度過疎地域自立活性化推進事業に関する調査の経過と結果を報告いたします。

今回の調査の方法は、経済建設常任委員会と合同で実施し、調査の概要といたしましては、各事業が空き家調査並びにリノベーションを中心とした事業として国庫補助を活用していることから、1番重要な空き家を利用した各事業の費用対効果を検証することを目的として調査しました。

そのような調査内容に基づき、まず平成25年度過疎集落等自立活性化事業、総事業費950万円について実績報告が企画課当時の担当者より説明がありました。

平成25年度においては、過疎化が進む中心部から離れた集落において空き家が増加しており、この空き家を活用し、移住希望者のニーズに応えることを目的とした事業でありました。

具体的な業務内容としては、空き家確認や査定から始まり、シルバー人材と連携し、再利用資材等を活用した低コストで改修する滞在型ハウスとしての改修、さらに利用率向上に向けてのPR、利用者からのアンケートを行うなど、同事業による独自の評価、改善なども適正に行われていまし

た。

今回、空き家調査においては、各集落の駐在員からも協力をいただきながら、調査対象件数106件のうち、良質物件として16件も上げられたことが1つの事業成果として評価できるものであり、今後財政事情によってはさらなる空き家の利活用が期待できるものでありました。

次に、シルバー人材による再利用資材を活用した改修についてですが、専門家によるサポートを受けながら、改修並びに運営に至るまでの体制構築が図られており、特に賃貸契約についてはNPO法人と家主との間にサブリース契約を締結し、ゲストハウスとして利用可能になっていることとのでありました。

ゲストハウスの利用向上に向けての取り組みとしては、NPO法人において毎月1回の定例会を行い、前月の収支確認と反省、今後の計画について戦略が練られるなど自助努力がなされてきました。

しかしながら、現状の利用実績においては、PRやイベント企画等の立案並びにタイアップが結果に結びついていない状況であり、平成26年11月のオープンから平成27年3月末までの利用実績として延べ12組が利用しており、平成27年3月のみが黒字であり、それ以前は赤字の状況でありました。

これらを勘案し、今後の利用率向上に向けては町行政も各課の事業等を通してゲストハウスの利用率向上に向けて連携を強化するなど、自立的発展を遂げるための支援を強く要望いたします。

次に、平成26年度過疎地域等自立活性化推進事業総事業費1,000万円の実績報告について説明がありました。

平成26年度の同事業については、平成25年度事業とほぼ同様の趣旨の事業であり、特に空き家の増加と移住希望者の住居ニーズを満たせないというミスマッチを解消し、なおかつ人口減少が進む小規模校区、当該年度は鹿浦校区を対象に貸主の負担を軽減し、移住希望者にスムーズに貸し出すことを目的とした事業でありました。

平成26年度の同事業の具体的な業務内容も平成25年度と同様であり、空き家確認査定から始まり、改修プランの作成を得てシルバー人材による荷物の整理や草刈等を行っていました。

業務内容別に検証すると空き家調査においては、駐在員の協力を得て空き家として上がった件数は9件あり、うち良質物件はなく内装などの改修と除草作業を行えば居住可能な物件が4件あったという調査結果でありました。

次に、改修プランの作成については地元工務店に改修プランの作成を委託し、特に居住者のニーズ、長期的な視点で対応できるよう大幅な改修を行わず、物件の間取りを変えずに改修されることを基本に作成されておりました。

今後は、このようなモデル物件も町内外にPRし、移住、定住促進に寄与できることを目指し、町行政と民間団体の連携により強化していただくよう要望するところであります。

最後に、今回の調査を踏まえて今後の課題として上げられるのは、特に家主や登記名義人の所在

確認など税金投入以外で支援できる方策を行政と民間で協議し、これを地方創生の主体である民間活力で継続して推進できるよう町執行部の支援を要望し、当委員会の閉会中の調査報告といたします。

平成27年6月16日、総務文教厚生常任委員会。

#### ○議長（琉 理人君）

これで総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を終結します。

次に、経済建設常任委員会の報告を求めます。

#### ○経済建設常任委員長（前 徹志君）

経済建設常任委員会委員長報告をいたします。

常任委員会が閉会中に実施した所管事務調査事項の平成25年度、過疎集落自立活性化事業並びに平成26年度過疎地域等自立活性化推進事業に関する調査の経過と結果を報告いたします。

今回の調査の概要は総務文教厚生常任委員会同様であり、今後の利用に向けて当委員会の所管にかかわる件を重点的に着目し調査を実施いたしました。

まず、調査の詳細は総務文教厚生常任委員会と同様であるので、割愛いたしますが各事業の着工に当たって、空き家の構造上、創意工夫が施されておりました。

特に水回りやトイレの様式化など、利用者のニーズに適切に応え、改善がなされておりました。

しかしながら指摘事項として、事務処理の観点から見積書を徴集する上で1社のみから徴集しないことを指摘し、担当課や受託されているNPO法人の理事長に向けて公平性を保たれるべく、他の事業も含めて今後は町の条例に即して、3社以上から見積もりを徴集することを要請いたします。

次に、今後の空き家の改修計画については、限られた補助金の中で改修を施すことが可能であるということが今回の事業実績で証明されたので、島の魅力を存分に体験できるグリーンツーリズム事業等を策定し、空き家改修を並行して進めていくことで、移住、定住促進に向けて、起爆剤になることが期待されることから、関係各課を通じて協議されるよう強く要望するところであります。

また、近年女性から発信される口コミで利用率向上が期待されることから、女性を中心にした事業やイベントも企画し、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス等）を活用することも模索するなど、利用率向上に向けて積極的に取り組まれることを要望いたします。

最後に、管理運営方法について、現在利用者からの管理に当たっての清掃費を徴収していないなど、料金形態が明確でないところもあります。

現状では、消耗費等なども利用者負担とあっており、またシーツ等は洗濯機等を利用しているようではありますが、利用者が借りやすくわかりやすい料金形態を構築することで、利用率に影響していくものと考え、今後は担当課並びに管理者のNPO法人との協議の上、早急に料金形態の見直しをすることを要望いたします。

また、運営に当たっては、無線LANの整備がなされておらず、近年の情報社会にあってネット

環境が整備されていないことは致命的であります。

また、世界自然遺産登録も視野にこの空き家活用を行いたいとの意向がありましたが、国内のみならず国外のお客様も容易に利用できるようクレジットカードでの精算を可能とすることで、利用率に拍車がかかるものと期待されます。

これらの件については、他の公共民間施設も含めて、町行政より率先して取り組まれるよう強く要望いたします。

以上が、当委員会の調査経過と結果であります。今後も同様の事業を継続していくことが大変重要であり、特に地方創生に向けての第一歩であることを認識され、町職員がリーダーシップを発揮し、他の公共民間団体、商工会、観光連盟、NPO団体等の連携を支援するなど、同事業が自立的発展を遂げて行くことを願い、委員会の閉会中の調査報告といたします。

平成27年6月16日、経済建設常任委員会委員長、前徹志。

#### ○議長（琉 理人君）

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

#### ○町長（大久保明君）

3月定例会以降の主な件につきまして行政報告を行ってまいります。

3月25日に記載はしてありませんけれども、沖縄と徳之島・沖永良部の第一航空の経営が困難だということで、休止するという報告がございました。

3月27日に番匠幸一郎陸上自衛隊西部方面総監が来町いたしました。

4月2日に先ほど報告があったとおり、徳之島三町議員の初めてのボランティア活動が共同で行われました。

観光に関しましては、三町一体で取り組んでいくという共通認識が確認されたと思います。

4月7日、戦艦大和の慰霊祭がございまして、P-3Cの慰霊飛行、藤田幸生先生によりますいろいろな挨拶等70周年記念すべき慰霊祭でございました。

今後ともこの慰霊祭をそしてこの犬田布岬の慰霊塔の価値を強力に発信していく時代が到来したと思っております。

4月10日に関西奄美会の100周年に向けてという座談会がございまして、町村会長として関西の奄美会の役員の方々との座談会がございました。

地方創生等、そしてまたこれから奄美が輝く時代だということでの期待感もありました。

一方、ふるさと留学とかふるさと回帰ということに関しましては、地元と郷友会との意識の差があるように感じました。

これをいかに共通認識を持っていくかが今後の大きな課題はないかと思います。

4月14日に奈良大学の坂井秀弥教授が来町いたしまして、カムイヤキ保存計画書が完成したという報告でございました。

また、同日伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を立ち上げました。

4月27日に関しまして、県政説明会が28日にございまして、その前に徳之島の3町長、3議長で知事を表敬訪問いたしまして、奄美大島のバニラ効果を踏まえて徳之島へのLCCの要請を非公式の形で行ったところであります。

県政説明会で伊藤知事の挨拶の中で、地方創生に関しましては、非常に今後Iターン、Uターンが地域に来る時代になるという非常に楽観的な意見を知事が発表いたしました。

そのためにも共生共同ということをさらに地域づくりのために深めていくと、そして県と市町村が今まで以上に力を合わせるということが重要であるというというふうな挨拶でございました。

5月5日に、崎原地区の中原公民館の改修のセレモニーがございました。

台風でほぼ全壊した公民館を地元と出身者で再建をしたという、まさに住民自治の手本でもあると思います。

シャワーを完備し、今後民泊等の受け入れ体制を狙っていくというふうな意見でございました。

5月9日、10日は、沖縄県うるま市において全国闘牛サミットが開催されまして、ナイター闘牛で徳之島対沖縄の対抗戦など大変盛り上がりました。

また、いろんなサミット、全島大会におけるセレモニーは徳之島闘牛連盟が今後見習うべき点が多数あり、学んできたと思っております。

先ほど議長のほうから申し上げましたけれども、5月12日に台風の影響下で下検福からウスクドウにかけての竜巻が発生いたしまして、あわせて13軒の半壊等の被害がございまして、各集落においてはいち早く婦人部を中心に炊き出し等が行われ、そして集落住民が集まって後片づけをやっていました。

また、町職員もこの片づけから災害調査等いち早く行って、職員の機動力のそして俊敏さ等に関しまして、改めて職員の自覚、意識が向上していることが確認されました。

5月15日に徳之島空港利用促進協議会総会がございまして、この中でこの促進協議会の名で要請、要望書を今もう既に発送いたしました。

その内容に関しましては、LCCピーチを利用して関西空港から徳之島間の要請、そしてもう1つは伊丹空港から徳之島へのJ-AIRの要請を行っております。

また、この中で徳之島空港の活性化のために兵庫県豊岡市コウノトリ空港とそれから出雲市の縁結び空港との交流を3自治体で今後やってくという確認書を初めて表明いたしました。

私も先般出雲市長とお会いいたしまして、非常に前向きな連携をとっていくことを確認いたしたところでございます。

5月18日、徳之島用土地改良区の理事総会がございまして、土地改良区の職員が1名欠員となったということで、その中で伊仙町の職員がいないわけでありましてけれども、欠員の天城町のほうからまた採用ということになりました。

この4名の職員がいるんですけれども、今後職員採用に当たりましては、3町としっかり協議を

してやっていくということに決定をいたしました。次回は伊仙町から採用っていうことを決定いたしましたところでございます。

5月19日に徳之島観光連盟の総会が開催されまして、新しい会長に伊仙町から浜口会長が決定いたしました。会長の責務は島全体そしてあらゆる団体に配慮していくことのできる人物が適当だというふうに思っておりますので、まさに適任だと思っております。

5月21日には、樺山一議員が自治功労賞を受賞いたしました。おめでとうございます。

また和泊町出身の重村先生による東アジアの今後の動向につきまして、専門家として政治の裏側のいろんな実態等について生々しい発表が行われました。

5月24日に徳之島の将来の医療・福祉を考える会の役員会がございまして、この中で産婦人科医を3町で財政負担をしていますけれども、今後小児科、麻酔科についても検討していうということが決定をいたしました。

5月29日に日本マルコの久川様と伊藤様が来島いたしまして、今後の日本マルコの来年4月オープンに向けての職員の配置そして樟南二高、徳之島高校に表敬訪問いたしまして、卒業生を今後採用していきたいという中で、この樟南二高、徳之島高校の生徒さんたちが一旦横浜、名古屋等の工場に就職した後に帰れるような、島の工場に帰れるような体制がという意向を述べていただきました。

5月30日には阿三集落の収穫終了祭、豊作祈願祭がありまして、大変な盛り上がりでありました。

駐在員さんの強力なリーダーシップのもとで創立90周年に向けて、鹿浦小学校の子供たちの活躍などで大変な盛り上がりでございました。

6月2日から4日の間、全国離島振興協議会の総会、理事会が隠岐の島地区で行われまして、2日に島前の西ノ島で、平成24年度に徳之島で開催されました。そこで、全国離島医療サミットのパネラーの1人でありました島前病院の白石院長の講演がございました。

また、3日には海士町知夫村を視察いたしまして、海士町は皆さんご存じのとおり、今地方自治で地方創生をまさに実現している最先端の町でありますけれども、ここで島前高校を復活させた、そして学習センターを同時に併設して、全国から多くの方々が来島してIターン、Uターンの方々、そしていろんな地元の6次産業化が進んでおることにほんとに驚くばかりでございました。

6月4日に、夏祭り実行委員会が開催されまして、今年はシルバーウィークの期間中である9月20日に夏祭りを実行することが決定いたしました。

6月6日には、離島救急医療フォーラムがほーらい館でございまして、救急医療について澤所長の発言などが高く評価されております。

これは、青年会議所が主催であるフォーラムで、若い方々がみずからこのようなイベントを打ち出していくということは、大変すばらしいことだと思っております。

6月9日から11日までは、各種協議会が奄美市で開催されまして、初日に観光物産協議会の中で伊仙町出身の佐平仁志さんが今東京のほうで徳之島アンテナショップをしていますけれども、今奄



美市とか喜界町のアンテナショップもいろんな6次産業化、いろんな産物が出ております。奄美全体のアンテナショップということで担っていきたいということで、各首長の方々大変喜んでおりました。

6月11日の地域行政懇談会の中で奄美の農業、観光ともう1つの柱である情報がまだ遅れているということで、ICTの講演がございました。

6月12日より、集落座談会を喜念集落から始めまして、この今回は地方創生を中心にその説明と住民の意見を今聞いて回っているところであります。伊仙町民全てで、オール伊仙町で総合戦略を策定していくということが今後重要ではないかと思っております。

6月13日にこれ伊仙町合同ブロック協議会っていう形で、これも初めての試みでありますけれども、美山議員が中心となりまして交通安全協会やら保護士会、そして徳之島警察署の方々、各学校の校長先生が一堂に会しまして、今後島のあらゆる住民自治も含めた形での会合で大変意義深いものがありました。

その中でいろんな犯罪の防止に関しまして、情報提供ということが重要であるということです。例えば、この島内において肥料の盗難等いろんな空き巣などがあるんですけど、その情報を勇気を出して各駐在所・徳之島警察署と連携をとっていかなければ、いつまでたってもこれは改善していかないだろうというふうな意見もございました。

昨日の面縄でのかたろわでいでは、面縄港の再開発そして、若い独身の男女の出会いの場を行政が責任をもって開催していくような要望等がございました。

始まったばかりでありますので、また各集落において議員の方々も含めて、積極的な意見を申しまして行政報告といたします。

○議長（琉 理人君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第1号 「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書

○議長（琉 理人君）

日程第4 陳情第1号、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第1号は平成27年第1回定例会において総務文教厚生常任委員会から伊仙町議会会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

陳情第1号、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書の審査結果について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（樺山 一君）

去る6月17日、議会委員会室において委員6名1名欠席、事務局2名出席のもと、陳情第1号、

「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書について審査を行いました。

同陳情は、平成27年第1回定例会において閉会中の継続審査となっていたことから、再度陳情書の趣旨を踏まえて協議いたしました。憲法9条に違反するかという議論については、政府において現在憲法審査会等通じて関連法案も含めて審議中であり、陳情の趣旨に沿った結論には至っておらず、容易には判断できない問題であります。

また、当委員会においては採択要件となり得る町村議会の権限に即しない事項に当たることから慎重に審査した結果、不採択すべきものと決定いたしました。平成27年6月16日、総務文教厚生常任委員会委員長、樺山一。

○議長（琉 理人君）

これから陳情第1号、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情1号の委員長報告は不採択です。

陳情第1号、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書を採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立少数です。したがって陳情第1号、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書は不採択とすることに決定しました。

△ 日程第5 陳情第4号 佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置について

△ 日程第6 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について

△ 日程第7 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

○議長（琉 理人君）

日程第5 陳情第4号、佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置について、日程第6 陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について、日程第7 請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書の3件を一括して議題とします。

平成27年第1回定例会閉会后、これまで受理した請願書並びに陳情書は6件です。

したがってお手元にお配りしました請願、陳情文書一覧のとおり、陳情第4号、佐弁集落に関する街灯の設置について、陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書については、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

その他の陳情書については、議会申し合わせ事項のとおり文書配付といたします。

△ 日程第8 発議第1号 伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（琉 理人君）

日程第8 発議第1号、伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

---

再開 午前10時51分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○10番（樺山 一君）

提案理由の説明を申し上げます。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の届け出について新たに規定するものである。

以上です。

○議長（琉 理人君）

発議第1号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号、伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって発議第1号、伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第9 承認第3号 徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の一部を改正する専決処分の承認

○議長（琉理人君）

日程第9 承認第3号、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の一部を改正する専決処分の承認について議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成27年度第2回伊仙町定例会に提案いたしました、承認第3号についての理由を説明いたします。

承認第3号は、平成27年第1回伊仙町議会定例会に議案第31号で提案した徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の一部を改正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

承認第3号、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の一部を改正する専決処分の承認について補足説明を行います。

平成27年第1回伊仙町定例議会において議案第31号で提案しました、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の、所属長100%を所属長より100%に改めるものでございます。

ご審議賜りますようお願いいたします。これに関しましては中央からの指導により「所属町100%」を入れてくださいということでした。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

承認第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の一部を改正する専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって承認第3号、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の一部を改正する専決処分の承認は承認されました。

#### △ 日程第10 承認第4号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第10 承認第4号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

承認第4号は、地方税法等の一部を改正する法律が国会で成立し、4月1日施行に伴い伊仙町においても税条例の一部を改正する必要がある、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを許します。

○税務課長（益 一男君）

承認第4号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての補足説明をいたします。

法律改正に伴いまして平成27年3月31日付交付により伊仙町税条例の一部改正するもので、主なものといたしましては6ページをお開きください。

1番下段の欄の軽自動車税に関する経過措置でございます。

第4条新条例附則第16条の規定は平成28年度分の軽自動車税について適用する。

主な内容といたしましては、税改正により軽自動車税の税率が本来ならば平成27年4月1日適用分でございますが、来年の平成28年度分から軽自動車税の税額が引き上げられることとなります。

以上、審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（琉 理人君）

承認第4号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

ただいまの説明では、法律改正で国の決定に基づくものという説明でありますけど、今の現額からどれだけ上がることになるんですか。

○税務課長（益 一男君）

軽自動車税は、原動機付き自転車、バイクとかあるいは軽乗用車あるいは軽トラック等ございますが、大幅にいいますと50cc以下の原動機付き自転車、オートバイ、これが現行では1,000円で、28年度以降は倍の2,000円になります。

そして乗用車、軽の乗用車が今7,200円の税率が1万800円と上がります。

そして軽トラック等のトラック4,000円税が5,000円に上がっていきます。

細かいものがありますが、また表にしていろいろ広報等もしてありますので、また必要なときがありましたらまた税務課に置いてございますので確認をしていただきたいと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

いろいろと国の税収や各地方自治体の税金も少なくなってるというようなこと等を考えますと、やむを得ない措置かなと思われるわけでありましてけれども、今軽トラックとか50cc滞納が大分あると思います。

その滞納分を含めて今後徴収率を上げるためには、これ税率上がってくるわけですので、かえってまた滞納も増えてくるんじゃないかなと危惧されますので、そこらあたりをしっかりと確認をしながら協議をしながら滞納等がないように、町民に周知徹底して理解を得られるような方策を講じていただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

これは次の5号についても同じことなんですが、国会を通過して決定したのがいつなのか、またその通知、通達が来たのがいつなのかお願いいたします。

○税務課長（益 一男君）

お答えをいたします。

私の知る限りでは、平成27年3月31日付で参議院本会議を通過が17時2分ぐらいだと聞いております。

通達については、今はっきりと覚えてございませんが、メールによって最初税務課宛てに受ててんですが、その内容をもう1度確認をしていきたいと思っております。

○9番（明石秀雄君）

専決をしてしまうと我々は幾ら議論してもその効力が影響がないわけですが、できたらこういうものは、やはり町民に直接関係のある税条例がほとんど上がるわけでありますので、我々にも議論して、その結果が影響を及ぼすようなことにしていただきたいんですが、3月31日の議決したとなれば、皆さん通知、通達来るの4月以降です。それを3月31日で専決できるのかどうかお伺いします。

○議長（琉 理人君）

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時16分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長（益 一男君）

先ほどのご質問にお答えをいたします。

国会の閣議決定が、先ほど申しましたように、平成25年の3月31日火曜日22時42分に、国のほうから各都道府県町村担当者宛てに、地方税法等の一部を改正する法律等の公布がございました。

この通知を受けまして、平成27年4月1日より施行ということで、3月31日付で専決処分に至った経緯であります。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第4号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認は、承認されました。

△ 日程第11 承認第5号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第11 承認第5号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

承認第5号は、国民健康保険税の一部を改正する法律が国会で成立し、4月1日施行に伴い、伊仙町においても国民健康保険条例の一部を改正する必要があると、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めたものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（益 一男君）

承認第5号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての補足説明をいたします。

まず、改正内容は、国民健康保険料の賦課限度額の見直しと、低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得等の見直しであります。

伊仙町国民健康保険税の税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中、51万円を52万円に改め、同条第3項ただし書き中、16万円を17万円に改め、同条第4項ただし書き中、14万円を16万円に改める。第23条中、51万円を52万円に、16万円を17万円に、14万円を16万円に改め、同条第2号中、24万5,000円を26万円に改め、同条第3号中、45万円を47万円に改める。

附則等、下にお示しのとおりでございます。

以上、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。



○議長（琉 理人君）

承認第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第5号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認は、承認されました。

- △ 日程第12 承認第6号 平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認
- △ 日程第13 承認第7号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認
- △ 日程第14 承認第8号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認
- △ 日程第15 承認第9号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認
- △ 日程第16 承認第10号 平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認
- △ 日程第17 承認第11号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認
- △ 日程第18 承認第12号 平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第12 承認第6号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認、日程第13 承認第7号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認、日程第14 承認第8号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認、日程第15 承認第9号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認、日程第16 承認第10号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認、日程第17 承認第11号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認、日程第18 承認第12号、平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

承認第6号から第12号までは、平成26年度の伊仙町一般会計補正予算（第8号）、伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）、伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第5号）、伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）、伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

平成26年度一般会計補正予算書（第8号）をお開きください。

承認第6号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額54億9,858万2,000円、歳入歳出それぞれ1億9,608万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を53億249万7,000円とするものでございます。

8ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入から説明をいたします。

1 款町税、補正前の額2億8,444万8,000円に1,707万円を増額補正し、2億8,615万5,000円とするものです。主な理由といたしましては、たばこ税の増収によるものでございます。

2 款地方譲与税、補正前の額7,506万2,000円に380万7,000円を減額補正し、7,125万5,000円とするものです。主な理由といたしましては、地方揮発油譲与税の減額によるものでございます。

3 款利子割交付金、補正前の額36万8,000円に13万8,000円を増額補正し、50万6,000円とするものです。

4 款配当割交付金、補正前の額24万3,000円に120万6,000円を増額補正し、144万9,000円とするものです。他、株式等譲渡所得割交付金、補正前の額1,000円に99万1,000円を増額補正し、99万2,000円とするものです。

6 款地方消費税交付金、補正前の額4,441万2,000円に1,092万2,000円を増額補正し、5,533万4,000円とするものです。

7 款自動車取得税交付金、補正前の額610万円に131万4,000円を減額補正し、478万6,000円とするものです。

8 款地方特例交付金、補正前の額1,000円に29万3,000円を増額補正し、29万4,000円とするものです。

10 款交通安全対策特別交付金、補正前の額160万円に9万4,000円を減額補正し、150万6,000円とするものです。

11 款分担金及び負担金、補正前の額5,752万1,000円に602万8,000円を減額補正し、5,149万3,000円とするものです。

12 款使用料及び手数料、補正前の額5,047万2,000円に24万5,000円を減額補正し、5,022万7,000円とするものです。

13 款国庫支出金、補正前の額6億9,434万8,000円に807万円を減額補正し、6億8,627万8,000円とするものです。

14 款県支出金、補正前の額5億2,507万6,000円に6,923万6,000円を減額補正し、4億5,584万円とするものです。主な理由といたしましては、農林水産費県補助金の減額によるものでございます。

15 款財産収入、補正前の額1,698万6,000円に3万8,000円を増額補正し、1,702万4,000円とするものです。

16 款寄附金、補正前の額802万7,000円に2万円を増額補正し、802万7,000円とするものです。

17 款繰入金、補正前の額1億2,372万3,000円に9,251万3,000円を減額補正し、3,121万円とするものです。

19 款諸収入、補正前の額5,783万5,000円に120万7,000円を増額補正し、5,904万2,000円とするものです。

20 款町債、補正前の額5億3,166万3,000円に3,130万円を減額補正し、5億36万3,000円とするものです。

以上、収入合計、補正前の額54億9,858万2,000円に1億9,608万5,000円を減額補正し、53億249万7,000円とするものでございます。

10ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1 款議会費、補正前の額9,219万7,000円に40万円を減額補正し、9,179万7,000円とするものでございます。

2款総務費、補正前の額8億1,765万1,000円に225万8,000円を増額補正し、8億1,990万9,000円とするものです。主な理由といたしましては、総務管理費の財政調整基金の積み増しによるものでございます。

3款民生費、補正前の額13億8,369万7,000円に2,297万8,000円を減額補正し、13億6,071万9,000円とするものです。主な理由といたしましては、障害福祉費の減額によるものでございます。

4款衛生費、補正前の額5億5,608万1,000円に1,939万5,000円を減額補正し、5億3,668万6,000円とするものです。主な理由といたしましては、環境衛生費の減額によるものでございます。

5款農林水産費、補正前の額5億3,718万3,000円に9,371万2,000円を減額補正し、4億4,347万1,000円とするものです。主な理由といたしましては、農林水産物輸送コスト支援事業費の減額によるものでございます。

6款商工費、補正前の額1億361万9,000円に86万5,000円を減額補正し、1億275万4,000円とするものです。

7款土木費、補正前の額3億8,678万2,000円に2,765万円を減額補正し、3億5,913万2,000円とするものです。主な理由といたしましては、道路維持費の減額によるものでございます。

8款消防費、補正前の額1億7,251万6,000円に129万8,000円を減額補正し、1億7,121万8,000円とするものです。

9款教育費、補正前の額4億2,624万円に855万5,000円を減額補正し、4億1,768万5,000円とするものです。

10款災害復旧費、補正前の額1億3,980万9,000円に1,465万7,000円を減額補正し、1億2,515万2,000円とするものです。主な理由といたしましては、道路、河川等災害復旧費の減額によるものでございます。

11款公債費、補正前の額8億7,780万6,000円に636万8,000円を減額補正し、8億7,143万8,000円とするものです。

13款予備費、補正前の額500万円に246万5,000円を減額補正し、253万5,000円とするものです。

以上、歳出合計、補正前の額54億9,858万2,000円に1億9,608万5,000円を減額補正し、53億249万7,000円とするものです。

続きまして、第2表の地方債の補正について説明いたします。

7ページにお戻りください。

起債の目的、(1)過疎対策事業債、補正前の限度額2億3,050万円に対し、補正後の限度額を2億2,060万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、表記載のとおりでございます。

(2)辺地対策事業債、補正前の限度額3,220万円に対し、補正後の限度額を2,930万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法に関しましては、表記載のとおりでございます。

(3)公営住宅施設整備事業債、補正前の限度額6,930万円に対し、補正後の限度額を6,110万円

とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、表記載のとおりです。

(5) 災害復旧事業債、補正前の限度額3,080万円に対し、補正後の限度額を2,050万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、表記載のとおりです。

合計、補正前の限度額5億3,166万3,000円に対し、補正後の限度額を5億36万3,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、承認7号、承認8号、承認9号について、保健福祉課のほうから補足説明をいたします。

承認第7号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてでございます。

第1条の既定の歳入歳出予算の総額12億383万4,000円に歳入歳出それぞれ5,468万1,000円、率に申し上げますと4.5%を減額し、歳入歳出予算の総額11億4,915万3,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

増減額の主な項目についてご説明いたします。

まず、事項別明細書、総括の歳入のほうでございます。

1款国民健康保険税、税務課管轄なんですけども私のほうからあわせて報告します。

既定の予算に1,785万2,000円を減額し、9,218万円とするものでございます。

主な理由といたしましては、一般被保険者国民健康保険税1,590万1,000円の減額となるものでございます。

6款療養給付費交付金、既定の予算から966万5,000円を減額し、4,209万5,000円とするものでございます。

主な理由といたしましては、退職者医療給付費1,538万8,000円などでございます。

7款前期高齢者交付金、既定の予算から2,142万3,000円を減額し、9,530万7,000円とするものでございます。

8款共同事業交付金、既定の予算から1,798万5,000円を減じ、1億7,964万1,000円とするものでございます。

主な理由といたしましては、保険財政共同安定化事業交付金の減額によるものでございます。

10款繰入金、既定の予算から1,428万円を減額し、1億9,187万円とするものでございます。

主な理由といたしましては、基金繰入分がなかったということで、基金繰入分の減額となっております。

次ページの歳出のほうをお開きください。6ページになります。

歳出についても、主なものについてご説明いたします。

医療給付費の実践に伴うものでございます。

2 款の保険給付費、既定の予算から5,281万8,000円を減じ、6億5,496万2,000円とするものでございます。

主な理由といたしましては、一般被保険者療養給付費2,193万4,000円の減額、高額療養費2,058万8,000円の減額、退職被保険者療養給付費207万4,000円の減額が主な理由でございます。

8 款の保険事業費、既定の予算から364万5,000円を減額し、1,327万2,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、特定健診事業費の315万9,000円の減額分と保健指導48万6,000円の減額についての主な理由でございます。

続きまして、承認第8号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について補足説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額9億7,870万6,000円に歳入歳出それぞれ1,288万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額9億6,582万円とするものでございます。

5 ページのほうをお開きください。

主なものについてご説明いたします。歳入でございます。

3 款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金ということで、既定の予算から1,767万7,000円を減額し、2億6,563万1,000円とするものでございます。

節に書いてございますとおり、介護給付費交付金の現年度分ということで、1,603万1,000円を減じております。実績に伴うものについてでございます。

次の7ページのほうをお開きください。歳出でございます。

2 款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費でございます。

既定の予算から1,343万5,000円を減額し、2億8,456万5,000円とするものでございます。

節に書いてございますとおり、19節負担金補助及び交付金の中において居宅介護サービス費の1,343万5,000円の減額ということで、実績に伴うものでございます。

次のページ、8 ページをお開きください。

2 款保険給付費2項介護予防サービス等諸費1目同じです。

既定の予算から699万5,000円を減じ、2,400万5,000円とするものでございます。

これも、19節の介護予防サービス給付費の699万5,000円の減額ということになっております。

続きまして、承認第9号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額1億8,283万4,000円に歳入歳出それぞれ325万6,000円、率に申し上げますと1.9%を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,957万8,000円とするものでございます。

5 ページをお開きください。あわせて増加の大きなものについてご説明いたします。

歳入でございます、5 ページ。

1 款1項1目特別徴収保険料ということで、既定の予算から59万円を減額し、2,779万1,000円とするものでございます。特別徴収保険料ということで、年金から差し引くものでございますけども、

死亡とか、そういった所得構成とか、そういったものについての減額があったということのあらわれであります。

2目普通徴収保険料、既定の予算から176万4,000円を減し、517万8,000円とするものでございます。普通徴収保険料についても、先ほど申し上げたとおり所得の過誤修正とか、死亡とかによるものでございます。

次ページをお開きください。歳出でございます。主なものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目、既定の予算から249万1,000円を減じ、1億7,711万5,000円とするものでございます。

19節に書いてあるとおり、被保険者保険料特別徴収分の42万8,000円、被保険者保険料普通徴収分の115万7,000円等であります。

以上、特別会計申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億2,115万1,000円に歳入歳出それぞれ604万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,510万2,000円とするものです。

1ページをお願いいたします。

1の使用料及び手数料、528万3,000円を減額し、4,486万6,000円とするものです。

4諸収入の1の雑入については、社会保険の個人負担分など76万6,000円を減額し、949万1,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の節の11需用費の燃料費については、主に重油ですが、11月ごろからにかけて単価が安くなったことによるものであります。

次に、節の27公課費の消費税については、実績による減額等であります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

#### ○水道課長（喜 昭也君）

それでは、承認第11号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額3億9,065万9,000円に歳入歳出それぞれ2,054万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,011万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。まず、歳入からご説明いたします。

1款使用料及び手数料1目水道使用料、補正前の額4,673万9,000円に1,437万6,000円を減額補正し、3,236万3,000円とするものでございます。

6款町債2目公営企業債、補正前の額8,750万に600万を減額補正し、8,150万とするものであります。

続きまして、歳出について説明します。7ページでございます。

1 款水道事業費 1 項一般管理費 1 目一般管理費、補正前の額3,583万2,000円に57万9,000円を減額し、3,525万3,000円とするものでございます。

次に、2 項原水浄水費 1 目原水浄水費4,346万6,000円に672万9,000円を減額し、3,673万7,000円とするものであります。

次に、3 項配水給水費 1 目配水給水費599万6,000円に207万3,000円を減額し、392万3,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

2 目西部地区基幹改良費、補正前の額 1 億9,933万7,000円に185万2,000円を減額し、1 億9,748万5,000円とするものであります。

次に、3 目東部地区基幹改良費6,230万1,000円に554万9,000円を減額し、5,675万2,000円とするものであります。これは、主に15節の工事請負費でございます。

次に、1 項公債費 1 目元金、補正前の額3,356万5,000円に352万5,000円を減額し、3,004万円とするものであります。

次に、2 目利子といたしまして、補正前の額1,016万2,000円に24万1,000円を減額し、992万1,000円とするものであります。

以上、簡易水道特別会計補正の説明を終わります。

続きまして、承認第12号、平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

1 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の補正の収入のほうから説明させていただきます。合計額のみ説明させていただきます。

第1 款水道事業収益、既決の予算額9,620万5,000円に904万円を減額補正し、8,716万5,000円とするものであります。

次に、支出について説明します。

第1 款水道事業費9,620万5,000円に904万円を減額し、8,716万5,000円とするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の補正について説明いたします。まず、収入でございます。

第1 款資本的収入の2,240万6,000円に3,000円を減額し、2,240万3,000円とするものでございます。

次に、支出についてでございます。

第1 款資本的支出、既決の予算額3,300万7,000円に443万9,000円を減額し、2,886万8,000円とするものでございます。

資本的収入額が支出額に対して不足する額、支出から収入を差し引いた額ですが、646万5,000円は過年度分の損益勘定留保資金646万5,000円を補填するものといたします。

最後に、議会の議決を得なければ利用することができない件について説明します。



科目、職員給料費、既決の予算額2,226万5,000円に42万4,000円を減額補正し、2,184万1,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

**○議長（琉 理人君）**

ここでしばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

休憩 午前 11時56分

---

再開 午後 1時30分

**○議長（琉 理人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

承認第6号について質疑を行います。質疑ございませんか。

**○3番（牧 徳久君）**

承認第6号について質疑をいたします。

21ページをお願いします。

21ページの25の積立金、財政調整基金に積み立てを2,000万ほどしてありますが、29年度に、徳之島ダムの償還に向けてこの積み立てがさらに必要ではないかと思いますが、現在幾らぐらいあるのでしょうか。

**○総務課長（樺山 誠君）**

今、基金の状況でございますけども、平成26年度末の基金の状況を申し上げます。

財政調整基金5億4,300万円、減債基金が1億3,000万円、平成26年度末の状況でございます。

**○3番（牧 徳久君）**

5億4,300万とあるわけですが、さらに節約して、徳之島ダムの償還には6億以上の返済が迫っているわけですので、努力していただきたいと思いますが、29年度までにはこの額に達するのでしょうか。

**○総務課長（樺山 誠君）**

今のところ、29年度あるいは30年度、2カ年にわたって徳之島ダムの償還が来るわけでございますけども、約6億円という償還金額が来るんですけども、今これに向けて少しずつでも基金の取り壊しをしないでやっていく方法を考えているんですけども、26年度現在の状況は、6億7,000万程度の基金があるんですけども、27年度の予算を編成するときに財政基金のほうから1億4,000万円の基金を入れてございます。

その中で、今の見込みとして、平成27年度末の見込みとしましたら、財政調整基金が4億300万、減債基金が1億3,000万、計5億3,000万程度ですけども、これから積み増しをして、やはり6億という額は確実に積み立てしていかないとならないというように思っております。

○3番（牧 徳久君）

例えば29年度にこれを全額支払いますと、基金はまた枯渇するわけですが、今後、これを支払いしてもさらなる努力が必要かと思いますが、これは努力されるのかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

これは、我々役場に与えられた課題ですから、確実にやっていかなきゃいけないと思っています。

○3番（牧 徳久君）

33ページをお願いします。

13の農林水産物輸送コスト支援事業費の中で、19の負担金補助及び交付金8,585万9,000円が減額となっているわけですが、これはどういう意味でしょうか。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えします。

この割り当て金額といたしまして1億3,000万円予算計上されたわけですが、この件に関しては、県の離島振興課のほうで、バレイショ農家全戸数で調査し、割り当てした結果、今回の実績といたしましては、JA徳之島さん、それと民間の2業者の方々で今度の輸送コスト予算として4,600万ぐらいが支出されたということと、あとは、皆さんのほうも、去年、JAのほうに視察に行って説明を受けたとおり、値段のほうが高騰したということで、若干民間のほうに流れたということもあって、今年度の専決に今予算計上してあります8,500万以上のお金が減額となったということでございます。

○3番（牧 徳久君）

これは、バレイショだけに適用したのでしょうか。全戸数とおっしゃいましたが、バレイショだけに輸送コスト支援事業は今回適用したのでしょうか。

○経済課長（上木義一君）

民間のほうはバレイショだけですけれど、JAさんのほうとしては、他の野菜関係、十何種類ありますけれど、それにも該当したということです。

○3番（牧 徳久君）

先ほど、JA含めて民間も2業者入っているということでしたが、この2業者においても、JAさんみたいに、個人にこれから支払いするということですか。

○経済課長（上木義一君）

民間の方々には、農家の皆さんのほうに貢献できるような施設、例えば保冷库とか、そういうのを建設して、種子等を保管したり、また、雨天時とか、そういうものを保管するような施設を建設したりとか、そのような形で予算は使う方向でいくと思います。

あと、JAさんのほうは、キロ8円を農家のほうに、7月上旬ぐらいには振り込まれる予定と今聞いております。

○3番（牧 徳久君）

そうしますと、JAに出した方はキロ当たり8円、農家の口座に振り込まれるわけですが、あと民間の2業者、これも適用されているわけですが、これは個人には入ってこないということですか。

○経済課長（上木義一君）

その辺の件に関しては、民間のほうにはちょっと確認はまだとっていませんけど、また確認をして報告をしたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

せっかくこのようにして国からの補助事業、奄振が出ているわけですので、これを、民間の冷蔵庫をつくるとか、こういうのに利用しないで、個人に1円でも還元できるように、体制はしてほしいんですが、どうでしょうか。

○経済課長（上木義一君）

この件に関しては確認をして、またお知らせしたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

次に、37ページ、お願いします。

2の馬根団地住宅建設事業費の中で、工事請負費あたりが270万3,000円減額になっているわけですが、工事の発注はいつごろして、工期はどれぐらいだったのか、まず伺います。

○建設課長（中熊俊也君）

今のご質問にお答えします。

工期が10月3日から27年の2月28日までということで、発注は、26年の10月3日になっています。

○3番（牧 徳久君）

私が言いたいのは、3月定例議会があるわけですが、工期が2月28日までであれば、2月の20日ぐらいには完全に終わっているものと思いますが、なぜこの工事請負を専決でしなければならなかったのか聞きたいわけでありまして、3月定例議会があるわけですので。

それと、地方債が820万ほど落ちて、一般財源が予算250万ほど追加になっているわけですが、この点についてもお願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

最終の外構の工事が3月の6日工期だったんですけど、ちょっと遅れまして15日ごろだったと思います。それで3月議会、間に合わなかったことによるものです。

○総務課長（樺山 誠君）

地方債の減額でございますけども、当初、事務費を地方債に見ていたんですけども、対象にならなくてこういう結果になっております。

○3番（牧 徳久君）

この工事請負費が見通せなかったということですが、これから先は、町の財源もずっと逼迫していくわけですので、先を見通して、落とせるものは定例議会あたりで落として、全体的に見てみれ

ば、専決処分で落とした額が大きいような気がいたしますが、できるだけ予算というものは先を見込んで計上して、減額するなりしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

いろんな議会の中でそういう指導を受けてございます。その点に関しまして、なお一層徹底をして、そのようにしていきたいと思えます。

○3番（牧 徳久君）

次、先ほどの工事の請負と関連しますが、43ページの農林施設災害復旧についても、契約日と工期を、下の河川災害も、両方とも。

○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員のご質問にお答えをします。

きっちりした日時までは後もってお調べをいたしますが、災害復旧の測量委託につきましては、8月の末、土改連のほうに発注をしたところでありませう。

その後設計書ができて、工事請負につきましては、12月の中旬でしたか入札をして、2月の末までの工期をとったところでございます。

○建設課長（中熊俊也君）

建設課担当の道路河川災害の復旧工事についてお答えをします。

まず、河川が6つ、道路が5つあったんですけども、順次工期を述べていきたいと思えます。

中山川のが26年の11月19日から27年の3月3日、白水川が26年11月19日から27年3月3日、鹿浦川が26年11月19日から27年3月3日、鹿浦川がもう一つありまして26年の11月19日から27年3月3日、阿権川が26年の11月19日から27年の2月16日、そして阿権川が、後になってから落ちたのが1カ所ありまして工期がちょっとずれるんですけども、26年の2月13日から27年の6月2日までかかりました。

それと、道路が26年の11月12日から27年の2月9日、これは亀焼牧原線です。

続きまして、阿三中山線が26年の11月12日から27年の2月9日、ヤドモリ線が26年の11月12日から27年の2月9日、ナタトウ線が26年の11月12日から27年の2月9日、目手久尾母線が、これは事故繰越になっている分ですが、26年の11月18日から27年の5月13日。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

このようにして、工事的には、工期がほとんど2月と3月、例えば測量委託の場合は11月に既に終わっている。こうした場合には、予算というのは、契約相手業者と契約するわけですので、明らかに落とせる分はわかっているわけですので、これを、なぜ今ごろ、3月の専決で処分しなければならないのか。

以前の議会で明らかにわかっている分については、わずかな金額であっても、これは7%ぐらいが町持ち出しになります。これぐらいの金でも、町は今大変厳しい状況にあるわけですので、既

に早い段階で明らかなのは落としておけば、他の厳しい状況にも回せるし、例えば、この前来た竜巻被害のお見舞金でも出せる可能性もありますし、こういったこともありますので、今後、大きな工事費とか明らかにわかっているのは、専決処分じゃなくて、明石議員が、しきりに前回は話しておったんですが、公然に明らかにわかっているのは、以前の議会で落としていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、毎回、議会で専決処分関係を言われてきたわけでありますが、耕地課の事務の至らないところがありまして、今回こういう専決処分となりましたが、次回からこういうことがないように努力していきますので、よろしくをお願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

今、耕地課長がありましたように、繰り越し以外の分は、なるべく年度内、3月議会等に出せるように努力していきます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、建設工事の主管課だけでなく、全課においても、予算を節約しながら、役場が厳しい状況をわかっていたでいて、こうして町民は議会を監視しているわけですので、こういった予算の見通しというのは、早め早めに見通していかないとこういう結果になりますので、今後とも、注意しながら予算については考えていっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度一般会計補正予算（第8号）について質疑をいたします。

まず、10ページをお願いします。

10ページの歳出の統括表、これを見ていただければわかると思いますけれども、補正額が全部三角の減額です。

5月31日の出納閉鎖で締めくくった後の26年度最終補正だと思いますけれども、今他の議員のほうからも指摘がありましたけれども、最終に1億9,680万5,000円という多額の減額補正をしなければならぬということは、私はいかがなものかなと、計画性があったのかなという気がしてならないわけでありまして。

とにかく、この予算は専決でありますのでどうのこうのと申しませんが、今二人の課長のほうから、極力努力をしていくという答弁等もありました。

そこで、町長にお尋ねします。

町長は、私の3月議会の一般質問の中で、行き当たりばつたりが好きということを言われました。

計画性を持ってやるのは計画が通らないときが多々あると、できないときが多々あると、だから行き当たりばったりがいいというような答弁がありましたけれども、職員においても、町長のこういう普段の、指導的な立場にある人がこういうような考えでいるからこういうような予算措置になったのではないかなという思いがして、今でも、その行き当たりばったりということが頭から離れないわけなんですけれども、一地方自治体の首長として、そういう計画性のないことを発言したということを、私は非常に残念に思いますので、いま一度、ここでまずそのことを撤回していただきたいと思うんですけれども、この予算を見て、町長、どうですか。

**○町長（大久保明君）**

あの発言に関しましては、前回の議会で謝罪をいたしました。

謝罪したわけですから、再度謝罪の必要はないと思いますけれども、撤回ということも謝罪と同じではないかと思っておりますけれども、それでよろしいですか。

**○14番（美島盛秀君）**

それでは、順を追って質疑をいたします。

まず、歳入の14ページ、款13の国庫支出金、民生国庫補助金の節の子育て臨時給付金、マイナスの438万円と、これについて、なぜこういう国庫支出金がマイナスになったのか説明を求めます。

**○町民生活課長（伊藤勝徳君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

子育て臨時給付金なんですけど、当初は、予定としまして922人で予算を上げてありましたけど、確定が、最終的に支払った金額が529名分になりまして、この差額分、922で9,220万ですか、確定が529名分で5,290万の支払いです。

予定と確定でこの分が出ましたものですから減額いたしました。

以上です。

**○14番（美島盛秀君）**

529名分で確定した分から余った分438万円というふうに受けられますけど、それだけ児童が、数が減ったということでもいいですか。

**○町民生活課長（伊藤勝徳君）**

減ったのではなくて、支払う金額なんですけど、それに該当しない子とかいまして、その支払う必要がなくなった分なんです。

922人いるんですけど、実際に子ども手当を支払う金額が、該当する人が529名に当たりますということなんです。

以上です。

**○14番（美島盛秀君）**

ちょっと減額した、その理由が理解できないんですけれども、922人で529名が該当する児童だと、そうすると922名で予算を計画したというふうに考えていいわけですか。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

922名の予定で、確定したのが529名で、393名は該当しないということです。所得等と扶養要件の対象外ということです。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

大事な子育ての給付金でありますので、なるべくこういうのはきちんと最初から予定を入れて、計画的にきちんと支払いができるような形で予算を決定していただきたいと思います。

次に、下の合併浄化槽設置補助金、なぜ減額になっているのかお尋ねいたします。

○環境課長（美延治郷君）

ただいまの質問にお答えいたします。

当初の計画で、伊仙町のほうで計画をしていましたのが、55基の浄化槽の整備を計画していましたが、国の補助金ベースで45基分の確定が来たので、最後まで残して専決処分ということになったということです。

基数、国の補助金の減額です。

○14番（美島盛秀君）

これは歳出にも関連しまして、歳出のほうで355万5,000円落とされているわけなんですけれども、55基要望して、国の規定で45基と、10基減らされているということなんですけれども、この上限というのは何か根拠があるわけですか。

○環境課長（美延治郷君）

上限ということはないんですけれども、伊仙町では何基しますという5カ年計画を出しています。

現在の5カ年計画でいきますと、年60基を計画しております。昨年度までが40基でしたけれども、予算を上げているのは、その前の年に予算執行残が出たので、伊仙町で何基かしませんかということで補正が上がってきてできたというような経緯もありますので、少し多めに、こちらとしては要望をしているというところです。

○14番（美島盛秀君）

合併浄化槽につきましては、今後、移住定住促進事業とも関係して、空き家対策等の関連でもありますので、ぜひこういう減額にならないような対策を今後講じていただきたいと思います。

次に、15ページの、これもさっきのとそう変わりはないと思うんですけれども、款14県支出金、民生費県負担金の節の児童手当負担金155万9,000円の減額の理由を説明してください。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この分は、国が増えまして、14ページの上のほうの国庫支出金の1の3、ここの部分が増えまして県支出金のほうが減ったということです。

以上です。

#### ○14番（美島盛秀君）

わかりやすく、説明のところにそういうような説明をちょこっとでも入れれば、あるいはまた補足説明のときに説明をしてくれれば、こういう無駄な時間を省くことができますので、今後配慮していただきたいと思います。

次に、16ページ、先ほどもありましたけれども、農産物輸送費助成事業補助金についてお尋ねをいたします。

7,215万円の減額補正なんですけれども、先ほども説明がありましたけれども、1億3,000万、約半分しか使われてないということで、バレイショについてのキロ8円ということでありましたけれども、これは最初、その輸送コストをするときに、その品目別に、どういう品目にするかということだったんですけども、その品目と、それから支払い方法、町が直接支払うのか、あるいは国から直接業者のほうに支払いされるのか、再度お尋ねをいたします。

#### ○経済課長（上木義一君）

支払いのほうは、国から町のほうにありまして、町のほうからJA、そして民間のほうに振り込みをして、その後、JAのほうで農家ごとの台帳整理をして、今作業している段階ということで報告を受けていますけど、先ほど答弁しましたように、7月の上旬ごろは、農家の通帳のほうに振り込まれるということを報告を受けております。

各野菜のキロ単価、議員のほうもご承知のとおり、品目ごとにキロ単価は設定をされております。

#### ○14番（美島盛秀君）

せっかく予算計上をしたものをここまで減額するというのはもったいないというのか、計画不足というのかわかりませんが、やはりこういうお金を使いなさいということですので、何に使えばいいのか、どうすればいいのかということも、もっともっと知恵を出して、他に使える方法はないのか、どうすればいいかということをもっと真剣に努力をしていただきたいと思います。

我々議会としても、このコスト減については非常に興味もありましたけれども、結果的にこうなりましたので努力が足りなかったのかなという思いもしますので、来年に向けて、こういういろんな産物が出てくると思います。

ですから、そういうのを、活動陳情なり、いろんな方向で、どんどん活用できるような方向に持って行っていただきたい。

そういうことをオープンに、あるいは執行部だけで考えるんじゃなくて、議会にも提案して、こういうことがあります、議会のほうでも何かいい案はないですかとか、いろいろやるのも、これが本当の議会と執行部の車の両輪だという意味だと思いますので、ぜひ、皆さんだけで悩んで予算が消化できない、減額しなければならぬということじゃなく、やはりこういうことは議会にもぜひ、協力をできる点があると思いますので、提示していただきたいと思います。

今の件に関しては、歳出のほうでも8,500万減額されておりますけど、これとあわせて、今後努力をしていただきたいと思います。



次に、17ページの繰入金、基金繰入金ですけれども、先ほどもありましたけれども、財政調整基金に1億2,372万2,000円を繰り入れる予定が1,000万しか入ってないと、基金の残高も、先ほどありましたけれども、なぜ去年から言われている、基金がなくなっていけば財政的に圧迫して財政運営ができないという大きな指摘を受けていたにもかかわらず、最終的に、こういう9,251万3,000円も減額しなければならなかったのか、その理由についてお尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

17の基金繰入金に関してでございますけれども、当初1億2,300万で予算を予定していたところ、この予算書によると、3,100万程度繰り入れて済んだということでございます。

ですから、9,200万の基金からの繰り入れはなくなったということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○14番（美島盛秀君）

今の説明では理解ができませんけれども、なぜ繰り入れをしなければよかったものを、この9,200万も当初で計画をしたのか、なぜ繰り入れなくて済むようになったのか、その理由は何ですか。

○総務課長（樺山 誠君）

予算の執行残によるものでございます。

○14番（美島盛秀君）

予算の執行残ということでもありますけれども、最初言いましたように、総括で全部マイナス、19日の最終日、27年の補正でまたこの予算を賄うような予算的措置をされているような気がするんですけれども、年度当初から、こういうような大きな1億9,000万余りの補正予算を決めておきながら、最終でこれだけ落とすというようなことは、私は計画性がないと思いますので、3月議会でも総務課長のほうから答弁がありました、27年度の予算執行においてはきちんと精査をして、しっかりと事務手続を終えて進めていくという答弁がありましたので、9月、12月と議会等ありますので、予算執行においては、今後しっかりと計画性のある予算執行に努めていただきたいと思います。

歳出の22ページ、総務費の目12企業誘致促進整備対策事業費についてであります。

これは、節の内容をみますと、公有財産とか、委託料、役務費、需用費などになっておりますけれども、当初、計画して土地購入のときに500万を計上して、500万で土地購入をしました。

私の考えからしますと、その500万で企業誘致の用地は全て終わっていたものだと、用地に関連することは、その500万内でおさまっているものだったんですけれども、その後また400万だったですかね、3月議会に出てきて、そしてまたここでは300万余りの減額となっているんですけど、なぜこういうような減額をしなければならないような経過になったのかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

美島議員の質問にお答えします。

最初予定していたのは、平米で500万程度予定はしてありましたが、確定測量等を経た上で、測量分のほうを計算したら少し金額が上がりましたと、そして、さらにまた用地交渉をした段階におい

てまた少しだけ金額が余ったということで、現在において38万円、用地交渉費の費用として減額しているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

内容がちょっと理解できませんけれども、最初の予定で500万、その500万で予定していたのが、測量したらそれ以上の面積になったということでありましてけれども、こんな大事な企業誘致、4億も起債をつけてやるような、こんな大事な企業誘致に、いとも簡単に、確定測量もしない、予算も確定しないうちに、またこうして追加をしてくと、普通我々素人であっても考えられないようなこういう事業を町がやっていると、このことに関連しては、以前にも、特産品製造販売プロジェクト事業でも相当議会でも議論がされたはずですよ。

そういういきさつなどもあったにもかかわらず、またこういうようなのが、土地問題で追加補正などが出てくるという、私には理解ができないんですけど、もう一遍、このことについて、詳しく説明をお願いします。

○企画課長（池田俊博君）

今、私が説明いたしましたのは、平成26年度予算関係のもので説明いたしているつもりでございますが、新たに追加してというのは、平成27年度の予算関係のほうのことだと、今認識してお話したいと思っております。先ほど説明したとおりで、用地交渉の段階で、地権者のほうと交渉した結果、このような状態で予算が減額になったということでございます。

○14番（美島盛秀君）

というのは、26年度の500万のその土地の購入資金の中のこういう減額というふうに受けとめていわけですか。

○企画課長（池田俊博君）

そのとおりでございます。

○議長（琉 理人君）

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時24分

---

再開 午後 2時33分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの説明で、500万の中で38万減額したと。462万支払われているわけなんですけれども、既に造成もしてあるわけなんですけれども、確かに、そのときに県道であったところを町道に払い下げて、その町道のところも取り入れるという説明だったと思うんですけども、私、ちょっと現場を見たら、まだ、そこらあたり残っているような感じがするんですけども、その計画はどうなって

いますか。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えします。

これは、明日、牧議員のほうからも一般質問でもございますとおり、県道と町道のほうに入っているところで、九電の電柱がございまして、その電柱の移転で九電のほうとずっと調整をしておりましたが、申し込んだときから、1年ぐらいはかかるということで、今年の11月ごろに移転の補償工事が行う予定になっております。

そのころに、また造成工事の2期工事ということで、11月ごろに入札を行って、12月にそこら辺のところを全て、今の造成した土地と同じような高さに持っていく予定でございます。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、その今造成の予算はその部分は含まれていなくて、追加でまたその部分は造成をするということに受けとめていいですか。

○企画課長（池田俊博君）

後ほど報告のほうで、繰越明許費繰越金ということで、1,350万ほど企業誘致のほうで計画しています。その誘致の事業のほうの中に、その事業費のほうは含まれてございます。

○14番（美島盛秀君）

それで大体の造成の区画整理、検討はつきますけれども、今見た範囲内では非常に狭い。

何かL字というんですか、のような感じで、果たして、ここに工場が建つのかなど。

前にはちょっと窪地があって、廃屋があって、何か環境的に悪い。

何か、この事業自体が本当に行き当たりばったりで進められているような感じがしてならないわけなんですけども、そういうことを、やはり、これ25年度から計画をしているわけですから、きちんとした、そういう一つのプロジェクト事業、企業誘致という事業ですから、そういう企業誘致のチームをつくって、いろんなことを検討していく。

そういうことが、私は、足りなかったんじゃないかなど。過去においても、そういう大事な事業をやるときには、そういうプロジェクト事業、町にはそういう委員会があるとは思いますが、そういう中、やはり、そういう真剣に取り組んでいく必要があるんじゃないかなどと思いますので、いつも、これからやりますと、頑張りますじゃなくて、実践して見せないで、本当に計画性のないこととしか、私たちは議会ですから、内容がわかりますから、一般の町民からすれば、ああ、立派なのができているなと思いますけれども、我々が見るのと一般の町民が見る目とは相当違いが出てきますので、ぜひ、そういう目で見られないような、きちんとした計画性のある事業を推進していただきたいと思います。

25ページ。3の民生費から、これ全部、29ページにかけて、全部これマイナスなんですけれども、これ、実績に伴うものかどうか、まとめてお願いいたします。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

3 款の民生費、1 項の社会福祉、1 目の社会福祉総務費の中で、大きな事業費として、助産費の繰出金というのがあったんですけども、この事業についても、当初計画して進めていたんですけども、なかなか助産費、結局NPOの方、亀津の方なんですけど、野中さんという助産師が各家に回ってするという事業が計画したんですけども、NPOのほうの中でも、この事業を進めていたという経緯がありまして、事業費を組んであったんですけども、結局は、実績はなかったということで、これを取り下げているという現状であります。

他の民生の中で、ほとんど、結局実績に伴うもので、見込みが過大だとおっしゃれば、それっきりなんですけども、一応、取り入れる事業を取り入れて、支援するべきものは支援をするという形をとっていたんですけども、最終的に実績の形となっております。

障害福祉費についても、何回も増額補正したんですけども、いかんせん2月請求した分は4月しか請求がないということで、それを見ながらの中での減額となっておりますので、これは毎年こういったふうに、障害者の自立支援給付費の中で請求の段階で、これ実績ということで取り扱っております。ご理解していただければと思っております。

包括支援センターとか、こういったものについても、全て実績に基づくものであります。

3月議会のほうの中では提出することができませんでした。

私の保健福祉管轄の中身については、ほとんど実績ですけども、先ほどあった助産費についてだけは、事業できなくて、ほぼ全額落としたという形になっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○14番（美島盛秀君）

大事な福祉の予算でありますので、これだけマイナスがずらっと並んでくると、これは事業をやっているのかなと疑いたくなるわけなんですけども、特に29ページの目の5子育て臨時給付金事業、国・県から、国・県の三角403万8,000円があるんですけども、この子育て臨時給付金について、減額になった理由を詳しく説明してください。

#### ○町民生活課長（伊藤勝徳君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

子育て臨時給付金ですね、先ほども言ったんですけど、予定していました人数と確定した人数の差額分が減額の金額となります。

#### ○14番（美島盛秀君）

厳しい財政の中にも、やはり、努力をすれば、結果は生み出せると思ひますので、まだ年度も始まったばかり。ぜひ、今後努力をして、こういう福祉、民生費等に支障がないように、きちっとした住民サービスができるように配慮をお願ひいたします。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第6号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第7号について質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第7号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第8号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第8号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第9号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第9号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第9号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第10号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計予算（第5号）の専決処分の承認についての質疑をいたします。

5ページをお願いします。

使用料及び手数料で、使用料で、会員登録料、会員月会費、レンタルロッカー使用料、528万3,000円になっていますけれども、前年度に比べて、会員登録料、それから会員の月会費、ロッカー使用料等の減額と数が少なくなったというふうに出てよろしいでしょうか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

現在は会員が882名おられますが、1日平均が430名から40名、26年度においては、若干下がっているかと思えます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

一般会計から繰り入れをして、運営をしている状況でありますけれども、さらに、こういうふう  
に使用料等減額、収入が見込めないというふうになれば、ますます運営が厳しくなると思うんです  
けれども、今後、どのような努力をしていけばいいのか。今後の対策について考えているのか  
どうか、お尋ねをいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

平成27年度においては、インストラクター、バスの運転手と人件費が上がりますので、人件費を  
減額してあります。

また、人件費を減額して、スタッフ指導、今後さらに努力をし、施設の使用料や会員の増を見込  
めなければなりません。

○14番（美島盛秀君）

次のページ、6ページ。こういうふうには会員数が減ったり、使用料が少なくなっているんですけ  
れども、燃料費は安くなったと、燃料費が落とせたというメリットも中にはあるわけですね。

さらに、その下の健康増進事業、フリーインストラクターの報償費、これ、こういうふうにして、  
インストラクターの人件費とこういう報償費を減額すると、きちんとした健康増進事業が、運営が  
できていますか。お尋ねします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

フリーインストラクターに関しましては、2名の方がフリーインストラクターとして働いており  
ます。

また、1名の方がヨガ教室や1人は子供たちのキッズダンス、大人のフラダンス等を行っていま  
して、今、十分にできているかと思えます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、このインストラクター以外にも、いろんな事業をやっているわけですので、中身を充実し  
て、いい健康増進施設になれば、会員も増えると思えますので、ぜひ努力をして、使用料等が増え  
るように、会員が増えるように、最善の努力をお願いします。終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第10号、平成26年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第10号、平成26年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○3番（牧 徳久君）

承認第1号について質疑をいたしたいと思います。

6ページをお願いします。

水道使用料についてお尋ねしますが、1番の現年度分、2,345万3,000円も落ちているわけですが、この理由をお願いします。

○水道課長（喜 昭也君）

当初見込んだ額より達せなかったということでございます。実績に基づいた金額でございます。

○3番（牧 徳久君）

2,300万も減額して、これは実績、わかりますけど、これで簡易水道は運営できるのでしょうか。

○水道課長（喜 昭也君）

本年度より一生懸命頑張って、少しでも多く徴収をして頑張っていきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

水道料、大事な貴重な水資源であります。2,000万も超えた現年度分の徴収を落とすというのが、これは初めて予算書を見たんですが、これから、こういうことのないように、以後気をつけて健全運営をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○水道課長（喜 昭也君）

努力して頑張ります。

○3番（牧 徳久君）

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。



○9番（明石秀雄君）

2ページ、お願いします。歳出のほうで全て減額がされているわけですが、先ほどの補足説明の中で、数字を減額したという説明だけだったので、中身について補足の説明がなかったのでお聞きしますが、その理由をお答えください。

○水道課長（喜 昭也君）

7ページをお開きください。

1款水道事業費2項水道原水浄水費1目原水浄水費、補正額が672万9,000円です。

その内訳といたしましては、11需用費が392万7,000円、役務費10万6,000円、13委託料28万7,000円、14使用料及び賃借料56万8,000円、16原材料費184万1,000円ということでございます。

この中で大きなものとすれば、11電気料でございますが、これは河地浄水場の原水が復旧し、糸木名浄水場よりの圧送ポンプの時間給水や犬田布浄水場のポンプの時間給水をしたための節約した分でございます。

それと原材料が184万1,000円ということでございますが、喜念浄水場の砂地入れ替えを予定していましたが、原水の復旧をしたんですが、なかなか原水が復旧しなかったため、本年度は見送ったということでございます。

次に、3項の配水給水費でございます。

11の需用費147万9,000円とございます。これは修繕費がちょっと多いんですが、西部地区の漏水管入れかえ工事が終了したことで、漏水等がかなり少なくなったためだと思います。

14の使用料、賃借料、重機借り上げ料ですが、これはこの修繕費に伴う借り上げ料でございます。

次に、2目西部地区基幹改良事業費、これが185万2,000円落ちているわけでございますが、これはほとんど15の工事請負費でございます。

それと東部地区基幹改良費でございますが、これもほとんどが15の工事請負費でございます。

この理由といたしましては、当初計画していた総延長が短くなったため。といいますのは、牛舎、倉庫などの引き込み等が要らないということで、不要になったためでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○9番（明石秀雄君）

最初の補足説明で、これぐらいを説明していたら、我々も議員のほうも説明の必要なくなるんですよ。聞く必要もなくなる。いつも言っているんです。前、3月でも、説明は大きなものだけは確実にやってくださいと言ったのに、何もしなくて、水道課長は数字だけ並べていったものだから、あえて、これ聞きました。お答え要りません。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

関連してお尋ねいたします。6ページの歳入、水道使用料、節の現年度分の2,345万3,000円。

これ現年度の徴収率、幾らになってますか。

○水道課長（喜 昭也君）

現在、手持ちに資料がちょっとないものですから、調べて、後、後からでよろしいでしょうか。

○14番（美島盛秀君）

当初と見込み違いと大きな差があるわけなんですけれども、これもって、当初の計画はきちんとなされてなかったというふうに私は思います。

前年度と比較して、そう人口が増減するわけでもない、水道使用料がそう変わるものでもないと思うんですけれども、これだけの見込み違いをする。

実績に伴うものということですので、見込み違いというのは、よっぽどじゃないと、これだけの額は出てこないと思いますので、ぜひ、しっかりと精査をした上で、予算は計上していただきたいと思っております。あともって、その徴収率についてはお願いをします。

また、その下の滞納分については法的手続をとるということで、これだけの徴収が増えたのじゃないかなと思っておりますので、今後とも努力をしていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（琉 理人君）

報告のある方は、19日の最終本会議までに、こちらに報告をしてください。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第11号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第11号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第12号について質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

2ページお願いします。先ほど簡易水道のほうでも質疑をいたしました。上水道のほうでも、この現年度が906万、900万以上の減額となっておりますが、これについても説明をお願いします。

○水道課長（喜 昭也君）

これも先ほど説明した簡易水道と一緒にございます。実績でございます。

○3番（牧 徳久君）

先ほど美島議員からお話がありましたとおり、予算書当初で組む場合には、相当な多額の差があるわけですので、精査しながら努力していただきたいと思いますが、これは26年度の専決処分でありますので、今から6月、2カ月もう過ぎたわけですが、27年度が始まっているわけですので、こういった多額の金を専決処分で落とすということはいかかなものかと思っておりますので、ぜひ、検討していただきたいと思いますが、できるのか、お願いします。

○水道課長（喜 昭也君）

今年度はちゃんと、頑張っていきたいと思っております。徴収を頑張ります。

○3番（牧 徳久君）

頑張るといことでありますので、これで終わります。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第12号、平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第12号、平成26年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認は承認されました。

△ 日程第19 承認第13号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第19 承認第13号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

承認第13号は、伊仙町一般会計補正予算（第1号）は、国の疾病対策補助金の内示により宿泊型新保健指導試行事業を緊急に実施することになり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年4月13日付で専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

予算書をおあげください。

承認第13号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額56億2,397万4,000円に歳入歳出それぞれ244万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を56億2,641万6,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入のほうから説明をいたします。

9款地方交付税、補正前の額29億3,095万8,000円に3,000円を増額補正し、29億3,096万1,000円とするものです。

13款国庫支出金、補正前の額5億906万1,000円に243万9,000円を増額補正し、5億1,150万円とするものです。

主な理由といたしましては、平成27年4月9日に採択されました宿泊型新保健指導試行事業の増額によるものでございます。

以上、歳入合計、補正前の額56億2,397万4,000円に244万2,000円を増額補正し、56億2,641万6,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出についてご説明をいたします。

4款衛生費、補正前の額5億8,607万1,000円に244万2,000円を増額補正し、5億8,851万3,000円とするものです。

先ほども述べましたように、主な理由といたしましては、宿泊型新保健指導試行事業の増額によるものでございます。

以上、歳出合計、補正前の額56億2,397万4,000円に244万2,000円を増額補正し、56億2,641万6,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

承認第13号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

27年度一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

歳出の6ページ。今、説明のあった、宿泊型新保健指導試行事業費ということで、これ新しい事業だと思えますけれども、節の内容、特に旅費で、111万7,000円とありますけれども、この内容について、もうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

旅費の前に、この事業の目的、厚生労働省から来たものがありますので、ちょっと紹介します。

厚生労働省では、生活習慣病を効果的に予防することを目的に、糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル、旅館等の宿泊施設や地元観光資源などを活用して、保健師、管理栄養士、健康運動指導士等が他職種で連携し、従来の保健指導よりも効果の高い保健指導を目指す、宿泊型新保健指導、スマート・ライフ・ステイプログラム。

従来のダイエットの事業で進めてきた分で、3年度を迎えた中で、国のほうで先行事業ということで、伊仙町は取り組んでいたわけですので、これは、まだ発展させるということで、国のほうで公募いたしました。

今般、本事業に8自治体、九州では4市町村ありまして、大分県の竹田市、熊本県の菊池市、鹿児島県の伊仙町、沖縄県の伊平屋村というので、自治体は7団体で、民間団体16団体ございます。

こういったことを観光を伴いながら、また従来の無理なく健康を施行するというのでプログラムを立てたわけでありまして。

今、美島議員からおっしゃった旅費についてなんですけれども、費用弁償ということで、参加者の航空運賃、これも従来個人が負担していたんですけれども、これも国が見るということで、東京から3名ほどで、9万4,980円かかるんですけれども、3名ということは28万4,940円、大阪から8万4,400円掛ける3名で25万3,200円、鹿児島から3名ということで16万3,500円ということで、これが費用弁償、参加者の航空運賃ということで計上してございます。

普通旅費としては、研修会の参加ということで、保健師、運動士、栄養士の研修ということで、3名分組んで、12万円掛ける3人ということで、36万円計上してあります。これが旅費の主な内訳でございます。

○14番（美島盛秀君）

東京、大阪、鹿児島から、飛行機賃を出して、これはもう都会に住んでいる人ということだと思いますけれども、私たちのこの伊仙町においては、早世が多いという結果も出ておりますけれども、こういう町内の人たちのそういうのはないのか。あるいは、この来た航空運賃は助成、補助しても、この宿泊費用は個人持ちなのか。そこらあたりの説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今回の公募に合わせては、全国に呼びかけはしてはおります。その結果、期間短かったということで、参加者が今回、1カ月の間で呼びかけ、公募したんですけども、参加者3名ということになりました。

その中で1名町内からも高血圧で糖尿病の方々が応募ありまして、今のところでは、町内から1名で、今後こういった事業はもちろんあるわけですので、今回は、一応人数の少なかったということで、事業費は浮きますが、第2弾として、9月以降も考えたい、実施していきたいということで、もちろん町内にも今回まだ呼びかけていくということで、保健センターのほうからは聞いております。

都会から来る方については、ほとんど、宿泊代込みということで考えてはいると聞いております。

予算がオーバーすれば、その分個人負担にもなるかと思えますけど、とりあえず今の段階では予算の範囲内で宿泊等そういったもの、負担をこちらが国のほうで見ていくという方向ではしております。

人数が多くなれば、個人負担分が増えていくわけですけども、今回は1回目といましようか、今回は人数が少ないということで、宿泊費の対処も大丈夫だということでは聞いてはおります。

○14番（美島盛秀君）

募集定員に達してないということなんですけど、予算があつたら、これは消化するために、ぜひ、町内にいる糖尿病にかかって、かかる寸前の人とか、私もそうですけども、そういう人をぜひ、こういうので、指導試行やって、早世を防げるような対策を講じていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

大変、発想ということに関しては、いい計画ではあると思えます。

しかし、採択されたのは、いつ、通知、公募があつたのか。専決をしなければならなかった理由ですよ。

○保健福祉課長（松田一郎君）

先ほど総務課長のほうから決定通知、内示の通知をしたんですけど、もう1回、一応、国のほうから町長宛てに直接内示ということで、メールが来たのが4月9日で、その中で、先般応募のあつた提出書類を審査した結果、採択することとしましたので通知しますということで、内示額は243万9,000円あつたわけで、4月9日、内示があつたということ。

それから、町内とインターネットを通じて公募を呼びかけ、そして、受け入れ体制について町内と3町に呼びかけをして、その中で進めてきたわけですが、いかんせん先ほど申し上げたとおり、1カ月弱の公募の中で、結局は予定した人数に達しなかったというのがありました。

従来、ダイエット構想の中では、もう、二、三カ月の間で余裕をもってやっていたんですけども、国が示して、いつまでやりなさい、いつまで公募しなさいという、もう目まぐるしく、リアルタイムに追いかけて、公募についても、わずか短な期間の中で進めたというのが実情であります。

#### ○9番（明石秀雄君）

公募ですので、ここが応募するためには、大体参加者とか、そういう見通しはなかったんですか。であれば、見通しがあれば、参加人数もある程度確保できる。めど、それを当てにすれば。当てもなく応募して、ふたあけたら、こちらに誰もいなかったと。

そういう状態である。こういう状態であれば、事業をやっている意味がない。

幾ら100%補助であっても、交付金であっても、やはり、準備をして、今後は計画を持ってやるべきだろうと思うし、また、4月9日から6月の今日まで議会は開けたはずです。

179条には、私は当たらないと思います。そういうふうに考えておりますので、今後また、この後も継続してやるのであれば、計画をして、ある程度の人数を確保して応募する。

そういう所も大事じゃないかと思いますが、果たして本当に179条がこれに適用するのか、お答えいただけます。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

179条については、総務課長のほうの判断でもよろしいかと思えます。議会の開催についても、するいとまがなかったと言われれば、もう、やろうと思えばできたはずなんでしょうけれども、そのときは、また周りのいろんな予算関連も、他の課にも関連するのが出てくるのじゃないかなと私個人では思ったわけでありませう。

従来、1回目のダイエットアイランドでは、多分、20名参加して、2回目の中では16名か、人数はちょっと少々差があると思えますけれども、そうする中で、今年も、この事業進む予定で、保健センター、経済課、タイアップしておりました。

ただ、この中で、国のほうが、伊仙町のやっているダイエット構想を注目して、これをぜひ国のほうで進めて、システムをつくれれば、こういった、一般質問ありますけど、高齢者を地方に移すとか、そういったのが、その中で、これを含めて離島のよさをアピールできるのではないかなというこの意味合いがありまして、国のほうがこれを進めて、その中で構築できればという思いがあって、公募型になったと思えます。

これを進めていけば、町としても、この事業の先駆者でありますので、その中で国の事業がとれるのではないかなという思いもあって、保健センターのほうが頑張ったという経緯がありますので、そこはまた、ちょっとご理解いただければと思っております。

179条についての主について、また、総務課長の判断があれば、お願いします。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

保健センターのほうから、4月9日に事業の採択があったということをお伺いしまして、その中で、専決処分にするのか、あるいは議会の招集するのか、それを課内でもみ上げたところです。

その中で、保健センターの作業の日程、パンフレットの作成だとか、そういう発注をしていかなきゃいけないと。あと、募集期間をどれぐらいとりたいというような状況の中で、あと、国の説明会等も入っております、そういうものを鑑みながら、この専決処分をした場合に議会から、多分、こういう質問も来るだろうということも思いながら、思い切って、時間的な余裕がなかったんで、思い切って専決処分をしたところです。

専決処分に関しましては、これからも重々しっかり気をつけながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（琉 理人君）**

他に質疑ございますか。

**○3番（牧 徳久君）**

今の件についてお伺いしますが、東京から3名、大阪から3名、鹿児島から3名、計9名の予算を組んでありながら、たったの3名。

これは3分の1しか達しないわけですが、宣伝不足もあろうかと、期間的にあろうと思っておりますが、この予算は来年の3月まで有効でしょうか。

**○保健福祉課長（松田一郎君）**

今の段階では、単年度で処理できますので、3月までの事業として推進する予定であります。

今現在の中で、今日もレセプションを行われますけども、現在のところは3名しか入っていませんので、予算の枠の中で、事業化の事務局としては、今後、第2弾をする予定であります。

**○3番（牧 徳久君）**

ぜひ、国からの全額補助で航空運賃が多く出る、宿泊費が出る。すばらしい事業でありますので、これを国に返さずに、東京の郷友会に会長がおります。大阪にもおります。鹿児島にもおります。いろいろのこういった郷友会に働きかけて、島の2世、3世、出身者でもいいんですよ。多くの旅費が出るし、宿泊賃も出る。これを墓参りツアーみたいにもできるわけですから、こういったインターネットに載せて、待つばかりじゃなくて、こちらから伊仙町を宣伝するという考えで、以前のダイエットアイランドで、闘牛がありまして、闘牛大会に参加者が参加しておったんですが、非常に感動して、すばらしい、もう一度来てみたいということをおっしゃっていましたが、ただ、インターネットに載せて、これを待つばかりじゃなくて、こういった働きかけも必要じゃないかと思っておりますが、どうでしょうか。

**○保健福祉課長（松田一郎君）**

今の牧議員からの中身はわかりますけども、これの参加資格というのがありまして、平成26年度特定健診において、糖尿病予備軍及び特定保健指導の対象の方という参加資格ありまして、これが該当すれば、その中で、今おっしゃった中でも対応できると思っております。

参加人数が少なかったというのは、期間短かったのもあるんですけど、一応、人材を使って、熊本とか、東京とかのそういったつながりで、そこで呼びかけをして、リストアップしたんですけど、



なかなか周知ができなかったということで、参加者少なかったというのがありました。

一応、公募はもういろいろリピーターを頼って行ってやったりとか、ホームページで呼びかけをしたりとかいうのがありましたので、そこら辺がもうちょっと足りなかったのかな、期間が足りなかったのかなということは反省をしております。

○3番（牧 徳久君）

糖尿病予備軍ということですが、ぜひ来年3月までじゃなくても、12月頃までは、もう1回できると思いますので、ぜひ、郷友会あたりも連絡して、2世、3世も糖尿病予備軍がいるかもしれません。

こういった場合は、非常にふるさとに帰っておいて、医療、病気が治せるということですので、努力してほしいと思いますが、よろしいでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

保健センターのほうでは、9月にする予定でおりますので、ぜひ今の意見を参考にしながら、そういった呼びかけをしていきたいと思います。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第13号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第13号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第13号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認は承認されました。

△ 日程第20 報告第4号 平成26年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

△ 日程第21 報告第5号 平成26年度伊仙町一般会計事故繰越繰越計算書の報告

○議長（琉 理人君）

日程第20 報告第4号、平成26年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、日程第21 報告第5号、平成26年度伊仙町一般会計事故繰越繰越計算書の報告の2件を一括して議題とします。

報告第4号から報告第5号までを一括して報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第4号は、平成26年度一般会計繰越明許費繰越計算書、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号は、平成26年度一般会計事故繰越繰越計算書、地方自治法施行令150条3項の規定により報告するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

報告第4号、平成26年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、企業誘致促進整備対策事業費3,688万2,000円のうち、1,350万円を平成27年度へ繰り越すものです。

事業名、消費喚起生活支援等交付金事業費1,973万8,000円を全額平成27年度へ繰り越すものです。

事業名、地域地方創生交付金費2,365万6,000円を全額平成27年度へ繰り越すものです。

5款農林水産費1項農業費、事業名、地方創生農業支援整備計画策定事業費700万円全額を平成27年度へ繰り越すものです。

7款土木費2項道路橋梁費、事業名、社会資本整備総合交付金費4,030万1,000円のうち、2,916万7,000円を平成27年度へ繰り越すものです。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧事業費、事業名、河川災害復旧事業費4,200万3,000円のうち、500万8,000円を平成27年度へ繰り越すものです。

合計1億6,958万円のうち、9,806万9,000円を平成27年度へ繰り越すものです。

以上、報告いたします。

報告第5号、平成26年度伊仙町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。

10款公共土木施設災害復旧費2項道路河川等災害復旧費、事業名、道路災害復旧費1,654万5,600円のうち、994万5,600円を平成27年度へ繰り越すものです。

以上、報告いたします。

○議長（琉 理人君）

報告第4号と報告第5号について一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

事故繰り越しのところですか。説明のところ、資材入手困難というのは、何ですか。

**○建設課長（中熊俊也君）**

今の質問にお答えします。

この目手久尾母線の道路沈下の災害なんですけれども、これは地すべり災害で、地すべりのために下のほうの土が押し出されたということで、土圧を軽くするために軽量モルタルという材料を使いまして、土圧を少しでも軽くしないと、また似たようなことが起こるということで、この軽量モルタルっていう資材の入るのが遅れたのと、その部分を工事する専門の業者がいるんですけども、そのスケジュールが合わなかったということで、繰り越しになりました。

以上です。

**○議長（琉 理人君）**

他に質疑ございませんか。

**○14番（美島盛秀君）**

平成26年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑をいたします。

款2の総務費。今、伊仙町において、地方創生対策本部が設置をされておりますけれども、消費喚起生活支援等交付金事業、その下の地域地方創生交付金事業、さらには、地産地方創生農業支援整備計画策定事業、この3項目について、どのような計画で、どのような今作業をされているのか、お尋ねをいたします。

**○企画課長（池田俊博君）**

ただいまの質問にお答えします。

今、企画のほうの担当している関係の事業について、消費喚起生活支援等交付金事業というのがプレミアムつき商品券の発行事業でありまして、20%のプレミアムがついて、4月に既に半分、約3,500万はやって、あとまた、8月のお盆時期にもう一度やる予定の事業をして、現在進行しているところでございます。

あと、地域地方創生交付金事業ということで、2,365万6,000円の事業ですけど、これのうちで総合戦略策定、さらに、ほーらい館のほうで事業委託してございますインストラクター人材育成委託料、また、なくさみ館のほうで観光連盟のほうと協力して、観光資源の掘り起こし事業、さらには、ふるさと留学支援補助金ということで、今現在、事業を進めているところでございます。

また、地方創生の総合戦略に関しては、4月に総合戦略本部を立ち上げて、その委託をする事業で、プロポーザルの提案型の応募式で、委託をこれからやっていく予定ですが、今、4業者申し込みがございまして、来週の22日に提案の審査を行って、これから先事業を進めていきたいと思っております。

**○経済課長（上木義一君）**

美島議員の質問にお答えします。

地方創生農業支援整備計画策定事業700万でございます、これはソフト事業でありまして、この後、農業振興課計画の報告もいたしますけど、それと並行しながら、各新規品目やまちづくりGA

Pの立ち上げ、そういう等々の先進地視察の計画地を、各市町村に連絡をとって、視察に向けて今準備をしている段階でございます。

また、ハローワークにおいて、2名、筆耕さんを募集しておりまして、6月、5月末と、6月に1名、今2名、雇用しながら、うちの担当を中心に今先進地を今練っているところでございます。

また、アンケートの調査とか、専門の先生方を招いての講演とか、そして、それに向けての会議等、最終的には振興計画とあわせてまとめていく方向で、今現在は進めてるところでございます。

以上です。

#### ○14番（美島盛秀君）

この事業等々においては、国上げての地方創生という事業枠の中の予算であろうかと思えます。プレミアム付き商品券発行については、既に行っておって、理解ができました。

下の地方創生交付金事業の総合戦略策定ですか、それぞれについて、3つ上げられたと思えますけれども、それぞれについて、その内容をもうちょっと具体的に説明をお願いいたします。

#### ○企画課長（池田俊博君）

まず最初に、総合戦略策定事業ですけど、これは、これから平成27年から5年間、地方創生に関し、まち・ひと・しごと創生の事業を推進していくための戦略策定の事業でございます。

あと、健康増進インストラクター人材育成事業として、今、ほーらい館のほうにインストラクター1名の雇用促進のためにとということで、委託して人材育成の事業を行っています。

さらに、もう1件、観光連盟とタイアップした観光施設資源掘り起こし事業ということで、これまで観光客がどこから来て、どういうふうな感じで伊仙町に来ているかというようなアンケート調査。観光の理由がどこから来ているのかというものを詳しい資料的なものがなかったということで、そういうようなアンケート調査等を実施していくような事業を今計画しています。

あとは、町長がよく言われる、ふるさと留学の支援事業ということで、都会にいるお孫さんをじいちゃん、ばあちゃんのところまで預けていただいて、伊仙町の小学校、中学校、高校、また、幼稚園、保育園のほうに、親元ではなくて、じいちゃん、ばあちゃんのところから通わせていただいたら、また、これから先、大きくなって、伊仙町のほうに、すぐにでも帰って来る下地づくりをしようということで、この計画を進めています。今現在のところ、1件申し込みがございまして、事業を執行しているところでございます。

#### ○14番（美島盛秀君）

今、説明がありましたけれども、総合戦略策定ですか、27年から31年の5年間、まち・ひと・しごと総合戦略を策定するということでもありますけれども、これは5年間の、この伊仙町の将来的な、まち・ひと・しごとを決定づける作業だと思いますので、しっかりと計画をしていただきたいと思っております。

それから、健康インストラクター人材育成、ほーらい館の。これについても、大事なことでありますけれども、1年間のインストラクターの人材育成なのか、あるいは、5年間ずっとできる可能

性があるのか、お尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

ほーらい館への人材の育成事業ということで、ほーらい館の人材が、これからどんどん、かさんでいくんでしたら、また事業の計画はできると思いますが、1年間研修をして、ほーらい館で、その方がそのまま継続して仕事ができるという事業でございます。

また、来年、この総合戦略の中で、雇用の増大を図っていく事業ができていけば、そういう事業のほうも、また取り組んでいけると思います。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、技術的にインストラクターの人材を育成すると。あとは人件費、そこらあたりは、ほーらい館の予算で計上していくと。そこに雇用していくという考え方でいいわけですか。

ずっと、この事業で、そのインストラクターも雇用できるのか、どうか。

○企画課長（池田俊博君）

美島議員が最初におっしゃったような考え方がよろしいかと思えます。今年度においては人材育成を行って、来年度からは、ほーらい館のほうで継続して雇用をしていただくということです。

○14番（美島盛秀君）

ふるさと留学制度のことで、今、1件公募があるということなんですけども、これ1件に対して、じいちゃん、ばあちゃんのところに預けた場合の町の持ち出し費用、そこらあたりはどうなっていますか。

○企画課長（池田俊博君）

ふるさと留学生、1人に対して、島外からですと30万円の補助金、島内ですと20万円の補助金を支給するというところでございます。

○14番（美島盛秀君）

島外から1人30万、島内だと20万ということなんですけども、島内も1人20万あげてということは、天城町とか、徳之島町とか、隣ですよ。そういう受け取り方でいいわけですよ。

○企画課長（池田俊博君）

これはおっしゃるとおりでございます。天城町においても、徳之島町においても、伊仙町のほうにおじいさん、おばあさんがいて、通わせていただいて、半年以上、伊仙町に住んでいただくということで、人口の増加ということに貢献できるということで、そのように計画をしております。

○14番（美島盛秀君）

徳之島町でもやっていますし、あるいは宇検村でもやっていると思います。そして、その宇検村の場合は、両親が一緒の場合、月に5万円だったですか、毎月支払うということだったと聞いているんですけども、島外から、こうして呼び込むのであれば、じいちゃん、ばあちゃんのところに1人30万、1年間ですよ。これが効果的に、ないとは言えないですけども、かえって、島外から月々幾らというふうにやったほうが、私はずっと人口増にもつながるし、メリットは出てくるんじゃない

いかなと思うんですけども、島内も島外も半年以上。半年間、ちょっと来れば、帰っていいよと。天城、徳之島町あたりだったら、じいちゃん、ばんちゃんがおつても、すぐ帰る人が私は出てくるんじゃないかなということも予測するんですけども、そこらあたりデメリットも出てくるわけなんですけれども、そういうふうにして、町内、島内だったら、もう、しょっちゅう、じいちゃん、ばあちゃんはいますし、身内関係で、親戚関係、そういうつき合いもできますし、私は、この島内というのは、ちょっと考えたほうがいいんじゃないかと思えますけれども。この件に関して、教育委員会として、どういうふうにとめているのか、伺います。

○教育長（直章一郎君）

伊仙町の場合は小規模校が非常に多くて、例えば、半年でなくても、あるいは隣、天城、徳之島から1週間から10日ぐらいでも、僕は非常に一つの学校の立場ですと、交流ができて非常にいいことだと思いますので、ぜひ、そういう面も進めたいと思います。よろしいですか。

○14番（美島盛秀君）

今、教育長がおっしゃったように、両隣から、じいちゃん、ばあちゃんのところに来て、そのじいちゃん、ばあちゃんのいる校区の学校に入学させると。これは非常に島内の交流ができていいことだと思います。ですから、こういう、いいことをどう将来的、教育に、教育環境に生かしていくかということは今後真剣に考えて、この事業においては取り組んで、永続性のある取り組みをしていただきたい。

また、青少年の健全育成という観点からも、こういう交流事業はいい事業につながると思いますので、ぜひ、将来的を見通した計画性のある事業にしていきたいと思います。

終わります。

○議長（琉理人君）

地方創生交付金事業については、明日、一般質問後に全員協議会で、また説明、勉強会がありますので、また、よろしく質問してください。

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。

報告第4号、平成26年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、報告第5号、平成26年度伊仙町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について、これで終結します。

△ 日程第22 報告第6号 伊仙町農業振興計画（平成27年度～31年度）の策定の報告

○議長（琉理人君）

日程第22、報告第6号、伊仙町農業振興計画（平成27年度～平成31年度）の策定の報告について、議題とします。

報告第6号について報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第6号は、伊仙町農業振興計画平成27年度から平成31年度までを策定いたしましたので、報告いたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（上木義一君）

補足説明をいたします。

報告第6号、伊仙町農業振興計画について。

当町におきましては、平成22年3月におもてなし農業を将来像とする農業振興計画を策定し、他市農産物の栽培による農業生産の拡大、白菜を活用した流通販売、産地地消の実践などを目標とした取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、気温、温暖化を原因とする相次ぐ自然災害、台風、干ばつ等の来襲、病害虫の発生などによるサトウキビの不作やバレイショの価格下落等などの影響により、農業生産額は低迷したままで推移している状況であります。

また、高齢化の進展、農産物の輸送コスト高、資材費の割高等、農業を取り巻く環境は年々厳しい状況となっております。

一方、本町の総合的な施策に関する第5次伊仙町総合計画が平成26年度末に策定され、農業の振興を中心に産業が立ち上がる町をその将来像の一つとして、謳っているところであります。

こうしたことから、当町の特色ある農業振興を図るため、強く、高付加価値のある伊仙町農業の構築を基本理念に農業生産額50億円を達成目標とする伊仙町農業振興計画を策定いたしました。

本計画を今後5年間の伊仙町農業の基本指針として、農家の皆様のご理解、またご協力をいただきながら、関係団体、機関の皆様とともに、伊仙町の農業のさらなる発展のために全力を傾注する所存であります。

また、伊仙町議会の皆様、並びに町民の皆様にご指導ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いをします。

○議長（琉 理人君）

ここでしばらく休憩をいたします。5分間トイレ休憩。

休憩 午後 3時57分

---

再開 午後 4時07分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

報告第6号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

報告第6号、伊仙町農業振興計画（平成27年度～平成31年度）の策定の報告についてを、これで  
終結します。

△ 日程第23 議案第33号 伊仙町企画企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定

○議長（琉 理人君）

日程第23、議案第33号、伊仙町企画企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定を議題  
とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第33号は、伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について、地方自治  
法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○企画課長（池田俊博君）

議案第33号、伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例について、補足説明をいたし  
ます。

この条例は、伊仙町への企業進出、操業企業等を支援し、雇用機会の拡大を図り、もって地域の  
活性化に資するため、伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを  
目的として、条例を制定するものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第33号、伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定の審議を中止  
します。

△ 日程第24 議案第34号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）

△ 日程第25 議案第35号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第26 議案第36号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第27 議案第37号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第24 議案第34号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）、日程第25 議案第35号、



平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第26 議案第36号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、日程第27 議案第37号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）の4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

#### ○町長（大久保明君）

議案第34号は、平成27年度伊仙町一般会計（第2号）、議案第35号は、平成27年度伊仙町介護保険特別会計。

議案第36号は、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法218条第1項の規定により提案しております。

議案第37号は、平成27年度上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第2条の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

平成27年度一般会計補正予算書、2号をおあげください。

議案第34号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額56億2,641万6,000円に歳入歳出それぞれ6,314万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を56億8,956万円とするものです。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

13款国庫支出金、補正前の額5億1,150万円に1,432万9,000円を増額補正し、5億2,582万9,000円とするものです。主な理由といたしましては、公共土木施設災害復旧費負担金並びに児童福祉費補助金の増額によるものです。

14款県支出金、補正前の額5億5,390万7,000円に2万3,000円を増額補正し、5億5,393万円とするものです。

16款寄附金、補正前の額10万2,000円に113万円を増額補正し、123万2,000円とするものです。主な理由といたしましては、きばらでえ伊仙応援寄附金によるものでございます。

18款繰越金、補正前の額1,000円に2,000万9,000円を増額補正し、2,001万円とするものです。主な理由といたしましては、平成26年度からの繰り越しによるものです。

19款諸収入、補正前の額4,946万3,000円に2,665万3,000円を増額補正し、7,611万6,000円とするものです。主な理由といたしましては、退職手当組合負担金の精算によるものでございます。

20款地方債、補正前の額8億8,530万円に100万円を増額補正し、8億8,630万円とするものです。主な理由といたしましては、公共土木施設災害復旧事業債の増額によるものです。

以上、歳入の合計、補正前の額56億2,641万6,000円に6,314万4,000円を増額補正し、56億8,956万円とするものです。

6 ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

1 款議会費、補正前の額9,372万5,000円に13万4,000円を増額補正し、9,385万9,000円とするものです。

2 款総務費、補正前の額11億5,313万5,000円に2,530万5,000円を増額補正し、11億7,844万円とするものです。主な理由といたしましては、電算システムへの増額によるものでございます。

3 款民生費、補正前の額13億3,859万4,000円に442万3,000円を増額補正し、13億4,301万7,000円とするものです。主な理由といたしましては、長寿社会づくりソフト事業費の増額によるものでございます。

4 款衛生費、補正前の額5億8,851万3,000円に957万9,000円を減額補正し、5億7,893万4,000円とするものです。主な理由といたしましては、保健センターの運営費の減額によるものです。

5 款農林水産費、補正前の額5億8,304万円に2,132万1,000円を増額補正し、6億436万1,000円とするものです。主な理由といたしましては、農地総務費の増額によるものです。

6 款商工費、補正前の額5,868万4,000円に164万6,000円を増額補正し、6,033万円とするものです。主な理由といたしましては、観光費の増額によるものでございます。

7 款土木費、補正前の額3億3,303万3,000円に1,605万5,000円を増額補正し、3億4,908万8,000円とするものです。主な理由といたしましては、道路維持費の増額によるものでございます。

8 款消防費、補正前の額1億8,746万6,000円に214万7,000円を増額補正し、1億8,961万3,000円とするものです。主な理由といたしましては、非常勤消防費の増額によるものでございます。

9 款教育費、補正前の額3億9,557万円に1,830万8,000円を減額補正し、3億7,726万2,000円とするものです。主な理由といたしましては、社会教育費の減額によるものでございます。

10 款災害復旧費、補正前の額160万6,000円に2,000万円を増額補正し、2,160万6,000円とするものです。主な理由といたしましては、農林水産施設災害査定費の増額によるものでございます。

以上、歳出合計、補正前の額56億2,641万6,000円に6,314万4,000円を増額補正し、56億8,956万円とするものです。

6 ページをお開きください。

続きまして、第2表、地方債の補正についてご説明をいたします。

起債の目的(5)災害復旧事業債、補正前の限度額0円に対しまして、補正後の限度額を100万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、表に記載のとおりでございます。

合計、補正前の限度額8億8,530万円に対し、補正後の限度額を8億8,630万円とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

## ○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第35号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額9億7,235万6,000円に歳入歳出それぞれ71万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額9億7,307万4,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

財源とする歳入でございます。

2款国庫支出金2項国庫補助金2目介護保険事業費補助金として、既定の予算ゼロだったんですけど、補正額ということで、35万8,000円。介護保険システムの改修でございます。

総合事業とか、いろんな事業が入ってくる分で、介護保険システムの改修ということで、町村会のほうに委託するということでもあります。

繰越金、7款の繰越金1目繰越金で36万円を財源として充てていきたいと思っております。

次のページ、6ページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理1目一般管理ということで、システム改修負担金。既定の予算に71万8,000円を増額補正し、388万1,000円とするものでございます。

3款地域支援事業費1項の介護予防生活サービス事業費、これは組み替えということで、サービス事業費を一般介護予防事業費のほうに組み替えということであります。従来のものと規模的には変わってはございません。

3款の地域支援事業費3項包括的支援事業、任意事業費、2目権利擁護事業費ということで、既定の予算に11万8,000円を増額補正し、31万8,000円としております。

この中身については役務費でございますけども、成年後見制度申請手数料。これは生保とか、身寄りがないとか、家族は引き受け手がない身寄りの方に対して、成年後見制度を町がかわりにしてあげなければいけないという制度上の問題でありまして、これが年々増えてきているようで、この手数料ということで、代行するのが法テラスということで、徳之島町にございます。ここにかかる手数料ということで、一応、今現在の実績の中で予想される案件が1件ございまして、これを組んでいただきました。

4目も任意事業費ということで、既定の予算から20万減額して、1,462万8,000円とするものでございます。これは生活指導型ショートステイ事業の委託費ということで、1万円掛ける10日の2名と見込んでおりましたけども、これが一応該当がないという見込みが出てきて、今後もないということで、この分については減額するというものでございます。

よろしくご審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

## ○水道課長（喜 昭也君）

それでは、議案第36号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、補足

説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額は5億5,214万3,000円に歳入歳出それぞれ246万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額を5億5,461万円とするものでございます。

5ページをお開きください。

まず、歳入からの説明です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正前の額1,000円に246万7,000円を増額補正し、246万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。6ページです。

1款水道事業費1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額3,869万1,000円に244万7,000円を増額し、4,113万8,000円とするものでございます。

主な理由といたしましては、職員の異動による人件費と11需用費、車検整備費、27効果費、消費税の46万円でございます。

次に、2項原水浄水費1目原水浄水費3,499万円に2万円を増額し、3,501万円とするものでございます。この2万円は八重竿原水用道路の管理謝金でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第37号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明いたします。

説明する前に、2ページの上のほうですが、平成26年度上水道事業会計補正予算実施計画（第1号）であります。この26年度を27年度に修正していただきたいと思っております。

それでは、説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の補正の収入のほうから説明させていただきます。

合計額のみ説明させていただきます。

第1款水道事業収益費、既決の予算額1億474万1,000円に283万1,000円を増額補正し、1億757万2,000円とするものであります。

次に、支出について説明いたします。

第1款水道事業費1億474万1,000円に283万1,000円を増額し、1億757万2,000円とするものでございます。

次に、議会の議決を得られなければ、利用することができない件について説明します。

科目職員給料費、既決の予算額2,609万6,000円に283万1,000円を増額補正し、2,892万7,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

#### ○議長（琉 理人君）

これで、議案第34号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）、議案第35号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第36号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補

正予算（第1号）、議案第37号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）の4件の審議を中止します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。次の議会は、6月17日午前10時より開議をいたします。

日程は一般質問であります。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時30分



# 平成27年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成27年6月17日





平成27年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年6月17日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（平 博人議員、美山 保議員、牧徳久議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君      事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	益一男君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	當吉郎君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	仲島正敏君
社会教育課長	明勝良君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君		

平成27年 第2回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	平 博人 (議席番号1)	1. ふるさと納税制度の取り組みについて	前回の一般質問において、ふるさと納税制度について議論したが、その後の取り組み状況について問う。また、天城町や徳之島町では、クレジットカード決済でふるさと納税制度が行えるようになっており、ホームページ内でも納税者の皆様へ特産品のPR等も行うなど、積極的に取り組んでいるようであります。このことを踏まえて、今後本町でも他自治体の先進事例を参考にした取り組みを行う予定はあるのか問う。	町 長
		2. 住民生活に直結するインフラ整備について	町営住宅（佐弁地区）及び近隣住民の方より、県道から住宅までの間に街灯が一つもない状況について、周辺に小さなお子様がいらっしゃる世帯も多く居住していることも踏まえて、非常に危険な状況であり、特に、これからの季節ハブ等の被害も考えられることから、早急に対応して頂くべく住民の署名付で陳情書が本町議会へ提出されております。このような状況を勘案し、財政が非常に厳しい状況にあることは十分理解を示しますが、生活するうえでの最低限のインフラ整備は、町が責任を持って対応して然るべきだと考えるが、今後の町の対応について具体的に問う。	町 長
		3. 町道阿権・八重竿線の安全確保について	町道阿権・八重竿線が、現在台風等の影響を受けて洗掘され、大変酷い状態である。また、道路脇には川があるにも関わらず、ガードレールなどの設置がなされていないなど、車両が離合する際に大変危険な状況であります。特に、この線については、集落をつなぐ主要道路であり、通学路でもあることから、早急な対応が必要だと考えるが、今後の対応について問う。	町 長

2	美山 保 (議席番号5)	1. 浄化槽設置に伴う集落排水路の整備について	本町における、各家庭の浄化槽設置が遅れている原因は、排水路の未整備が主な理由として考えられる。特に、世界自然遺産に向けては、候補地の環境問題が大きく影響すると言われている中で、排水を個人の畑などへ流すことは、町の環境浄化の観点から、適当ではないと考える。これらの問題を改善する為に、浄化槽の普及と並行して、集落排水路の設置についても財政状況を勘案したうえで、早急に計画すべきと考えるが、町の今後の対応策について問う。	町	長
		2. 面縄港の貨物船受け入れに係る要望活動について	25年前に、面縄港に貨物船を接岸させる旨の計画を進めていましたが、その当時の文書等は保存されているのか。また、伊仙町目手久にあるJAあまみ並びに民間業者のバレイショの出荷や、子牛セリ市における子牛の出荷頭数も例年高水準で推移していることから、関係機関を通じて貨物船受け入れに関して協議されることが望ましいと考える。特に、農産物、食料品、建設資材の輸送など、多様な産業に寄与できることを勘案すると、面縄港を貨物船が接岸可能な港にすることは、町の経済を恒久的に発展させる可能性も秘めています。これらを踏まえて、今後面縄港の貨物船受け入れを視野に入れた港建設について、国や県と協議する考えはないか問う。	町	長
		3. 東伊仙義ノ津の水没地対策について	昨年9月議会で、東伊仙義ノ津の一部地区が大雨で水没した件について質問致します。同地区は、側溝等がないことが起因し、畑や県道が水没するなど住民並びに通行者へ大きな悪影響を及ぼしています。特に、畑等は作物ができない状況に陥るなど、農家の生計にも大きく影響を及ぼしており、このまま何年も放置していることについて、行政側の責任も問われかねません。そこで、この問題を解決する為に、関係地権者を含めた県並びに町側との協議が行われているのか問う。また、今後の協議内容によっては、どのように当該地区住民に説明していくのか問う。	町	長

3	牧 徳久 (議席番号3)	1. 竜巻や大型台風など自然災害への適切な対応は万全であったかについて	<p>検福、上面縄地区で発生した竜巻により、住家の倒壊や高圧電柱が切断され、道路に垂れ下がるなど非常に危険な状態であったと思うが、町として敏速な対応をされたか。また、今後も大型台風など自然災害が襲来することを予測し、対策を講じる必要があると思うが、町長の見解を問う。</p>	町	長
		2. 町道・農道の維持管理について	<p>町内の各地域に点在する、町道・農道は適切に管理されているのか。県道に於いては、土木業者がボランティアで定期的に除草をしている。また、隣町では、町道・農道の全線にわたり、除草剤を散布している。本町の集落内においては、クリーン作戦で対応しているが、他の道路は草が生い茂るなど、車が走行する際に、危険な箇所も見受けられる。特に通学路なども含めて早急な対応が必要と思うがこの点について問う。</p>	町	長
		3. 日本マルコ(株)の来年度開設はできるのか。また、人員確保の状況について	<p>日本マルコ(株)徳之島工場の平成28年4月開設に向けて、町当局は土地の整地も完了し、順調に進展しているものと思いますが、本体工事はいつ頃着工するのか。また、残りの土地の造成工事の見通し等、詳細な説明を求める。さらに、社員として研修も進めているものと思うが、人員は確保されているのか問う。</p>	町	長
		3. 各種負担金のカットについて	<p>平成27年5月20日付、徳之島3カ町長連名で各団体に対する負担金を平成28年度から20%削減する旨の通知が徳之島闘牛連合会にも届きましたが、町財政が厳しい事はわかりますが、なりふり構わず少額な負担金も同じ様にカットせず、必要か否かを峻別し、執行するのが妥当と思うが町長の見解を問う。</p>	町	長
4	福留 達也 (議席番号7)	1. 地方創生(まち・ひと・しごと創生)の取り組みについて	<p>① 東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、それぞれの特性に則した地域課題の解決を目標とした「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、全国の自治体において平成27年度中に、地方版総合戦略を策定されるよう努力義務が課されましたが、各課における総合戦略策定の内容及び進捗状況を問う。</p>	町	長

4	福留 達也 (議席番号7)		② 総合戦略の策定は、原則各自治体において作成すべきであります。奄美本島においては、自治体独自のものと別に、5市町村が共同して、島単位で作成したほうがメリットがあると思われる事項について、「奄美大島総合戦略」を策定することです。徳之島においても、3町が共同で取り組むことにより、より大きな成果が期待できる事業があるかと思いますが、そのような3町合同による策定の予定はないのか問う。	町	長
			③ 地方創生とは、「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくる。こういった流れを確かなものとしていく政策だと思います。特に、長期的な視野で考えると、「ひと」づくりは非常に重要な施策だと思います。伊仙町として、この「ひと」づくりに関する取り組みをどのように行っていくのか問う。	町	長
			④ 「高齢者移住に自治体反発」という見出しの記事が、6月10日の新聞に掲載されています。「日本創生会議」が、今後急増する東京圏の高齢者を、医療・介護の施設や人材に余裕のある地域への移住促進を政府に要請したことによる反発でありました。確かに、大変な部分もあろうかと思いますが、老後は故郷で暮らしたいと思いつつも、様々な事情で断念されている出身者の方々は、大勢いらっしゃると思います。こういった方々を受け入れることにより、人口減少に歯止めが効き、新たな雇用の場の創出にも繋がるものだと思います。そこで、このような要請があった場合、どのように対処するのか町長の見解を問う。	町	長
			2. 群島内の移動手段の強化策について	① 航路・航空路運賃の低減化並びにLCC（バニラエア）の就航による入込客数の推移をもとにしたうえで、奄美群島への経済効果についてどのように捉えているのか問う。また、徳之島へも経済効果が波及されている実感があるのか町長の見解を問う。	町
			② 群島間における、航空路の新設・増便、あるいは島伝いに高速船を導入する旨の陳情等を行い、実現させる目途はないのか問う。	町	長

5	明石 秀雄 (議席番号9)	1. 公営住宅の適正管理と住宅不足の解消について	① 公営住宅における現在の入居戸数と、何らかの理由によって入居できない住宅等がある場合、その理由と戸数を示せ。	町	長
			② 現在の公営住宅の入居申し込み者数及び待機者数を示せ。	町	長
			③ 住宅不足を解消するため、「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」を策定されていますが、地方創生にも関わる大きな懸案事項として、本町においては今後どのように計画を実施されるのか、具体的に示せ。	町	長
			④ ③に関連し、県営住宅の建設について、過去の一般質問においても、町長は建設に向けて県と折衝をされていると発言をされていましたが、今後実現に向けて、具体的にどのように取り組まれるのか町長の見解を問う。	町	長
		2. 町有財産の管理について	① 町有財産の管理状況について、台帳の整理を含めて適正に管理されているのか問う。	町	長
			② 喜念地区で町有地と民有地が交換された場所があるが、その後の処理状況はどのようなになっているのか。	町	長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、平 博人君の一般質問を許します。

○1番（平 博人君）

皆さん、おはようございます。1番、平 博人でございます。今回も一般質問を通しまして、町執行部の皆様と政策論議を交わし、暮らしに優しいまちづくりに全力で頑張っていこうと思います。どうぞよろしく願いいたします。

また、このたび、台風、竜巻にて被害に遭われた町民の方々に心よりお見舞いを申し上げまして、一般質問に入らせていただきます。

通告書に従いまして順次質問をいたします。答弁者の明快なる答弁をお願いいたします。

まず初めに、ふるさと納税制度の取り組みについてお伺いいたします。

前回の一般質問におきまして、ふるさと納税制度について議論いたしましたが、その後の取り組み状況についてお伺いいたしますのと、また、天城町や徳之島町ではクレジットカード決済でふるさと納税制度が行われるようになっております。

ホームページ内でも納税者の皆様へ特産品のPR等も行うなど、積極的に取り組んでいるようがあります。

このことを踏まえまして、今後本町でも他の自治体の先進事例を参考にした取り組みを行う予定はあるかどうかお伺いいたします。

続きまして、住民生活に直結するインフラ整備についてお尋ねいたします。

町営住宅、佐弁地区であります、及び近隣住民の方より、県道から住宅までの間に街灯が一つもない状況について、周辺に小さなお子様もいらっしゃる世帯も多く住んでいらっしゃいます。

また、これらを踏まえて、非常に危険な状態であり、特にこれからの季節、ハブ等の被害も考えられることから、早急に対応をしていただくべく住民の方々より署名つきで陳情書が本町議会へ提出されております。

このような状況を勘案し、財政が非常に厳しい状況にあることは十分理解を示せますが、生活する上での最低限のインフラ整備は、町が責任を持って対応してしかるべきだと考えております。今後の町の対応について具体的にお伺いいたします。

最後に、町道阿権八重竿線の安全確保についてお伺いいたします。

町道阿権八重竿線が、現在、台風等の影響を受けて洗掘され、大変ひどい状態であります。



また、道路脇には川があるにもかかわらず、ガードレールなどの設置がなされておらず、車両が離合する際に大変危険な状態であります。

特にこの線については、集落をつなぐ主要道路であり、通学路でもあることから、早急な対応が必要だと考えております。今後の対応についてお伺いいたします。

それでは、1回目の質問を終わりました。あとは自席にて行いたいと思います。

#### ○町長（大久保明君）

おはようございます。一般質問、最初の平 博人議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税に関しましては、いろいろ条件が緩和されまして、今後は増加してくる可能性が出ております。

伊仙町においても、他町、全国のいろんな地域でのふるさと納税がいろいろ賛否両論出ているような状況でもありますけれども、この町の人材育成、教育、環境問題を中心に、また空き家対策とか、そういうことのために取り組んでいく貴重な財源になるわけでありますので、いろんな、今は担当が少ない状況ですけども、これは町挙げて対応していくようなシステムができればと今考えております。

詳細については、担当のほうから答弁をしていただきます。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

平議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず初めに、ふるさと納税に関しましてですけども、これまでの本町の取り組みについては、町民あるいは職員に協力をいただきまして、出身者の住所録の整理だとか、その辺を行いながら、それをもとに出身者に対するダイレクトメール等をお願いをしているところです。

その中で、本町への寄附者の状況を見ても、高額の寄附が多いと。その割には件数が少ないというような状況が本町の特徴でございますので、郷友会の中でもしっかり浸透してない状況であります。

その中で、郷友会の方々からも、ふるさと応援隊というものも結成をして、このふるさと納税に協力をしてまいりたいという意見等ございまして、これに関しましては、しっかり取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

あと、ふるさと納税を増やすために、総務課1課だけが取り組むんじゃないと。今、先ほど町長のほうから答弁がありましたように、課を超えた横断的な組織をつくっています。

その中で、話し合いの中で、どのようにすれば納税が増えていくか、その辺も含めて話し合いが行われている状況です。

あと、そういう中で、振り込みに関しても、振り込みの専用用紙をつくったりだとか、あるいはゆうちょ銀行の口座をつくったりだとか、そういうことをしなきゃいけないという話し合いの中で、今現在、ゆうちょ銀行伊仙支店のほうに公金口座を開設したところでございます。

あと、この振り込み依頼票等は、今議会の補正予算にも上程してございますけども、役務費の中

で、こういう振り込みが負担なくできるような状況をつくり上げていくということで今やっているところです。

あと、ホームページの充実ということもございますけども、他の市町村のホームページを見ますと、ご指摘のとおり充実をしている状況でございますので、本町のホームページもしっかりしたものをつくり上げるということと、あと、クレジット決済に関しまして、今どのようにすべきか検討しているところですけども、これも含めてしっかり取り組んでいきたいと。

この額を増やすことをしっかり取り組んでいければ、今財政状況も、ふるさと納税を使いながらいろんな整備ができるのかなというように思っておりますので、また議会の皆さん、あるいは出身者の皆さん方に協力を得ながらやってまいりたいと思っております。

**○1番（平 博人君）**

今のお話の中で、高額の割には人数が少ないというお話がございましたが、現時点での件数または金額というのがおわかりであれば教えていただきたいと思えます。

**○総務課長（樺山 誠君）**

平成26年度の状況でございますけども、52件、802万5,000円でございます。

それと、平成27年の6月15日現在、これは、今議会の補正のほうにも出てはいますけども、この補正のほうの数字が5月30日までの数字と少し違うんですけども、この辺はご了承いただきたいと思えますけども、6月15日現在、8件、138万円でございます。

**○1番（平 博人君）**

ありがとうございます。前回の一般質問のほうでも少しお話をさせていただいたんですが、本当に他の自治体のほうでは、市町村のほうでは、ふるさと納税をされた方にいろいろとお返しをされていると。特選品のほうをプレゼントされているようなことをされているみたいですが、今回このふるさと納税をされた方々にも、伊仙町としては何かそういった特典をつけているのかお尋ねいたします。

**○総務課長（樺山 誠君）**

ふるさと納税をしていただいた方に、町の特産品きゅっきゅっ便の1回分だとか、いろんな方向でやってございますけども、金額、どの金額したら幾らというしっかりした固定をしてないものですから、まちまちになっていますので、その辺も整備していかなきゃいけないというように思っています。

あと、非常に出身者の方で、ふるさとに貢献したいということで、私のほうは5年ぐらいは続けてふるさと納税をしていきたいとか、そういう申し出もございまして、そういう方たちの意見も聞きながらしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

**○1番（平 博人君）**

本当にありがたい話で、このように納税をしていただきますと、少しでも財政のほうも潤うのではないかなと、このように考えております。

また、今お話の中で、きゅっきゅっ便のほうでの対応ということだったんですけど、伊仙町のホームページを見せていただいたときに、ふるさと納税のページからきゅっきゅっ便のほうに移行するようなページでもありませんし、また、きゅっきゅっ便のカタログを今現在、ホームページで見られない状態にあるんじゃないかと思うんですけど、説明をお願いいたします。

**○総務課長（樺山 誠君）**

きゅっきゅっ便のカタログに関しては、見られる状況か見られない状況か少し確認をしてみたいと思います。

あと、確かに伊仙町のホームページあけますと、百菜という欄とか、あるいはふるさと納税という欄がありまして、別々になっていますので、ふるさと納税関係に関しては、きゅっきゅっ便というものの自体にこだわらないで、しっかりしたものを、お幾ら、5万円のふるさと納税をしていただくと、どれぐらいの規模のものをお返しするとか、そういうものを、ある程度の決め事はあるんですけども、そういうのをしっかり決めながら進めていかなきゃいけないと思っているところです。

**○1番（平 博人君）**

それで、伊仙町のホームページについて、少しお伺いしたいんですが、百菜等、ほーらい館等、ページ内にあるわけですが、この伊仙町のホームページというのは、役場のほうで作成されているのか、また、業者に依頼して作成していらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

**○企画課長（池田俊博君）**

ホームページに関しては、ソフト作成自体は業者のほうで委託してございます。そして、中身の情報の公開に関しては、町のほうで公開のほうをやっているところでございます。

**○1番（平 博人君）**

本当に内容もそうなんですけど、他の市町村の中ではPRの仕方だっみたいなの、先ほど触れましたクレジット決済、このようなことも進んでやっているようでございますけど、今、百菜のホームページを伊仙町役場のホームページのほうから移って見たときに、このクレジット決済ができないから、やりとりが遅くなるというようなことが見受けられるように感じました。

お客様からのインターネットでの注文の際に、注文を受けた百菜の方が、2日間の営業日以内でお客様に返信をして、そこからお客様の注文を確定するという時間的なロスが、代金引きかえの決済だとかこういったことになるのではないかというふうに考えます。

これが、本当にクレジット決済ができるならば、1つのクリックで、そのまま直接購入につながる。これからの販売の促進にもつながると考えるわけですが、百菜等もクレジットカード決済の導入等は今後考えられてないのかお伺いいたします。

**○経済課長（上木義一君）**

平 博人議員の質問にお答えします。

今、平議員が言ったとおり、スムーズに行くにはクレジットカード決済のほうに行くと思うんですけど、今現在の百菜の方針としては、今の段階では難しいんじゃないかなと思います。

今、前回の3月議会のほうでも答弁しましたように、法人化、今設立に向けて準備していますので、7月中には法人化が設立する方向で今報告を受けておりますので、その段階では、今日、平議員の質問に対して、またすぐこの後報告をして、その対応をスムーズにいけるかという報告をしながら、またいく方向でお話はしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。一緒にホームページの中で、フェイスブックやブログ等で大変広報活動に百菜もほーらい館のほうも力を入れているようでございます。

本当にほーらい館のほうも、月会費や年会費をクレジット決済で行えばお客様も増えるでしょう。

また、本当に今、クレジットカードを使うとマイルがたまってみたり、ポイントがたまってみたり、結構その年会費等の高額の取引になると、クレジットカードを導入したら会員の方も増えるんじゃないかと、このように考えているんですけど、ほーらい館のほうも導入においては今どのようなのでしょうか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

クレジットカードについては、現在使用しているシステムの改修または交換と、またクレジット会社との契約等もありますので、今すぐにはできませんが、将来的には検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。本当にこのようなクレジットカード決済等も含めましたPR活動もですが、町のホームページ、これは本当に日本全国の方の目にとまるものでございますので、しっかり、業者に依頼していると思うんですけど、町で、皆さんでちゃんと内容をチェックして、日本全国のほうに発信していただきたいと思いますと思います。

1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

佐弁地区のこの夜間の危険な状況については、以前、ハブが出るということでの報告もございました。

危険性が高いところに関しましては、町として優先的に対応していかなければなりません。

その場合、課長のほうから後で答弁していただきますけれども、これからの地域社会は、集落と行政が一体となって、住民自治、共生・協働の社会づくりに向かっていきますので、そういった観点で、集落の方々の協力も今後必要になってくると思いますので、一方的に行政にお願いしたら行政がするという考え方は、これからは非常に困難になってきます。

ですから、集落、住民自治とか、それから子供を安心して通学させることを住民一体となってやっていくという組織もでき上がっていますので、そういう基本的な考え方の中で早急に対応していかなければならないと考えております。

あと、担当の課長のほうから詳細について説明をしていただきます。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

平議員のご質問に町長の補足をしていきたいと思います。

現在、佐弁の集落のほう、町営住宅周辺の方々から、県道から住宅にかけての道が真っ暗で危険な状態ということで、設置の陳情が参っております。

その中で、町の基本的な方針というんでしょうか、方針は、街灯に関しましては、軒下、その辺に関しても、あと家の入り口、その辺に関してもつけてくれないかという形の電話等の問い合わせがあるんですけども、軒下あるいは自分の家の入り口関係に関しましてはお断りをしています。

今回の件に関しましては、建設課長と2人で、昼間見たってわからないものですから、夜に行つて、しっかり確認をしてまいりましたら、県道から住宅まで行く道が非常に暗い状況、あと、木も覆いかぶさって、そういう状況もありますんで、陳情されている代表の方と話し合いをしまして、その中で、まず町として、設置した後に、この街灯を適正に管理できますかというのを投げかけてございます。

ですから、電気料金の状況、あるいは電球が切れたら自分たちで交換する。それとあと、道路の覆いかぶさっている木を自分たちで伐採するとか、そのような方向を町として今議論をしているところです。ですから、その返事を待って、そういうことがしっかりできるのであれば対応してまいりたいと。

あと、これからの街灯設置についての基本的な考え方、こういう要望は多数寄せられていますけれども、どういうところから先にするかということ、防犯・防災関係を考慮しながら、先ほど町長からあったように、地域、地元の方でしっかり管理ができて、そういう体制ができたところからしっかり整備を進めていければなと思っているところです。

#### ○1番（平 博人君）

ありがとうございます。本当に町民の皆さんは、特に高齢者の方々も含めまして、こういった問題に関しましてもどのようにしていいかわからないと、本当に役場の人たちを頼りにしているという状況があると思います。

ぜひ今度も、今回も、今日は先ほど対応していただいたという話でございますが、他の集落等からもいろいろな要望がこれからもあると思います。ぜひその場に行つて現地の人たちと話をして、先ほど言われました電気代のことであってみたり、そういったことを詳しく今後からも説明をしていっていただきたいと思います。

それと、今町は財政難ということで、徴収のほうも夜間徴収等、職員の方一生懸命頑張っていると思いますが、本当に徴収、これは本当に大事なことで当たり前のことでございますが、本当に徴収するのも町の仕事でございますけど、町民の皆様方に平等なサービスを提供して徴収していくと、このようなことも必要ではないかと考えておりますが、その辺について、町長からお話をお伺いいただけないでしょうか。

## ○町長（大久保明君）

町民は、税に対して本来は徴収するのではなくて、町に持ってくるわけですね。水道料金なども全て原則はそうであります。

税収、税に対する感性、感覚がもっともっと向上していくことによってサービスは提供できるわけでありますので、財政難というのは、これは、伊仙町も財政難ですけども、どこの自治体もほぼ同じような状況で厳しい中で、先ほど話したオール伊仙町、みんなでこの町をよくしていこうということを、今、まちづくり座談会「かたろわーでえー」の中で主に力点を置いて説明をしていますので、そうすることによって、住民の集落の方々が心一つにしてやっっていこうという機運をまず盛り上げていかなければいけないと思っております。

集落がばらばらであれば、先ほどの集落で電気代を持ちなさいといっても、なかなかうまくいかないわけですから、共生・協働というのはそういうことだと思いますので、財政が潤沢にある、例えばバブルの時代から10年間ぐらいは、本当に金が余っていたわけです。そこで、そういうふうな行政があらゆるサービスを潤沢にできた時代の、ある意味での住民の積極性を阻害してきたと思いますので、今厳しい時代になれば、自分たちがまちづくりを一緒にやっっていかなければならないというふうな価値観が芽生えてきていると思います。

ですから、それをいかに伸ばしていくかということのために、自らが、住民の方々がみんなで協力して村づくりをしていかなければならないということになってきます。

町内においても、そのような集落はかなり出てまいっておりますので、今回の集落説明会では、これから地方創生というのは何かといいますと、集落の団結であり、そして地区の文化、歴史の存続であり、それが伊仙町のいろんな評価を上げていくことになっていきますので、そういった感覚で、ないんだけど、財政も厳しいけれども、みんなで協力してやっっていけば、維持管理などは当然しなければいけないというふうに、町民の方々の意識をまとめるということができるのではないかと思っておりますので、サービスをすれば徴収率が上がるのではないと思っております。

## ○1番（平 博人君）

人それぞれ考え方のほうはあると思うんですけど、サービスのほうの充実もこれから図っていただきたいと、このように考えております。

また、街灯の問題についてなんですけど、先ほど総務課長からもありましたが、いろんな集落のほうからも要望等があるというのが現状だというお話でしたが、ちなみに伊仙町の義名山の総合グラウンド、あそこも、ちょっと話はそれなんですけど、夜、街灯が少ないと。電気がついてないと。健康のためにウォーキングやランニングをする際に危険ではないかという声も上がっているようでございます。ちなみに総合グラウンドのほうのこのような整備が今後あるのかどうか、そのことについても付随してお伺いしたいと思います。

## ○建設課長（中熊俊也君）

今の質問ですが、当初予算にも組んでありますが、今年も計画をしています。

以上です。

○1番（平 博人君）

当初予算にも組まれているということなんですけど、それは街灯等も一緒にと考えてもよろしいわけでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

街灯だけの事業ということで組んであります。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。ぜひ財政が厳しい中ではございますけど、一つ一つ、町民の皆様の声のほうに伝えていっていただきたいと思います。

それでは、2回目の質問を終わります。

○議長（琉 理人君）

3番目の町道阿権線について。

○町長（大久保明君）

町道阿権線は、集落間を結ぶ重要な町道でございます。以前から改修などをやっていました。

今回は、洪水で川の堤防等が一部損壊したということで、また、路面もかなりアスファルトが剥離している状況で、大変危険な状況になっております。

抜本的にあの道路を改修するのではなくて、今回は緊急的な対応になるのではないかと考えておりますけれども、詳細については課長のほうから答弁をしていただきます。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

この阿権八重竿線は、来年、28年度の防災・安全社会資本総合整備事業に計画しています。

それで、今回の質問のときは、もう現地も見にいきましたが、応急的に補修を行いまして、来年度、長い距離になるんですけども、補修というか、補修舗装工事を計画しています。

なお、そのときに、ガードレールもそのときに設置したいと思っています。

以上です。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。今お話によりますと、今回は補修をして、28年度から工事に入るということは、もう決定という形でとってよろしいのでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

要望書上げてますんで、ほとんどもう要望どおり、この防災・安全社会資本整備事業は認められていますんで、大丈夫だと思います。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。先ほどからインフラ整備についてお尋ねしているんですけど、本当に集落と集落をつなぐ大事な道路であり、また、子供たちの通学路でもあります。

本当に子供たちにとっては、各学校通学距離、いろいろさまざまだとは思いますが、学校に通う子供たちがリスクのない、危険の少ない、みんな同じ平等に学校に通えるようなことをしていくことが、今後の小規模校存続等、この辺にも大きくつながってくるんじゃないかと考えております。

また、本当に今町の真ん中はきれいになって、住宅も増えていって、やってるんですけど、各集落に戻りますと、本当に今言った道路の阿権八重竿線であってみたい、他にも多々あると思うんですけど、今後、その集落を地方創生に絡めて、集落を豊かにする、また小規模校を存続させたいと、そのような動きの中で、どのようにその小さな集落をまちづくりとしてやっていくのかというビジョンがあれば、町長、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○町長（大久保明君）

小規模校の存続は、なぜ必要かと申しますと、集落が、小学校がなくなれば、その集落はもう急速に衰退をしていっているのが、全国の状況を見れば明白であります。

人口減少時代の中に、あえて存続するというのは無謀な考え方じゃないかということですが、基本的には、今自治体の中心地にコンパクト化ということで、あらゆるものを集中していこうという国の考え方は、地方創生にある意味では、現場から、この小さい自治体から見れば、明らかに間違った政策だと思います。

高齢者の方々は、いろんな買い物とか、通院とかいうことを考えたら集中ですけども、若者は今、伊仙町のような分散された自治体においては、若者は小学校区に住んでも、働くところに行くアクセスは比較的良好な状況ですので、そういった方向性を明確にしていくことが、伊仙町の集落の存続、そして同時に、それは伝統文化の存続でもありますので、それを推進していきたいということで、小規模校区に若者が住むための住宅政策を今後とも継続して実行していくことが大変重要だと今考えています。

阿権は、昨日も棟上げがなかったということですが、これは、集落の人たちが意識的にIターンの方々を受け入れていこうということでもありますので、行政が住民、集落と同じ方向に協力してやっていこうということであれば、民間の方々がいろんな空き家対策を、今、伊仙町のある不動産会社の方々がかなり貢献をしていますので、そういうことも今後出てくると思います。

議会の方々も地方創生をいかにこれから総合戦略としてつくり上げていくかということ、集落の方々にも今聞いて回っています。2カ所ですけども、かなり積極的な、建設的な意見が出てきていますので、伊仙町議会、これは総合戦略も、伊仙町の総合戦略、10年間の総合戦略も、農業振興計画も、よくよく考えてみたら、住民としっかり議論をしながらまとめていくことが改めて大事ではないかと今思っているところでもありますので、この八重竿集落の住宅を今すぐ作ってほしいということであっても、いろいろ全体の調和をとりながら調整をしていくような調整を進めていけるんじゃないかと思っております。



### ○1番（平 博人君）

ありがとうございます。本当に各集落の皆様方は、若者がどんどん集落からいなくなっていくと、このようなことも考えておるようでございます。本当に今後、集落を守るということではないんですが、集落の人たちと町の皆様方と手と手をとって集落を豊かにし、それで今後のまちづくりにつなげていくと、このようなことも考えて、これからまた私のほうも議論させていただきたいと思っております。

それでは、本日の私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

### ○議長（琉 理人君）

これで、平 博人君の一般質問を終了します。

次に、美山 保君の一般質問を許します。

### ○5番（美山 保君）

おはようございます。5番、美山 保です。先月、竜巻被害を受けられました検福、そして上面縄のウスクドウ集落の皆様方に対して心からお見舞い申し上げます。

伊仙町勢の発展と地域発展のため、安全安心で住みよいまちづくりのために、一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。町議会議員として誇りを持って、第1回目の一般質問をいたします。

明快な答弁を期待いたします。

1つ目、浄化槽設置に伴う集落排水路の整備について。

本町における各家庭の浄化槽設置が遅れている原因は、排水路の未整備が主な理由として考えられる。特に世界自然遺産に向けては、候補地の環境問題が大きく影響すると言われていた中で、排水を個人の畑などへ流すことは、町の環境浄化の観点から適当ではないと考えられる。

これらの問題を改善するために、浄化槽の普及と並行して、集落排水路の設置についても財政状況を勘案した上で早急に計画すべきと考えるが、町の今後の対応策について問う。

2つ目、面縄港の貨物船受け入れに係る要望活動について。

25年前に、面縄港に貨物船を接岸させる旨の計画を進めていましたが、その当時の文書等は保存されているのか。

また、伊仙町目手久にあるJAあまみ並びに民間業者のバレイショの出荷や、子牛競りにおける子牛の出荷頭数も例年高水準で推移していることから、関係機関を通じて貨物船受け入れに関して協議されることが望ましいと考えられる。

特に農産物、食料品、建設資材の輸送など、多様な産業に寄与されることを勘案すると、面縄港を貨物船が接岸可能な港にすることは、町の経済を恒久的に発展させる可能性も秘めています。

これらを踏まえて、今後、面縄港の貨物船受け入れを視野に入れた港建設について、国や県と協議する考えはないか問う。

3つ目、東伊仙義ノ津の水没地対策について。

昨年9月議会で、東伊仙義ノ津の一部地区が大雨で水没した件について質問いたします。

同地区は、側溝等がないことが起因し、畑や県道が水没するなど住民並びに通行者へ大きな影響を及ぼしている。

特に畑等は作物ができない状況に陥るなど、農家の生計にも大きく影響を及ぼしており、このまま何年も放置していることについて、行政側にも責任を問われるかもしれません。

そこで、この問題を解決するために、関係地権者を含めた県並びに町側との協議が行われているのか問う。また、今後の協議内容については、どのように当該地区住民に説明していくのか問う。

1回目の質問はこれで終わって、2回目の質問は自席でいたします。

#### ○町長（大久保明君）

美山議員のご質問にお答えいたします。

伊仙町は今、この前、浄化槽の会議に出ていますと、合併浄化槽を含めた設置率が県下でワースト3に入っている状況であります。

他自治体がいろいろ集落排水事業を強力に推進してきた中で、伊仙町の集落と言える排水事業が効率的にできる集落が少ない状況の中で、今、合併浄化槽単独で合併浄化槽を各集落で年50基前後やって対応しているという状況であります。

また、町の地理的な形態上、排水路の距離というのは、相当の距離になるのではないかと思しますので、そういったことが、伊仙町の環境問題に関しては遅れている状況であると思しますので、今後、この排水路と浄化槽の問題は相相関している中で、各課と連携をとりながら、また、県、国との要望等をしながら取り組んでいかなければならないと今考えております。

#### ○建設課長（中熊俊也君）

今の美山議員の質問に対してお答えしますが、ほとんど町長が答えたとおりでありますが、昨年の9月議会でもお答えしましたが、美山議員の質問のとおり、伊仙町においては排水路の整備がかなり遅れており、早急な対応が必要だと感じています。県、国などと相談しながら、長期的に、またかつ財政難でもありますので、補助率の高い事業を検討していきたいと思っています。

以上です。

#### ○5番（美山 保君）

2回目の質問です。

まず浄化槽についてですが、まず東部地区、中部地区、西部地区において、まず何個の合併浄化槽が設置されているのか、そして何%なのか。

そしてまた、今、排水路についても、あちこち各集落から、浄化槽を設置したいんだけど、排水路をないために浄化槽が設置できないと、そういう意見等も聞いております。

耕地課のほうでも、今、昔、以前、集落排水事業というのが、そういう事業がありましたけども、確かに伊仙町においては、県のほうとしては馬根地区を指定しようという話をされましたけども、馬根地区は余りにも各家庭が点在してできないと、そういうこともあって無理な面があったんですけども。

今、徳之島町のほうでは、集落排水の浄化槽を町の事業で組んでやっておりますけども、伊仙町においても、合併槽をした場合には排水路が必要だと。そして、集落排水事業の事業をとった場合には、排水路はやらなくてできると。そういうこともあって、今の状況では、合併槽を対応するというのであれば、排水路を必ず設置しなければならないんじゃないかと。そうしなければ、各家庭でその排水を処理しなければならない。

そうした場合に、世界自然遺産との関連もあって、悪水を自分の土地の中にそのまま流すということは問題があるという思いをしております。

そういうことで、集落排水路を本当に設置する考えがあるのかどうかお聞かせください。

#### ○環境課長（美延治郷君）

ただいまの質問にお答えいたします。

伊仙町のほうで合併浄化槽の管理台帳を持っていますけども、その件数でいきますと、1,100基ぐらいのほうは今町の管理台帳で登録されている件数です。

我々としては、非常に少ないんじゃないかということで、去年の12月から今年の2月、3月にかけて、集落担当委員を使いまして全戸調査という形をとりました。

そうすると、合併、単独を含めまして1,800基ぐらいがあるということで調査が進んでおります。

その中で、25年度の実績で、26年度、伊仙町は合併浄化槽においては県下で最下位であるという数字が出てきました。あくまでも合併浄化槽という数字です。

単独浄化槽というのは水洗トイレのことなんですけども、単独まで含めると浄化槽率は結構進んでいまして、六十何%まで今進んでいます。あと残りくみ取り式のやつがあるというところですけども、全てをちゃんと管理できるような体制をしていかなきゃいけないなとは思っています。

地下水の地下浸透なんですけれども、まだこれも法律上で認められている処理の方法でありまして、その処理の方法について細かい指示があります。

その指示に従った処理の仕方であれば認められているという処理がありますので、我々としては、浄化槽が設置されたときには、検査するときこそこまで確認をして許可を与えているというのが現状です。

以上です。

#### ○建設課長（中熊俊也君）

浄化槽対策としての排水路じゃなくて、建設課、耕地課も入れた大規模な排水路の対策が必要だと思っているところであります。

最近急激なゲリラ豪雨とか、そういうものもありまして、一番必要なのはそこだと思っておりますので、前向きに検討していきたいと思っております。

#### ○5番（美山 保君）

今、環境課からお話がありましたけども、本当にコーラルリーフのある土地については地下浸透もいいでしょうけども、そうでない赤土のところについては、どうしてもたまって、悪水が流れる

ということになります。

そういうこともありますので、今合併浄化槽を設置する以上は排水が必ず必要だと、このように思いますので、各集落からいろいろ聞き取りをしたり、うちの目手久集落や上面縄の集落でも、そういう要望があります。

ぜひ排水路をつくってほしいと。そうしなければ浄化槽は設置できないということをお話されているところがあります。そういうことも聞き取って、きちっと対応できるようにしてください。

お願いします。

#### ○環境課長（美延治郷君）

美山議員のご指摘のとおり進めてまいりたいと思いますけれども、合併浄化槽と単独浄化槽なんですけれども、単独の場合は、トイレ、し尿だけの排水が流れていって、きれいな水になって流すというのが条件です。

合併の場合には、台所か風呂場とかいう水も全部流れていって、それまできれいにして、きれいな水になった段階で流れていくと。最終的には、きれいな水になって消毒をされて、その出口から出ていくというのが浄化槽の役割です。

今、単独の浄化槽が多い、伊仙町は多いですので、これからも、今はもう合併じゃないとできないというところなんですけれども、合併しか進められないんですけれども、その合併の中でもちゃんと液が入って、微生物がちゃんと分解して、曝気して、きれいにして、出口からはもう消毒されたきれいな水が流れているというふうな流れになっていますので、もう排水に流れていくのも非常に、結構きれいな水になって流れていっているはずですよ。

そこまでして流すのが浄化槽の役割ですので、我々としては、町としては、その浄化槽の管理を徹底していかなきゃいけないというふうに思っているところです。

それで、管理がちゃんとできたら排水も汚れないということになりますので、我々環境課としては、排水路の整備じゃなくて、浄化槽の管理、清掃をちゃんとするようにというふうに行政的には進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

#### ○5番（美山 保君）

今、合併浄化槽、そして単独浄化槽、単独浄化槽の場合は、洗濯水、それとかいろいろなものが含まれて、家庭の汚水が流れると。そういうことがたまたまにして道路に流されたり、自分の畑に流したりいろいろあります。

そういうことを踏まえて、排水路をきちっとつくっていただきたいと、このように思っております。そういう計画をきちっとやって、今後進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

終わります。

#### ○議長（琉 理人君）

次は、面縄港の貨物受け入れにかかわる要望活動について。

## ○町長（大久保明君）

面縄港の計画書は、今町長室にもありますし、それから、その同じ計画書は、2年ぐらい前に九州地方整備局の鹿児島港湾事務所のほうにも提出をしています。

いろいろ県内、郡内の商港、そして定期路線港を見てもみますと、例えば沖永良部は徳之島の約半分の人口でありますけれども、定期航路が、港湾が和泊港、伊延港、そして知名港と3カ所あります。

大島本島においては古仁屋港と名瀬港がある状況です。

今後、美山議員が話しているように、バレイショの生産量、それから子牛の搬送などを考えてみた場合に、さらにいろんな島から農産物が輸送されるとか、また、いろんな製品、6次産業化も含めた、例えば企業誘致でできた製品を搬送するとかいうことなどを勘案した場合、現在ある亀徳港の状況、平土野港の状況を、今後、亀徳港を再改修していくということは、県としても非常にもう厳しい状況だと思います。

平土野港は、今、この前、3町の議員大会でも、平土野港の改修、その目的は、自然遺産になったときのクルーズ船の誘客等でありますけれども、美山議員が職員時代にいろいろ頑張っていた、この五ラン線は、島の縦断する重要な幹線にしていくためにも、面縄港と接続した場合、面縄港を島の将来の貨物の拠点として考えていくことは、そういう計画構想は、10年前のいろんな要望したとき、これ議員大会でも、先輩議員が議員大会で要望しましたし、県のほうにも要望して、全て継続審査ということでなってますけれども、時代の変化の中で、面縄港の開発ということが、今後必要性はますます高まってきてると思いますので、そういうことなどを再度、県、国と交渉していきたいと思います。

7月22日に港湾連絡協議会の総会の交流会がありますので、それにも参加して、再度、全体会議の中で、各自治体の自由意見発表がありますので、発表していきたいと今考えています。

あと、課長のほうから、去年、石破大臣にもその要望書を出していますので、また、地元出身のそういう港湾関係の方々等、そのグループの方々は、非常に今前向きに考えている状況と、いろいろ政治的な背景なども含めて、しっかりと要望をしていきたいと思っております。

## ○建設課長（中熊俊也君）

今の町長の答弁の補足説明をいたします。

美山議員から質問されています、そのファイルは、平成元年度に作成されました面縄港長期計画書というのと、その後、平成20年度に作成されました面縄港改修計画書案ということで作成されており、また次、今町長からありましたように、26年度の4月に石破大臣が自民党幹事長ということで見えられたときに要望書、提出された要望書がファイリングされています。

そういうことで、徳之島3町で農業生産額が断然多いわけですが、その伊仙町に港がないというのはおかしいなと私も常々感じていますので、折あるごとに要望活動を行い、今後も引き続き頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○5番（美山 保君）

この面縄港は、徳之島でも本当に唯一立地条件のいい港です。

というのは、真南ということで、東風、西風、亀徳港は東風、平土野港は西風ということで、いろいろな気象条件で一番恵まれた位置にあると私は思っております。

というのは、台風の時にはどうしても船は着きません。そういう気象条件で、そして面縄港の位置というのは、背後にいろいろな広大な農地があります。

そういうことで、亀徳港の今燃料タンクやガスタンク、セメントサイロ、そういうのについても、津波が来れば一網打尽になると、そういう思いをして、高台にそういう施設をつくる立地条件が整っているなど、そういう思いをしております。

そういうことで、本当に面縄港を徳之島にどうしても必要だと。物資を運ぶ、そういう件については、すばらしい立地条件にある場所だと、このように思っております。

そういうことで、ぜひ県や国にそういうことを訴えて、その建設を進めていくように、今後お願いをしたいと思います。

○町長（大久保明君）

今美山議員が話したとおり、条件としては非常に最適であると思います。

今後、大規模災害とか、南海トラフとか、そういうことはかなり高い確率で起こる状況の中で、近い将来、遠い将来を考えてみたときに、今の美山議員の考え方は非常に先進的で正しいと思っておりますので、そういうことも含めて、また要望を強くしていきたいと思っております。

○5番（美山 保君）

ぜひ県や国に要望していただきたいと思っております。

ここで2回目を終わります。

○議長（琉 理人君）

次は、東伊仙義ノ津水没地の対策について。

○町長（大久保明君）

年に数回、大雨が降るたびに冠水して通行止めになっております。

県のほうが、1カ月ほど前ですか、地権者と交渉して、そこの木の伐採などをした等も視察に来ましたけれども、抜本的な解決にはなりません。

過去に数回、地権者と話をしてきたときに、そこに新しく大きな擁壁をつくって、水が通れるようにする要望はかなり予算を伴います。

それで、まだ解決する状況ではなくて、要するに3人の地権者がいるわけですけども、もう一方のほうも、そこを土で埋めている状況など、これは法的には違法でないということに、この前、法的関係者のほうからお聞きしましたので、今後の対策としては、県道の拡幅が今回は、役場から300mほど進みます。

その後、県がずっとまた路線を決定していくと思っておりますので、そういうことと関連して、あそこ

の排水というか、暗渠を強力なものにしていくことが必要であります。

その場合、昨日も、一昨日も議論したんですけども、そこからずっと下流のほうを含めて、今後、町民の意識というか、ある意味ではモラルをただしていかなければ、また同じように下流のほうで起きていく可能性があるわけですので、その辺も徹底して住民と話し合いをしていくことが問題解決になると思います。

水没した畑の耕作者の方とは直接話していませんけれども、いろいろ大変な損害を与えているということは重要な問題であると思いますので、そのことも含めて、町挙げて解決できるようにしていかなければいけないと考えております。

あと、担当のほうから、また詳細については説明をしていただきたいと思います。

#### ○耕地課長（穂 浩一君）

美山議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

この件に関しましては、昨年9月議会でも出たところであります。

一番初めは、24年の9月議会において、地元の駐在員から陳情書が出たところでありまして、その9月議会において、議員の皆さんも現地を視察した経緯がございました。

その前段階におきまして、耕地課のほうで、一応その排水路工事の概略、簡単な設計をして、予算的なもの、買収する面積等を計算したところで、それをもって24年の10月と11月に、町長も交えて地権者等に説明をして、検討をしたところでございます。

この段階では、幾つかの点で合意がいただけなくて、現在に至っているところであります。

その段階で、陳情者、代表の駐在員さんに、今のその段階の状況を説明したところです。

今後、排水路工事をするにおきましては、一番その県道の計画がまだはっきりしないというところで、県道が今のところを通るのか、また他の路線を通るのかというのがはっきりした段階じゃないと、また排水路の改修も難しいんじゃないかと思っているところです。

そういう、今後、県の建設課長ですが、徳之島事務所の建設課長さんも今度4月から新しく見えられたということで、そこについても力を入れていくというようなお話を建設課長にもされたようですので、その県の徳之島事務所建設課と町建設課、耕地課交えて、引き続きその対応を協議して、今後のある程度の見通しが立った段階で地権者に説明していきたいと考えているところであります。

#### ○5番（美山 保君）

今の県道計画が、27年度は佐武電器、その辺までできると。そして、28年度は下に行くか、現道を通るかまだ決まっていないという話を、9月議会でも話をされておりますけども、そういうことで、問題解決するには、地域住民を含めて排水路対策協議会を設置して対応しなければ問題解決はできないのではないかなと、そのように思っております。

そういうことで、そういう協議会をつくれるのかつけれないかの答弁をお願いします。

○耕地課長（穂 浩一君）

そのような協議会が作れるかどうかというのは即答できませんが、引き続き地元駐在員さんも、県との協議のあるときなど交えて話をしていくような形で進められたらと思っております。

○5番（美山 保君）

そういうことではなかなか対応できないと。今までずっと何十年と、もう20年も30年も同じことの繰り返しをしているわけですから、本当に水没している人たちの立場を考えれば、1日でも早くその体制を整えていただきたいと、そういう思いをしております。

そういうことで、ぜひ排水路対策協議会を設置して、そしてその中で問題解決をするようお願いをしたいと思います。

○町長（大久保明君）

美山議員の言った、地区住民の方と県と町で協議会を作っていくということは、大変重要なことであると認識していますので、早急に対応をしていきたいと思っております。

○5番（美山 保君）

終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、美山 保君の一般質問を終わります。

次に、牧 徳久君の一般質問を許します。

○3番（牧 徳久君）

町民の皆さん、こんにちは。3番、牧 徳久でございます。平成27年伊仙町議会第2回定例会において、ただいま議長から一般質問の許可がありましたので、一般質問通告に従い順次質問をいたします。執行部の簡潔かつ明快なる答弁をお願いいたします。

質問に入る前に一言申し上げます。去る5月12日早朝、検福集落から上面縄集落にかけて発生した竜巻被害に遭われた皆様方に対し、この場をおかりしましてお見舞いを申し上げます。

このような台風常襲地帯でもある奄美群島においては、常日ごろからの備えと対策が必要不可欠であることは、今回の突発的な竜巻被害などを教訓に、脳裏に秘めておくことが大切でもあります。

同じく5月末には、鹿児島県本土の近くの口永良部島の新岳が突如大爆発を起こしまして、全島民が屋久島へ避難するなど、自然災害の恐ろしさを目の当たりに感じているところであります。

今後、地震や津波、大型台風など、自然の脅威が私たち自身にもいつ起こり得るかもしれません。

これらを踏まえまして、行政においても防災には迅速な対応が望まれるところであります。

それでは、通告してあります質問に入らせていただきます。

まず1番目に、先ほど申し上げましたが、竜巻や大型台風など自然災害への適切な対応は万全であったかについてお伺いします。

検福、上面縄地区で発生した竜巻によりまして、住家の倒壊や高圧電柱が切断され道路に垂れ下がるなど非常に危険な状態であったと思っておりますが、町として敏速な対応をされたか。



また、今後、大型台風など自然災害が襲来することを予測しまして、対策を講じる必要があると思うが、町長の見解をお伺いします。

2番目に、町道・農道の維持管理について。

町内の各地域に点在する町道・農道は適切に管理されているのか。県道においては、県の指名業者に入られている土木業者がボランティア作業で定期的に除草をしているのが見受けられますが、また、隣町、両町では、町道・農道を全線にわたり除草剤を散布しているということで、本町の集落内においてもクリーン作戦などで対応はしておりますが、他の道路は草が生い茂るなど、車が走行する際に危険な箇所も見受けられます。

特に通学路、例えば犬田布の明眠線、これは、上晴集落、小島集落の犬田布中学校への通学路でもあります。含めて早急な対応が必要だと思っておりますが、その点についてお伺いします。

次に3番目、日本マルコ株式会社、来年度4月に開設ではあります。開設はできるのか。また、人員確保の状況についてもお伺いします。

日本マルコ株式会社徳之島工場の平成28年4月開設に向けて、町当局においては土地の整地も完了しまして、順調に進展しているものと思っておりますが、本体工事はいつごろ着工するのか。また、残りの土地の造成工事の見通しなど、詳細な説明を求めます。

さらに、社員として研修も進めているものと思っておりますが、この人員は確保されているのかも伺いしてみたいと思っております。

次に4番目、各種負担金のカットについてであります。去る平成27年5月20日付、徳之島3町長連名で、各団体に対する負担金を平成28年度からそれぞれ20%削減する旨の通知が徳之島闘牛連合会にも届きましたが、町財政が厳しいことはわかりますが、なりふり構わず少額な負担金も同じようにカットせず、必要か否か峻別しまして執行するのが妥当と思うが、町長の見解をお伺いします。

以上、4項目について質問いたしますが、2回目以降は自席のほうで質問してみたいと思っております。よろしくお願ひします。

#### ○町長（大久保明君）

牧議員の質問にお答えいたします。

竜巻は、この三、四年の間に、記憶にある、記憶というか、轟木では3人の死者が出て、これは、このグレードがあつて、3番目の強い竜巻でした。今回は、伊仙町における竜巻は第2段階でした。よく考えてみますと、木之香地区でも起こりました。これは1だったと思っております。

もう一つ、竜巻だろうと思われたのが台風で、上晴地区の電柱が3本ほど折れていました。

あのときは、その後の詳細な調査は気象庁から来てやっていませんけれども、あれも今考えてみると、恐らく今回の検福から上面縄にかけての状況、あれも竜巻の可能性が強いというふうな結論でしたけれども、証拠の写真正がないということでもありますので、頻りに今後起きてくる可能性が非常に高いようです。

昨日、一昨日も突風が群馬県で大分被害を出していますけど、あれは全く竜巻の逆で、台風のとくにバーストダウンという、上から物すごい風が落ちてくる状況もあるそうであります。

この前、気象庁の方はそのどちらかの可能性があるということで、木の状況など折れ方、そして直線で行っていることなどで竜巻だろうという結果でありましたけれども、今、東北の震災の後、徳之島3町の災害対策会議ができて、その訓練を3町でやっておることとか、それから二、三年前の台風で停電が起きて、そして水道のほうも出なくなったという状況などが続いて、いろんな発電機を購入したり、避難場所等の決定をしております。

台風のたびに町職員、そして集落の方々、消防団の方々と協力してひとり住まいの方々を避難させるとか、保健福祉課が中心となって仙寿の里などに改めて避難させるなど、災害対策に関しては今非常に充実してきているような状況であると思います。

今回の台風もちょっと西のほうにそれて楽観視していましたが、竜巻が起こったということは現実でありますので、今後台風のたびに、また大雨のたびに竜巻の発生ということを常にやっぱり予測して警戒をすることが、改めて重要であるというふうに今考えておりますので、今回の台風は本当に大したことないなと思った中で、我々は予測していなかったという件は改めて自重して、今後とも対応していきたいと考えております。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

牧議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

今回の台風に関しましては、町の対応とこれからの台風の対応に関してお答えをしてまいりたいと思います。

まず、5月12日に襲来しました台風6号に関しまして、台風の概要でございますけども、5月12日の9時ごろに最接近するというような状況でございました。

これは気象庁からの情報です。中心気圧が975hPa、最大風速が35m、あと北東のほうへ毎時60kmで進行していったというような状況でございます。

その中で、町の防災担当職員の登庁が、この日の前の11日に議論をして泊まり込むか、あるいは出勤日を決めて、5月12日の5時に出勤をいたしました。登庁しまして、7時に災害警戒本部の設置をさせていただきます。

その災害警戒本部の中では、職員に関しまして5月12日は通常勤務という形の指示をさせていただきます。

ですから、各課長に7時の時点で本日は通常勤務いたしますので出勤をしてくださいというような状況にさせていただきます。

それが終わって、いたって風も強い状況じゃないというのを判断しまして、そういうような状況になったんですけれども、結局は状況等を見てみると、後でこれはわかったことなんですけども、7時30分に竜巻が発生したわけですね。

そのときに、7時35分ごろに住民とかあるいは出勤途中の職員から役場とか消防に、特に下検福

のほうだったんですけども、道路に瓦れきが散乱していると、屋根が飛ばされているようだという連絡が入りまして、すぐ災害対策本部へ移行しました。

その後、職員2名で現場のほうへまずは駆けつけて、そのときにつかんでいた情報が下検福の状況だけが入っていたものですから、そこで2名到着しましてそこでやったことが、まず牧議員がおっしゃるように、電信柱は傾いているは、瓦れきは散乱しているは、電線は垂れ下がっているはというような状況でございまして、まず我々が行ったのが交通整理でございます。

ですから、消防車で道路を遮断するというんでしょうか、そういう方向で立ち入りをさせないようにしましたけども、1台で行っている関係で、片一方は職員のほうでとめてやっていた状況でございましたけども、迂回路の設置がそのときはできないような状況でした。

その後、まず被災された住民の安否を確認するという作業に1人は入りまして、けがをしている方あるいはどうもない方いろいろいたんですけども、5名の住民が被災されておりまして、その中で2人がけがをしている状況でございましたので、消防への救急搬送の依頼をしましたら、そのときに初めて上面縄でも発生しているというような状況を僕らは現場で聞いたわけです。

対策本部の職員は役場の中にはいたんですけども、そのときにまず救急車が出払っているということで、本人に車で行けるということでしたので、車で病院まで行ってくださいというふうなお願いをして、すぐ私のほうは本部のほうに帰りまして、8時に消防団の招集、招集しました職員と消防団において被災住民の安否確認とか、これはそのときは上面縄の情報は入っていましたので、被災地区の情報収集をしてあります。9時にこれからどうしていくかということで、第1回の対策本部の会議を町長室において開設をしてあります。

その後のこの状況に関しましては、役割分担、各担当でどういう役割をするのか、あるいは避難所の開設の準備、開設をどこにする、ほーらい館にするという決定をして、対策本部の会議は終わりました。

あと11時にこういう情報をもとに第2回の対策本部の会議をさせていただきます。

被災状況の確認、災害調査時間の決定ということを決断しまして、13時から駐在員、職員、消防団によって地区以外の全体、地区に関しては特別に班を設置して調査をしたんですけども、伊仙町全域の被害調査をさせていただきます。

その後、消防団と職員による現地被災地に復旧活動を本格的に開始しています。その日の19時には、災害警戒本部にまた移行してさせていただきます。

5月13日の8時30分から全職員による被災地の復旧活動を指示して、約80名の職員が復旧活動に、上面縄と下検福のほうに入っています。

このときは消防団の方も一緒に入って行って、集落の方々と一緒に取り組んでいただいたところなんです。

あと10時半に気象庁の機動調査班が来町されまして、現地の調査ということで調査を進めております。

あと夕方の17時の段階は、町道の通行止め等の解除等の作業を終わってございます。  
その日の19時にはもう災害警戒本部を解散ということにしています。

その後の町の対応といたしましては、町から災害見舞金という形で支出をしてございます。

あと職員組合のほうでは、職員からの募金活動をして集落あるいは被災された方たちへ見舞金を送ってございます。

あと住宅の手配、2世帯が住めない状況になってございましたので、被災された方すべての住めなさそうな方々と話し合いをしまして、2世帯に関しましては宿泊するところがないということで、1日目はほーらい館に泊まっていたいたんですけれども、その翌日13日に教員住宅のほうを手配しまして、今現在は教員住宅のほうに入っているような状況でございます。

税金だとかあるいは水道使用料の減免措置もしてございます。

そのような状況で、今回の台風6号による竜巻に関して処理をしたところなんですけれども、やはり反省すべきところは多かったなというふうに思っています。

まず、我々がやらなきゃいけないことは何なのか、その辺訓練を重ねていかなきゃいけないと。

まず、我々車がバンバン通行してきましたので、車の通行止め関係を第一にやったんですけれども、やはり人命の被災者の確認をまずやらなきゃいけないとか、そういう訓練をこれからまたしっかり進めていかなきゃいけないなと思っています。

今回の台風6号でも、町において作成してあります台風接近期の行動時間軸、タイムラインと言うんですけれども、それに従いまして避難所の開設準備や町内放送による周知を行ってきたんですけれども、台風はある程度の予測ができて、このタイムラインに乗っかっていくんですけれども、こういう突発的なものに関してやはりこれからの訓練も必要かなと思っています。

今後もこの台風に関しましては、事前準備だとかあるいは情報提供はやっぴり的確に行っていかなきゃいけないというふうに思っております。

また、竜巻のような予測が困難な災害に対しましては、事前に災害対策本部の設置訓練や事後対応訓練を重ねていきたいというふうに思っています。

既に5月30日には消防団員による危険予知訓練研修を県の町村会の協力をいただきながら中央公民館のほうで実施をしております。

今議会にも補正予算として出してございますけれども、東公民館、主な避難場所になっているんですけれども、東公民館への防災設備の整備、テントだとか炊き出し釜だとか、そういうものの整備の事業も取れていますし、その辺で整備をしていく予定で今決定をしてございます。

徳之島3町で過去3年間、合同防災訓練という形をしたんですけれども、過去3回とも津波を想定した防災訓練だったんですけれども、今回の突風を受けて、それぞれのテーマを決めて、まずは3町の住民を防災訓練に参加させるのではなく、まず初歩的な防災で初めに動く人たち、消防団あるいは町も、まずは今回やらなきゃいけないのは、対策本部の設置訓練あるいは連絡訓練、その辺を再度もう一回やろうということで、徳之島3町の防災訓練のやり方も平成27年度においては変えてい

っているような状況でございますので、これからもこの防災関係はいつ起きてもおかしくないというような状況の中で、全職員が協力して対応できるような形に持っていきたいと思っています。

以上です。

### ○3番（牧 徳久君）

総務課長から非常に詳しい内容をお聞きしまして、すばらしい対応をしていただいたものだと思いますが、私が検福の被災された方も親戚でありますし、上面縄ウスクドウにも何人か親戚がおりまして、8時ちょっと過ぎに友達から電話が来まして、被災された方に電話をしても電話も通じないということで、私は飛んでいったんですが、そこに行きますと、先ほど総務課長がおっしゃいましたとおり、高圧電柱が県道でも垂れ下がっておるし、上面縄でも電柱が道路に寸断されている。これについてまず私が言いたいのは、その通行止めもよかったんですが、これ電線を何人か消防団は非常事態のために伊仙町に何人かいるわけですので、その連絡網があるわけですが、上に連絡したら順番に連絡が行って、早急にこういった現場に駆けつけて整理なり、例えば轟木では500mぐらい飛ばされて亡くなっておったわけですが、竜巻に巻かれて、こういうことがなかったかの調査とか、職員だけでは無理と思いますので、消防団あたりを連絡網でとって現場に駆けつけるのが筋だと思って私は見にいっただんですが、だれもいなかったんですよ。そういうことで、この連絡網の整備から先にするのが筋だと思いますが、これは今後も大型台風も来るし、ひよっとしたら津波も来るおそれもありますので、この連絡網をしっかりとできるのかできないのか、お願いします。

### ○総務課長（樺山 誠君）

今、役場の職員あるいは消防団の団員におかれましては、緊急時にはメールが入るようになっていきます。ですから、どこに集合だという形でメールが入るようになっていきます。ですから、消防団に関しましてはすべての方がメール登録されていると。

あと職員に関しましては、今、120人ぐらいの職員が登録しているということですが、このメールが入ったらすぐ集合すると、その後消防団に関しましては、役場、現場に集合して指示をしながらやるものですから、それぞれでばらばら活動したらなかなか難しいところがございますので、その連絡網に関しましては今整っているところでございます。

### ○3番（牧 徳久君）

ぜひ連絡網をしっかりと、即俊敏な態勢で現場に消防団とかいろんな方が駆けつけまして、例えば高圧電柱を電気が流れとった場合はもう大変なこと、二次災害になりますので、こういうことがないように俊敏な対応を今後ともしておく必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

この対策で見舞金あたりも出たということですが、これについては人身事故、軽いけがもされた方もいらっしゃいますが、家屋とか車をまた被災された方もいらっしゃったと思いますが、全家庭にこのお見舞金というのはやったわけですか。

### ○総務課長（樺山 誠君）

今回の見舞金に関しまして報告いたします。

被災件数、全壊家屋が3棟、一部損壊が13棟、被住家が7棟でございました。

その中で、この被住家のほうには見舞金は交付してございませんけども、ひどい状況の世帯に関しまして5万円、あと3世帯に関しまして4万円、あと12世帯に対しまして2万円ずつを町のほうから見舞金として出してございます。

あと住民税の減免という形で1世帯2名、これは全世帯にお知らせはしてございますけども、申請が来た世帯ということです。あと固定資産税の免税が1件ということです。あと職員組合のほうでも、これにならって職員組合のほうでやってございます。

2万円の12世帯というのは、11世帯1集落という考え方です。なぜかという、今回我々が復旧活動した中で、地域力というのをまざまざ見せつけられたと。この上面縄の集落の関係者の方々に関しては、特に集落全域において集落民ほとんどの方が出てきて片付けをしたりとか、片付けをしている方に対していろんな支援、炊き出しをしたりとか、そういうものに関してやはり地域力を見せつけられたということで、我々はその地域力をいかに手伝っていけるかというのが行政のまたこれからの課題かなと思ったところでございます。

### ○3番（牧 徳久君）

まさに総務課長がおっしゃるとおり、私も駆けつけてみましたら、上面縄ウスクドウ集落では集落の小さな公民館があるわけですが、そこでガスボンベを準備しておにぎりを作ったりいろいろ婦人部の皆さんがやっておりましたが、こういった本当に地域が上面縄集落は団結しているということを私も肌で感じていたわけですが、これを含めまして、今後も竜巻やら台風は突発的に発生しますので、ぜひともこれに対する緊急的な対応はどうしたらいいのか。台風はフィリピンあたりで発生しますと進路でいつごろ来るかというのはわかりますけど、竜巻の場合は一瞬のうちに人もろとも持ち上げて投げ飛ばすわけですので大変でありますので、いつ起こるかもわからないわけですので、ぜひ連絡網だけはしっかりして、すぐ集合という形でお願いします。

もう一点だけ、この竜巻が発生したというのは、町民の皆さんは全然知らないわけですね。電話で友人同士が連絡し合って、ああそうかと見学に行った人もいたようですが、こういった大きな被害が伊仙町で発生したら、防災無線があるわけですので、何々地区で竜巻被害が発生しました、町の防災無線を利用してすぐ広報をお願いしたいんですが、さもなければ親戚あたりのいる方も安否の電話が通じない場合があるし、心配しているわけですので、もしこういう大きな竜巻、轟木みたいに大きな事故になったら大変ですので、防災無線で町内放送を即町のほうで対応できるのかできないのか、お伺いします。

### ○総務課長（樺山 誠君）

今回の竜巻の発生に関しましては、防災無線で発生状況をお知らせしなかったです。

これは、上面縄で発生しましたということ放送すると、多数の方が見物に行きまして、今回この見物人が来て道の通行の邪魔になるとか、あるいは片付けるのを邪魔になるとか、こういうことがありまして、特に上面縄の集落からどうかその辺をしていただきたいと。

あと非常に邪魔になったのがプレス、報道陣も非常に邪魔になったというようなこともございまして、報道陣の対応に関しましては我々でやったんですけども、やはりその辺の関係とか、発生しましたと、後ほどではいいんですけど、片付けている途中とか、これに関してはやらないほうがいいという結論で、これはもうやらなかったです。

○3番（牧 徳久君）

言うのはわかりますけど、いろいろ知人、友人が竜巻に遭われて心配している方もおりますので、ぜひとも町民には周知はしたほうが、私の個人的な考えではいいと思います。

その地区にはもう危険で入れない状況になっていますという放送をすれば来ないわけですので、下検福からウスクドウのほうにかけては車の進入が禁止になっていますと、同時に放送すればいいわけですので、こういった町民に知らせるといいうのも大事じゃないかと思っておりますので、今後とも気をつけていただきたいと思っております。

以上で1番目を終わります。

○議長（琉 理人君）

ここでしばらく休憩をいたします。午後は1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時56分

---

再開 午後 1時30分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町道・農道の維持管理について、答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

町道・農道の管理について説明いたします。

詳細は各担当のほうから説明していただきますけれども、この夏場の清掃、雑草の管理に関しましては、クリーン作戦などで県道のほうは2週間後のトライアスロン大会に向けて、県道が3町でいろんな県からの依頼を受けて伐採等を行っております。

町道に関しましては、土地改良関係の組織と、そして建設業者などで年に一、二回行っております。

職員も去年は町道を全職員で一斉に伐採等を行ったところでもありますけれども、町内の町道、これは集落間の町道とか農道に関しては、これが明確にいつごろどういう組織があるかということは決定していません。

ただ、集落内はクリーン作戦などを各集落で行っていると思っておりますので、今後はいろんな集落説明会などでどういうところが抜けているかなど確認しながら、前向きに取り組んでいかなければならないと思っております。

あとは補足をしていただきます。

### ○建設課長（中熊俊也君）

牧議員の質問にお答えします。

町道においても、土木業者などによる年1回、8月なのですが、道路清掃ボランティア作業による道路清掃が行われています。また、この他にもボランティア作業を各業者が自主的に行っているところもあります。

牧議員のおっしゃるとおり、町のクリーン作戦ではできないような集落間の道路や、あと集落がない地区、ああいうところは雑草が生い茂ってもうすごい状態になっているところもあります。

これに関しまして、隣の町なんか聞いてみますと、年間通して二、三名人を雇ってずっと町道・農道の管理をさせているということで。それとまたもう一つは、毎月10日間、業者に道路管理を管理委託しているようですが、こういうことを参考にして伊仙町でも耕地課、またこれはお金が必要なのでありますので、財務と検討の上、道路管理を徹底していきたいと思っています。

それと、除草剤使用の件ですが、今後世界遺産の登録に向けてこういうのがどうかということをもたいろいろ聞いてみたりしていきたいと思います。

夏にかけて雑草が生い茂るのもいっぱいありますが、もう一回建設課独自で回ってみて、著しく茂っているところは建設課だけではなく、業者等にも依頼して、今年は、それで何とか清掃していきたいと思います。そして、今話したことを来年度に向けて検討していきたいと思います。

以上です。

### ○3番（牧 徳久君）

今の建設課の課長のお話では、いろいろ8月に年1回だけ業者によるボランティアで作業をしている、また隣町においては業者に委託しているとかありますけど、都会から来た方に聞きますと、この前も大阪から見えている方などおりましたが、伊仙町の喜念から西阿木名の町境まで走りますと、伊仙町の県道沿いは本当に鏡のようにきれいと言いますが、いったん中に入ると草ぼうぼう、外面だけ伊仙町はいいのかという批判もありましたので、これは都会の人が言うには、実際に来て見てわかったことですので、そういうことを言われないようにぜひ農道と町道の管理は徹底して、県道沿いは本当に土木業者の県の指名業者に入っている方がトライアスロンに向けて、トライアスロンじゃなくても亀津、糸木名の中央線も毎月のように業者がやっているようですが、こういうことをしないと外から来たお客さん、今言った世界遺産になれば都会から来た人は外だけ見るんじゃなくて中にも入って見るわけですので、ぜひともこの道路整備については徹底していただきたいし、冒頭に言いました明眠線あたりは通学路でもありますし、また西部の農協支所がありまして、そこに牛の肥料とか買うには近道がそこしかないわけですので、ここで事故、今雑草が生えて4m道路が2mぐらいしかない、離合もできない状況になっているわけですので、ぜひこういったところを回って見ていただきたいし、この道路管理については農道と町道含めて交付税措置がされておるようですが、これはどれぐらい交付税が伊仙町に入っているのか、道路財源として。



○総務課長（樺山 誠君）

道路財源の交付税に関しまして、ちょっとデータを持ち合わせていませんので、後ほどまた連絡を差し上げます。

○3番（牧 徳久君）

国からこうして交付税が入ってきて、町は管理しなさいということをお金で出しているわけですので、ぜひこれ有効活用していただきたいし、今後また例えば伊仙町だけじゃなくて天城町あたり、西阿木名から入った山奥あたり、1回ぐらい走ってみていただきたいと思います。

それと、徳之島町あたりどれぐらい掃除がされているか、除草剤をまいているか、こういったのも含めて確認していただきたいと思います。

道路の除草は、集落内はボランティアで各33集落しますけど、行き届かないところ、今明眠線とかいろいろ小島あたりでしますと上面縄線とかあちこち、阿権でしますと糸木名に抜けるもとの旧道がありますが、ああいったところはほとんど農家しか通りませんが、危ない状態になっていると。

こういうところが町内何か所かありますので、一度巡回して見ていただきたいと思います。

2番目については以上でございます。

○議長（琉 理人君）

日本マルコ株式会社の来年度開設はできるのか。また、人員確保についての答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

行政報告の中でも述べましたけれども、最近、日本マルコのほうから秘書と担当の方が来て、ある程度の計画を述べていただきました。

また、人員確保に関してもある程度の方向性を示していただきましたので、内容については企画課長のほうから詳しく答弁をしていただきます。

工事の時期に関しても、今企画課長のほうから答弁をしていただきますけれども、工期は十分に確保できると思っております。

まだ発信力が足りないと思っておりますので、今週企画課長とともに関東奄美会に行って、先ほどのふるさと納税の件と日本マルコの雇用の件、これに会社のほうからも参加をしていただきます。そして、もう一つは地方創生の件など、意見交換をしてみたいと思っております。

以上です。

○企画課長（池田俊博君）

牧議員の質問にお答えします。

前も造成工事の1工区のほうは5月15日に完成して、5月21日に検査を行っております。

本体工事については、来月あたりに入札予定にして議会の議決を経て着工のほうに入っていくと思います。

また、完成の目途としては、平成28年1月末の完成を目指しております。また、造成工事、これは残りの2工区についてですけど、これも昨日に少し触れましたけど、九州電力の主要幹線電柱が

ある関係上、ちょっと九電のほうとも調整をずっと行ってまいりましたが、本年11月ごろにできるということで、11月にまた2工区のほうの工事を始めていきたいと思っています。

あと人員の確保ですけど、現在、創業時の主要幹部職員候補として採用して、1年余り研修を実施していると聞いております。

創業時には現地パート等の採用を含めて30名程度の規模で事業を展開して、年次計画で増員を図って、最終的には工場規模に見合う人員、110名規模ということで、近い将来には110名規模で完全操業ができるということで、この間の話では聞いております。

### ○3番（牧 徳久君）

今、企画課長から答弁がありました本体工事については7月ごろに入札予定だということですが、なるべくこれは徳之島全島民含めて鹿児島県が注目している事業でありますので、早急な完成を待っているわけですので、早い段階で建物が完成するのを待っているわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

造成工事については、11月ごろに2工区を再発注ということですが、この造成工事においては、先般美島議員から前のほうがくぼんでくにかくにゃになっているというお話もありましたが、ここはどうされるんですか。

### ○企画課長（池田俊博君）

現在、また前のほうというか、後ろのほうの下がっている土地の用地のほうも購入していきたいということで、中央線のほうの少しまだ残っている土地の造成した残をそこのほうに少し埋め立てする形でこれからまた検討していきたいと思っております。

### ○3番（牧 徳久君）

先般の1工区の造成工事中に業者のほうに私から注文したんですが、ソテツが何百年もたつ屋敷跡とかあったわけですので、境界に二、三十本植えられるというんですけど、これをもうユンボでたたき割って捨てているんですよ、産廃で。こうするんじゃなくて、このソテツというのはこれから世界自然遺産に向けて非常に貴重な徳之島の資源でありますし、また景観的にも奄美しかないわけですので、今度発注する場合はこの山手のほうにまだ残っていると思いますが、境界あたりにこれを景観的にもよくするために植えるということは考えられないのか、お伺いします。

### ○企画課長（池田俊博君）

先般の工事のときもちょっとそこら辺のところが気がつきませんでしたけど、緑を植えるということとはやっぱり外構工事関係とかそういうので必要というか、外観的にもまた必要になってくると思いますので、今般の造成工事におきましては、そのようにでき得る資源をまた活用させていただきたいと思っております。

### ○3番（牧 徳久君）

ぜひこのソテツを購入して植えるとなるとまた多額の金額がかかる関係上、今そこにあるのを捨てるんじゃなくて、これをもったいないですから整地したところに直しとって、整地後また植えか

えをしたらすばらしい景観になりますので、ぜひ実行していただきたいと思います。

あと人員についてですが、パート含めて30名で発車して、後々110名という形にしたいということですが、今研修に行っている方が何名かいると聞いているんですけど、これはどうなっておりますか、正社員の場合は。

#### ○企画課長（池田俊博君）

昨年度採用された方々が13名ほどいらっしゃったんですが、その中でも何人か退職されていて、今は5名ほどが残っているということで、さらに都会のほうで採用された方が2名ほどいらっしゃるということです。

その方々が今般の伊仙町の工場が操業する際には、幹部職員として入ってきて指導ができる体制になると思います。

また、さらに与論工場とか他の神奈川の工場とかのほうからもこっちへ来て応援していただけると。そして、来年採用された方々は、ここで研修するというよりもまた与論で研修をされたり、横浜のほうで研修して、そのような工場間の交流みたいなことも企業のほうでは考えられているそうです。

#### ○3番（牧 徳久君）

この前、樟南二高あたりでも就職説明会ということで、卒業される学生の皆さんにもご案内申し上げたということをお聞きしておりますが、学生ではなくてもこの徳之島に職業がなくて困っている方もいると思いますが、電子部品ですので電氣的に詳しい人がおれば、年齢に関係なくこういう方も採用は促せるのか、役場のほうで会社に雇用を促せるのか、お伺いします。

#### ○企画課長（池田俊博君）

先般、会社のほうから秘書と製造部長のほうがいらっしゃいましたが、電気関係とかそういう詳しいそれじゃなくてハーネスと、細かい作業でやっていきますので、採用のあれはできると思いますが、できれば若い方々を採用して長く継続できるようなやり方をしたいというのが、会社の意向があるみたいです。

現在、徳之島に2校あるんですが、その2校から毎年年次的に5名程度あたりとか、ずっと継続した雇用の場を作りたいということが会社のほうで計画されているみたいです。

#### ○3番（牧 徳久君）

就職の場を作って、島から高校を卒業されると大学とか行って人口が少なくなっていくわけですが、これを止めるというのもある意味では一手段でありまして、また先ほどおっしゃいました島にいながら職業がなくて困っている方もいる可能性もありますので、島内向けにもこういった会社に促して、こういった職種がありますよということを申し上げれば、ひょっとしたらこういったハンダごてでできる人がいるかもわからない、こういったことも今後考えられるのかどうか、お伺いします。

### ○企画課長（池田俊博君）

先ほど少し舌足らずだったんですけど、現地のほうの採用のほうもまた企業さんが考えているところがあると思いますし、とにかく誘致企業さんのほうで長く継続できる方ということですので、今、伊仙町のほうで職を探している方々にとっても、これは同じような採用の形態がとれるものだと思います。

### ○町長（大久保明君）

前回、二十四、五人受験して13人採用しました。そして、与論工場に行くときにもうそのとき数名が断ってきたんですけども、そのときの状況と今やっぱり工事が始まって、そして本格的に建設して来年始まるということになれば、相当数の方が希望してくるんじゃないかということをおの前の会長にもお話をしたら、それはもう臨機応変に対応していくということでしたので、現在、東京で採用した2人も含めて6名か7名ですので、これはパートの方も含めて30名ということですので、残りの10数名を常時応援体制で来るというのも、会社の経営に関しては本体が疎かになっても困るわけですから、そういうことは十分新しく採用していくと思います。

ただ、面接とか試験というのは相当やっぱり厳しいというように考えたほうが良いと思います。安易というか、面接とかいろんな我々が推薦したとかいうことだけでなく、この前、秘書の方が高等学校に行ったときも、生徒たち一人一人をずっと観察していますね。

そうすると、性格的に日本マルコという会社のああいいう細かい、ある意味では神経を使いながら、また単純作業でもあるわけですから、そういうことに集中していけるかどうかなどの適性というのを見て話しただけで、ある程度もう予測がつくという話をしていましたので、そういう形での面接、試験や適性を含めたことは当然これからもやっていきますので、島に帰りたいという若者がおれば、また電気系統に就職したいということがあれば、どんどんどんやっぱり議会のほうでもこういう情報があれば、推薦していただけるようになっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

### ○3番（牧 徳久君）

ぜひ島は就職難で職がないから都会から若者が帰ってこないということでもありますので、今般のこの会社が立派に完成すれば、そういったことも望めるわけですので、これをもっともっと他の手段で人員募集とか会社の宣伝を含めてアピールしていただきたいと思いますが、こういったことも町とタイアップしてホームページあたりでもっともっと宣伝する必要があると思いますが、どうでしょうか。

### ○企画課長（池田俊博君）

この件に関して、今回の議会のほうに企業誘致の設置及び管理条例のほうをご提案申し上げておりますが、この条例が成立した暁には、これはそのときに話にしなればいけないんですけど、貸し工場ということで使用者の募集をホームページで行って、それが決定して初めて日本マルコさんが来るという、そういう方向性にはなるとは思います。それが決定した段階において県と伊仙町と

誘致企業さんとで立地協定を結びたいと思っております。

そのころあたりになるともう完全にこれでその会社名も公にしながら、人員確保のために県と伊仙町がタイアップしながら、人材確保という事業もまた行政のほうでやっていきたいと思っております。

さらに、立地協定を結ばないと県のほうもう動きがしづらいということですので、できるだけ早い段階に三者で立地協定を結んでいきたい、そして人材確保、いろんな面で企業のほうを支援できればいいと思っております。

### ○3番（牧 徳久君）

この前から集落の座談会も始まっていると聞いておりますが、町民におきましては、いきなりこういった会社に来るらしい、整地ができていらいぐらいしか知らない、人員が30名から始まって将来的に110名雇用するとかいう中身を知らないわけですけど、各集落座談会でも徹底してこのことを宣伝というか、人員確保も含めてアピールしていただきたいと思いますが、いい機会じゃないかと思いますが、どうでしょうかね、この集落座談会で。

### ○企画課長（池田俊博君）

今、集落座談会、かたろわーでえーということで喜念のほうから始まっています。

その中で地方創生の説明をしながらですけど、伊仙町のほうで地方創生の核となる事業ということで企業誘致、県は各集落のほうで座談会のほうではずっと説明をしているところでございます。

### ○3番（牧 徳久君）

ぜひとも鹿児島県が立地協定を結ぶということで、これも早目に段取りをして、日本全国が注目している新しい企業誘致徳之島でありますので、ぜひ成功に結びつけていただきたいと思っております。

これで終わります。

### ○議長（琉 理人君）

4番、各種負担金のカットについて答弁をお願いします。

### ○町長（大久保明君）

先般、牧議員から怒りの電話をいただきました。闘牛協会に5万円の負担金、それを4万円にする、そんなとんでもない話だということで、連合長からは、今度はもう要らないというふうな電話もいただきました。

財政が厳しい中で、自主運営ができる組織は自主運営をすることが可能である組織はあると思っております。

今回、このことを県のすべての協議会にも3町名で提案いたしまして、町村会でも議論になりました。奄美市での会議では、すべての会議で提案いたしましたが、今回のやり方は余りにも唐突で、何の議論もしないまま、ある人たちは徳之島の事情でとかいうことまで批判もされたりしましたけれども、私はこれはこういうことの負担金を見直す機会になるのではないかと、市町村長みんなそういうことも潜在的にはいつも思っているわけですから、ぜひそういうことのきっかけにしていた

だきたいというふうに苦しい答弁をいたしましたけれども、見直すべき点は見直していかなければいけないと思うし、牧議員が言ったみたいに関しても、これも確かにもっと細かく分析をして、その組織のあり方、状況などをもう少し情報を集めて分析した中でやれば少しは理解をしていただけたかもしれませんけれども、3町で徳之島ダムの一括償還、何が何でも償還を断行しなければならないという状況の中での判断でありますので、これは今後ともいろいろ説明を十分でなかった点は説明をしながら、理解をしていただきたいと考えております。

3町長名で決定したことでありますので、3町の状況なども踏まえて、今後総務課長レベルでまたその情報を集めて、いいきっかけではないかと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。あと総務課長のほうがまたいい答弁をしたいと思います。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

この負担金の問題の前に、先ほどありました道路の維持管理に関しまして交付税、町道が6,200万円、あと農道が600万円という額でございます。

それでは、牧議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

3月議会でも議会の方々と議論いたしました。その中で町財政非常に厳しい状況であるということで、我々は議会のほうとこういうことをしますよという約束をいたしました。議会のほうと約束した部分に関して、我々としては断行したということをご理解いただきたいと思います。

まず、4月13日に3町の総務課長あるいは財産管理の担当者が集まりまして、この問題とあと町有財産、公有財産の管理計画の話し合いをしました。

その中で、出す時期をいつにするかというまず話し合い。

時期は、27年度の総会が開かれる前に、いろんな協議会の総会が開かれるんですけど、その前に出さなきゃいけないということで、5月20日に徳之島3町合同で出しました。

徳之島3町合同で出している件数が大体120件ぐらいあります。あと伊仙町単独で出している団体が35件ありまして、155件へ「平成28年度期団体負担金についてお願い」という文書を出してございます。最後に、平成28年度以降の貴団体負担金について、現負担金の20%削減をご要望申し上げますというような文書で出しています。

その中で、我々徳之島3町の同じような意見として、平成29年度に徳之島用水の事業金19億というのを償還していかなくちゃいけないというのがございまして、その問題も含めて議会の中で議論をして、こういうことをしますということで議会と約束をして、約束をした部分をしっかり履行したというふうに理解していただければなと思っています。

それだけじゃなくて、町においても各種使用料、徴収料の強化、その辺もやっております。

その中で職員の了解を得ながら納税状況の提出をしてもらったり、あるいは農業委員の方々の了解をもらいながら納税の状況を提出してもらうとか、あるいは駐在員さん方にこういうものを提出してもらうとか、そういうこともしながら少しでも多く歳入を得たいということでやってございますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

その中で我々といたしましては、出し方に関して非常に問題があったんじゃないかなと。一律に出したことにしましては、いろいろ議論もあることでございますけれども、一つご紹介しますと、鹿児島県に鹿児島県市町村法令外負担金等規制審議会というのがございます。

これは、会長が鹿児島市の森市長が会長をしています。その中で幹事として10団体入っておりまして、伊仙町のほうも入っていますけれども、この中でいろんな勉強をしていきますと、平成28年度に向けた法令外負担金規制の基本方針というのをこれから幹事会のほうでもんで、あと審議会のほうで採択してもらう予定でしているんですけども、原則として負担金の増額は認めない、積立金、繰越金が特に多いあるいは増えつつある団体など、個別にその収支をチェックし、実態に応じて削減の要請をする。

実質的に特定の職にあるものあるいは特定の職の連絡調整、研修のため、組織、団体については一部個人負担を導入することを視野に負担金の削減を要望する。

団体設立当初の目的はほぼ達成したのではないかとと思われる団体については、廃止、統合も視野に負担金を段階的に減らすよう要請する。

その他として、県と市町村がそれぞれ負担している場合に、県が負担を減らす場合には、原則としてそれに応じて市町村の負担額も減らすよう要望するという感じの方針案が出ていまして、この中で我々もこういう作業をしながら要望すれば、なお理解が得られるんじゃないかなと思いますので、今回はもう一律に出してしまいましたけども、こういうのを精査しながら、また第2段階という形でやっていかなきゃいけないのかなと思っています。

### ○3番（牧 徳久君）

今、町長からもお話がありまして、財政が厳しいというのは重々わかりますが、ダムの償還も控えておる、先般の議案の中でもいろいろ申し上げましたが、この負担金について120件、3町名で出したと、そして35件は伊仙町独自で、155件ですが、この中にも上と下がありまして、わずか5万円、また2,300万とか、大なり小なり額は違うと思うんですよね。そうした場合、これを一律5万円から20%カットすれば1万円カット、4万円しか残らない。

その中身をはっきり申し上げますと、私ども闘牛連合会ではなくさみ館の広告料として町に2万円戻しているわけですよ。戻して、夏祭りに1万円またさらに寄附しているんですよ。そしたら、残る負担金はゼロですよ。

この前、天城町からの要請がありましてトライアスロン2万円、昨年寄附した関係で寄附をお願いしますと言ったら、5万円の負担金を寄附、行政が2万円寄附しなさいと言うのはおかしいじゃないかと怒ってやったんですが、そういう関係で町も大なり小なりの金額をここに書いてあるとおり峻別しながらしないと、パーセントも一律20%じゃなくて5万円の場合は1%とか、そういった考えもあろうと思いますが、200万の20%ならわかりますけど、こういった少額な負担金からさらに私どもも寄附したり広告料を出したりしているわけですので、残りはないですよ、本当に。

それでまた役員会等何回かしているわけですが、中身を申し上げますと闘牛連合会の役員含めて理

事含めて全員ボランティアですよ。燃料代等1円たりとも取っていないボランティア団体ですので、昨年5月には伊仙町の文化財にも指定されましたし、今度の11月30日には国民文化祭も控えている、この闘牛こそ徳之島の発展につながると思っているんですよ。

この負担金をわずか5万円のをカットするということはおかしいんじゃないかと思いますが、今後考える余地はないのか、%を下げるとか、お伺いします。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

先ほどもお話をしたとおり、今回は8,000円の負担金の団体にも出しています。500万円の負担金の団体も出しております。その中で、先ほど答弁もしましたけども、この負担金の状況を見て、その負担金の団体で繰り越しが多いだとか、あるいは内部留保が多いだとか、積立金が多いだとか、そういう団体に関しては確実に処置をしていかなきゃいけないと思っています。

ですから、この間も徳之島空港利用促進協議会という会がありまして、その中でも20%以上の繰越金が発生していましたので、その会議の中でも要請をしまして、20万円の負担金、27年度3町予算措置をしてあったんですけども、10万円をお願いをしまして、その総会のほうで結論も得た状況です。

ですから、繰越金の多い団体に関しては、まずはそういう措置は確実にしていかなきゃいけないと。

あと役割が果たせたと考える団体に関しては、やっぱりちゃんと町が引くとか、そういうことも考えていきたいと思っています。

ですから、今回はこういう形でしましたけども、次回は個々にその状況を見ながら判断をしてみたいと思っていますところですよ。

#### ○3番（牧 徳久君）

ぜひいい判断をお待ち申し上げております。

それと、この内容が隣町の観光の課長は知らなかったわけですが、それと徳之島の町長も知らなかったわけですが、共通認識しているのか、お伺いしておきます。

#### ○総務課長（樺山 誠君）

先ほども申し上げたように、4月13日、3町の総務課長会をやりまして、その中でまずは2団体においては町長名と公印を押印して出そうと、2団体については、それは額が非常に大きい団体です。あと右肩上がり負担金が増えている団体に関して、3町で公印を押して出しました。

あとの120団体のうちの118団体は公印省略で出しました。

ですので、それぞれの町が各町の町長には確実に説明が行っているものだと思います。

横の連携、各課の課長に関しては、この文書が届いてから知ったということもあると思います。

しかし、伊仙の場合はこういう文書を出しますというふうに課長会の中でも発言はしております。

#### ○3番（牧 徳久君）

この3町長名で文書を出すというのは初めてであります、こういったのを出す場合には、各町



の主幹課含めて三役あたりはこれを承知の上で文書を提出した後じゃなくて、この文書をそろえて見て、電話したら知らないということがないように今後は気をつけて、3町とも統一した見解でお願いしたいと思いますが、今後はそのようにできますか。

**○総務課長（樺山 誠君）**

今、統一した見解、今回の統一した見解で出しております。聞いていない、聞いているは、その町の理解の仕方だと思っています。

**○町長（大久保明君）**

これは、今総務課長が言ったことが正しいと思います。これある町長がこの議論の中で全く聞いていないという発言をしたら、その町村長会の中で失笑を買うわけですよ。

ですから、これは責任を持って、知っている知らない問題じゃなくて、決裁しているわけですから、それは絶対に言ってはならないことだと思いますよ。

仮に、万が一知らなくても、決裁しとったら責任があるということをあの文書を見たら理解できると思いますので、そういう今の牧議員の発言をあちこちでするということは、非常によくないことだと思います。

これは決裁しているわけですから、そのように私はあらゆること、全責任は町長にあると常に考えていますので、知らないということは言ってはならないというふうに町長としてはいつも肝に銘じておりますので、それが普通のトップのあり方だと思います。

**○3番（牧 徳久君）**

そういうふうに町長がおっしゃいますなら、そのように理解しますが、今後ともこういった文書は初めてであります、出す場合にはぜひ主幹課も含めて内容を把握していただきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（琉 理人君）**

これで牧 徳久君の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。次の議会は6月18日木曜日、午前10時から開きます。

日程は一般質問です。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時19分



# 平成27年第2回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成27年6月18日



平成27年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年6月18日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 一般質問（福留達也議員、明石秀雄議員）2名
- 日程第2 議員の派遣について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君      事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	益一男君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	當吉郎君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	仲島正敏君
社会教育課長	明勝良君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、福留達也君の一般質問を許します。

○7番（福留達也君）

皆さん、おはようございます。7番、福留でございます。平成27年第2回定例会において、ただいま議長の許可がありましたので、これより一般質問を行います。

質問に入る前に、5月12日、東部地区において発生した竜巻により、被災された方に対し、お見舞い申し上げます。被災された方々が、一日でも早く通常の生活に戻れるよう、執行部の皆様の迅速な対応をお願いいたします。

それでは、質問に移ります。

まず、1点目、地方創生の取り組みについて伺います。

東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、それぞれの特性に即した地域課題の解決を目標とした、まち・ひと・しごと創生法が成立し、全国の自治体において、平成27年度中に、地方版総合戦略を策定するよう努力義務が生じました。

現在における、各課における総合戦略策定内容及び進捗状況を伺いたいと思います。

次に、総合戦略の策定は、原則、各自治体において作成すべきであります。奄美大島本島においては、各自治体独自のものとは別に、5市町村が共同して島単位で作成したほうがメリットはあると思われる事項について、奄美大島総合戦略を策定することとあります。

我が徳之島においても、3町が共同で取り組むことにより、より大きな成果が期待できる事業があるかと思いますが、そのような3町合同による策定の予定はないのか伺います。

以上の2つの質問は、昨日の全員協議会の場において、企画課長より説明をいただきましたが、本日、改めて本会議の場においても伺いたいと思います。

次に、地方創生とは、人をつくり、その人が仕事をつくり、まちをつくる、こういった一連の流れを確かなものとしていく政策だと思います。

特に、長期的な視野で考えると、この人づくりは非常に重要な施策だと思います。

伊仙町として、この人づくりをどのように行っていくのか伺いたいと思います。

4点目に、「高齢者移住に自治体反発」という見出しの記事が、6月10日の新聞に掲載されています。

日本創生会議が、今後、急増する東京圏の高齢者を、医療・介護の施設や人材に余裕のある地域

への移住促進を政府に要請したことによる反発でありました。

確かに、大変な部分もあろうかと思いますが、老後はふるさとで暮らしたいと思いながらも、さまざまな事情で断念されている出身者の方々は、大勢いらっしゃるかと思います。

こういった方々を受け入れることにより、人口減少に歯止めが効くし、新たな雇用の場の創出にもつながるものだと思います。

そこで、仮にこのような要請があった場合にどのように対処するのか、町長の見解を伺いたしたいと思います。

次に、大きな2点目として、群島内における移動手段の強化策について伺いたしたいと思います。

航空航路運賃低減化並びにLCC、バニラエアの就航等による入込客数の推移をもとにした上で、奄美群島への経済効果について、どのように捉えておられるのか伺います。

また、徳之島島内へも経済効果が波及されている実感があるのかという点についても、あわせて町長に伺いたしたいと思います。

最後に、奄美群島間における航空路の新設、増便、あるいは島伝いに高速船を導入する旨の陳情等を行い、実現させるめどはないのかを伺って、1回目の質問を終わります。

#### ○町長（大久保明君）

おはようございます。

福留議員の1の1について、お答えいたします。

東京一極集中が進みますと、東京では子育て、結婚する機会が非常に少ないということと、それから子育て環境が整ってないなどで、出生率が1.08ぐらいを推移している状況でありますので、今後、東京、首都圏が世界に類のない、超高齢化社会になっていくわけでありまして、これを是正しなければいけないと、東京が超高齢化社会になって、10数万人の介護難民がこのままでは出るわけです。

そしたら、地方の社会福祉法人を全部東京に集めようと、二、三日前の新聞にも、鹿児島県は、2割、ベッド数を減らしていくという厚労省の案が出ましたけれども、こういう政府の考え方を実行していきますと、まさに地方の消滅地域はかなりの確率で増えていくわけでありまして、それを是正するためというのが、今回の地方創生の取り組みでありますので、各課においてということでありますけれども、企画課を中心に今は総合戦略を作成中でありまして、担当課長のほうから詳細については説明をしていただきます。

#### ○企画課長（池田俊博君）

町長のほうからも説明がございましたが、私のほうからは時系列で取り組み状況を説明してまいりたいと思います。

最初に、平成27年の4月の24日、伊仙町まち・ひと・しごと総合戦略推進本部の本部長を町長として立ち上げ、第1回目の推進会議を同時に開催してございます。

さらに、その下部組織として、平成27年5月13日、伊仙町まち・ひと・しごと総合戦略推進プロ



ジェクト会議推進本部を立ち上げました。

同時にまた会議を開催し、各課で議論を行い、共通認識を持って事業に取り組んでいけるよう指示をしてございます。

さらに、平成27年5月21日において、地方創生総合戦略等支援業務公募型、プロポーザルの募集を町ホームページに掲載し、これを6月9日に4社の応募がございました。

この4社の応募の中から業務委託を選定するために、今、選定委員会を開催し、業務内容等をチェックしていますが、これを平成27年6月22日において、選定業者を決定する委員会を開催する予定にしております。

さらに、6月12日より集落座談会、今年は、かたろわーでえーということで、各集落、18カ所において、喜念のほうから小島まで、伊仙町まち・ひと・しごと総合戦略について説明を始めております。

この総合戦略の策定の中において、産官学金労言の連携組織を構成し、意見交換を行い、総合戦略を作成するよう指導がございますので、このようにしてまた6月下旬頃から、また産官学の連携組織をして、意見聴取等を行って事業計画を進めていきたいと思っております。

#### ○7番（福留達也君）

昨日の全協で、企画課長から大まかな概略を説明していただいたんですけど、ちょっとわかりづらかったもんですから、また改めて聞きたいなと思ったんですけども、具体的な7課ぐらいで、いろんな課長が集まって進めているということだったんですけども、先日ある会合で、副町長から一つの提案みたいのを聞いて、こういった考えもあるんだなと思ったんですけども、それは今の診療所、あれをどうしていくかという協議会みたいなもんだったんですけども、あれをただただ、今、使い物にならないから解体、撤去するなり、そういった方向で進もうとしているところを、あの建物は役場よりもまだまだ新しいと、まだまだ十分使えると、こういったただ単に壊すだけじゃなくて、1階部分に関しては、農業研修の、いろんな人を農業研修させる場にするとか、2階は都会あたりから来た人を、研修期間、短期間の宿泊施設にするとか、隣の古い社協は取り壊して仙寿の里に移ってもらって、その辺を駐車場にするとか、そういった具体的な話があったもんですから、今、企画課長に、もうちょっと町としてどんな取り組みをしているか、もう少し具体的な話が聞けたらなと思っております。

#### ○企画課長（池田俊博君）

今、具体的な取り組みの状況といたしましては、先般3月議会の定例会において、地方創生の先行型事業として企画してございます。

この中において、ふるさと留学制度の事業とか、あと企業誘致の人材育成事業、あと観光資源掘り起こし事業等ございます。

また、経済課サイドで取り組んでいます経済課の人材育成、研修施設等の整備計画の事業等を、今現在、取り組んでいるところでございます。

その中で、経済課のほうの中においては、先ほど議員がおっしゃいました旧診療所跡地の活用方策等の計画等を、今現在、練っているところでございます。

○7番（福留達也君）

例えば、今、町長がおっしゃったように、東京圏、高齢者増えて社会福祉法人の受け入れる容量を超えてしまうと、そういった場合に地方に移住して、高齢者の方を移住してもらった場合に、地方においても介護従事者の研修施設というんですか、介護従事者を養成する学校を仮に立ち上げるとした場合、そういった専門学校を仮に徳之島に立ち上げるとした場合、この事業ではどのように進めていくんですか。

昨日の説明では、ハード事業は賄えないと、ソフト事業中心だと、この地方創生に関しては、そうおっしゃっていたんですけれども、仮にそういった介護従事者の専門学校をつくるとなった場合に、建物、仮の話ですよ、建物は奄振事業、講師やその宣伝とか、そういった部分、地方創生の部分で使えると、そういったことでよろしいんですか。

○企画課長（池田俊博君）

仮にそういった専門学校の誘致、これも誘致になってくるとは思います、誘致できた場合としての、そこに通う人への学校経費等の補填とか、補助等のほうの経費はできるものと思われま

す。また、大きなあれで言いますと、仮にその学校を経営するとしても、人を集めてくる、そういうところのほうの、学校への人の誘致等の事業等はできるものと思われま

す。また、施設の整備等に関しては、難しいところがございます。

○7番（福留達也君）

わかりました。

6月中に総合計画策定支援業者、選定して、推進協議会ですか、設置予定とのことでありますが、この支援策定業務を行う、プロポーザルっていうんですか、これに丸投げなどせずに、今、執行部の皆さんが行っている集落座談会等とかで、住民の方の意見なり、要望なり、十分に汲み取って、10年後の伊仙町の将来を見据えた、絶対逃してはならない事業というのを盛り込んだ総合計画を、ぜひ作成していただきたいと思

います。また、町長においては、総理官邸まで行って報告もしておりますし、全国のモデルとなるような総合計画であってほしいと思

います。次、2点目に移りたいと思

○議長（琉 理人君）

では、2番目の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

総合戦略を、徳之島で一つの総合戦略を作っていけないかということでもありますけれども、奄美大島の総合戦略は、この前、奄美市であった会議でいろいろ聞いたんですけれども、広域事務組合が成長戦略ビジョンを作成いたしました。

それを軸として、奄美大島全体の総合戦略は策定していったほうが、総合戦略の効力というか、それをいかに活用していくかということと新しい5年間の総合戦略と成長戦略ビジョンは、かなりオーバーラップしているわけですから、前の組織をつくりました。

ただ、各自治体においても、総合戦略はしっかりと策定していくことになるように、これは国、県の指導、指導というか、当然のことですので、徳之島において共通の課題はあるわけです。

各町が総合戦略をつくった中で、それをもう一回、共通課題を抜粋して、一つの総合戦略を作っていくという形にはできる可能性があります。

当然、徳之島3町が合併をしていれば、これは非常に有効な総合戦略ができたわけでありますけれども、私個人的には、徳之島3カ町はこれからでも合併したほうが、はるかに島の発展につながると確信をしております。

この合併特例債というのは、法的にはいつでもあるわけですから、以前、徳之島町の当時の議員の方々も、10年したら合併したほうがいいというふうな話は、今は早いというふうな理屈を述べていましたけれども、あらゆる政策を推進していくときに、3町が一体となるというのは広域連合がありますけれども、広域連合にあらゆることを集約していくことも、なかなか現体制のもとでは難しい状況でありますので、後ほど述べようと思ったんですけれども、日本版CCRCは、今、全国で60数カ所ですか、あれもほぼ全てが市であります。

町村は1つもないし、それから離島では宮古島市のみが候補に上がっていますけれども、これは介護施設、特別養護老人ホームが、空きが出るところに移住させると、いろんなインフラ整備も要らないわけですから、そういったことを言っていると思います。

先ほどの質問の答えになるかもしれませんが、いろんな予算措置、税制措置というのは、これは国もまた明確には言う時期でもないし、いろんな自治体が反発しているというのは、ちゃんと予算措置してくれたら考えますよというふうにも理解できるわけですから、本音の部分においては、ほとんどの自治体が人口減対策になるわけですから、喉から手が出るほど移住してほしいわけでありまして、と私は思います。

しかし、負担の押しつけになるかという表現は、大局的な意見ではありません。

それだけの人が来れば、あらゆる雇用も生まれるし、それから交付税措置もされるのはみんなわかかっていて、負担の押しつけということですけども、現実には元気なうちに、介護を受ける前に、移住していただきたいということでありまして、これは強制でも何でもなくて、希望者がおればという前提でありますので、伊仙町の場合、今、施設の問題がございました。

仮にCCRCということで国に申請して、それが認定された場合において、施設をどうするかということ考えたときには、農業高校に以前から養護学校という話を進めていることも考慮に入れながら、伊仙町に合うCCRC、それはノーマライゼーションという形の形態を持ったCCRC、これ同じになりますが、障害者が来ることも、高齢者の認知症の方が来ることも、同じような範疇で考えていくこともできるのではないかと今は考えております。

3町が同じ足並みで、同じ政策でいくということは、各自治体が別である以上、一部はできるかもしれませんがけれども、非常に難しいのではないかと考えております。

#### ○企画課長（池田俊博君）

福留議員の質問にお答えいたします。

先ほど、町長のほうからもありましたように、3町合同による策定は、今のところ少し難しいところがあると思います。

また、今、現状において、奄美群島成長戦略交付金事業で、広域的に事業を実施、3町同時に実施をしております。

この事業を活用して、徳之島全体の事業は実施するのが望ましく、さらに奄美群島において共同して策定している計画の中身においては、人口ビジョンのほうを主にやっっていこうというような計画を持っているみたいでございます。

各島の人口をいかにして増やしていくか、大島には5の市町村がございますが、この5の市町村の中で、人口、人の取り合いをするよりは、各島、1島ずつにおいて、将来人口をどう増やしていくかというような取り組みをやっっていければということで、共同の策定をやっていると聞いております。

また、私も徳之島のほうにおいても、3町で、現在、取り組んでいる産科医の確保問題とか、景観条例を同時にやっっていこうということで、景観の統一の問題とか、あとごみの不法投棄等の問題等は、3町で取り組んだほうが、これは効果的なものがあると思いますので、今、3町独自で戦略策定を行っていますが、企画課サイド、担当課サイドの中において、3町で同時にこの計画の中に盛り込んでいけるように、こういうような意見交換の場も、また3町でもっていきたいと思います。

#### ○7番（福留達也君）

いろんな施策、島ごと、徳之島ごと、永良部ごと、与論ごととかあるんでしょうけど、最終的にはいろんなことは大島郡、奄美大島含めて、大島郡全体ですることが、より効果も上がるのかなと、インパクトもあるのかなと、そういった思いで質問しましたけれども、観光や交流事業、交通対策、人づくり、医師の確保、世界自然遺産登録の早期実現等々、伊仙町単独で行うよりも、3町が共同して取り組むキャンペーン活動や協力体制のほうが、効果があるのかなと思いつつながらでしたけれども、実質はまとめてつくらずにも、今は個別に作っても実質的には同じような効果になるというのであれば、またそれはいいのかなと思っております。

今、企画課長からその人口ビジョンという話が出たので、ちょっと聞きたいんですけども、今現在、1億2,000万ぐらいの人口が、日本、50年後に8,000万ぐらいになると、それを1億にとどめたいという思いで、人口ビジョンを各市町村で作成させていただいていると思うんですけども、国全体が約17%減ってしまうと、ですので、それぞれの市町村もこの人口ビジョンを作成するに当たって、希望的な観測で増えるとか、維持できるとか、そのようなことばかりで人口ビジョンを作

成せず、実際、国平均以上に下がっていくと仮定した場合、ここも50年後には今の2割弱ぐらい減ってしまうと仮定しても、その状況できちんとした町として成り立つ、そういった施策を盛り込んでいただきたいということではありますが、そこいらあたりはどのように考えますか。

#### ○企画課長（池田俊博君）

今現在、各集落のほうにおいて、座談会を実施しているところでございますが、推計値によりますと、伊仙町の人口は、2040年には4,613名となるという試算が出ております。

しかし、ここ最近においては、伊仙町の人口は、二桁ほどの人口の減に抑えられているところでございます。

これは町長の施策によるものが大きいものと思われませんが、今、取り組んでいこうとしているのが企業誘致で、これを核としてやっていこうということで、現在進行をしております。

これは人口の減に歯止めをかけるためには、雇用の場の確保をするということで、今、高校生が卒業した場合には、全て、大体九十七、八%は島外、県外のほうに出ていくと、そして帰ってきたいけれども、仕事場がなくて帰ってこれない状態であるということで、帰ってきたいまちづくりをこれからやっていこうというようなことで、ビジョンを策定していきたいと思っております。

その中においては、6次産業化とかいうことで、農業の従事者等の人材育成を図り、またそれを、今、取り組んでいる、かんかんファーム等が実施しているような製品をつくる。

そして、さらにはそれを販売するというで、その各分野において、雇用の場が確保できれば、またこれで人口の減には歯止めができるものと思われま。

また、さらにさっきの1番目の質問のほうでも、保健行政関係のほうの人材育成等においても、また先ほど少しつけ加えればよかったですけど、施設を作って、学校をこっちのほうで学ばせるという方策もございしますが、人材育成の方策として、その学校への行きたい方へまた補助金を出して、その支援策を講じられる方策等も、またこの創生の戦略の中においては考えられる事業でございしますので、そういうのもまたどしどし意見等ございましたら、またご提案していただければと思っております。

#### ○7番（福留達也君）

人口減に関しては、雇用の場の確保とかそういったこと、あと減らないために、高齢者をどうして健康を維持して長生きしてもらおうとか、そういった対策が中心であると思うんですけども、もう一つ、それぞれの地域の特性に合った対策を講じていただきたいというのが、この前あったんですけども、例えば人口減、交通事故死亡者が多発しているような地域であれば、そういった障害物を除くとか、交通標識をきちんと整備するとか、伊仙町の場合は、突然死とか自殺とか、そういったのも人口の割には多いんじゃないかなと、そういった福祉政策にも力を入れながら、その人口ビジョンを見据えて、総合計画に盛り込んでいただけたらと思います。

3点目の人づくりに関して移りたいと思います。

#### ○議長（琉 理人君）

それでは、3点目の答弁をお願いします。

**○町長（大久保明君）**

人づくりは、これは町全体、今、生涯学習などやっていますけれども、町民が意識改革をするということが、これは人づくりそのものじゃないかと思えます。

もちろん、学校教育の中身など、学力向上などもありますけれども、人全体としていろいろ、単に学力は最低限必要ですけれども、例えば自分の地域、地元に戻ってきて、地域のために頑張っていきたいということを思うことも、人づくりになるんじゃないかと思えます。

もちろん、中学、高校卒業して、日本の中心部で、そして世界に羽ばたくような人材ということも重要でありますけれども、地域づくりに関しては、今、やっとな今、伊仙町も、そういう大きい目標を掲げていけるようになったのではないかと思えます。

例えば、農業、今、まちづくり座談会をしていますと、昨日も出たのは、旧試験場、今は総合開発センターの活用などを、町との交流も少ないということで、これは県の方から聞いたんですけれども、農業開発センターを活用している大多数は沖永良部の方です。

ですから、我々、行政もそういう意識が少なかったし、農業技術、そしてそういうことを学んでいこうという人材育成にも、今までは沖永良部の人々が最も活用しているということは衝撃を受けましたけれども、そのことに気がつかなかったという我々も、反省をしなければいけないと思っております。

また、行政職員のいろんな技術アップに関しては、副町長が県の職員を厳しくも、そして温かくも指導したその経験を、町の職員に相当厳しくもあり、そしていろいろ技術的な、行政マンは文書で始まり文書で終わるといことなどを徹底して指導したおかげで、今、職員の行政という、行政マンとしての、行動の仕方などがアップしてきたと思えます。

ですから、これは行政の職員がそれだけ能力が高く、意識が高くなっていけば、町民の方々にもまた波及をしていくことになっていきますので、そういったことを、今後、強力にしていくということと、教育委員会と連携をとって、教育力の向上などもしていかなければならないと思えます。

ちょっと話が長くなりますけれども、人がこの島に来たいと思うのは、そこに魅力ある土地である、魅力ある人がたくさんいるということが、海士町などを視察すると、そういうUターンの人々が来て、Uターンの人々が来て、そこに相乗効果がどんどん生まれて、そして建設業者の方々も意識がどんどん変わってきているのを視察で見ますと、まさに人づくりが地域づくりであるし、地域づくりはよそから来た人、そして若い人、そして志の高いちょっと変わっていると思うような人たちが、引っ張っていくのは間違いないと思えますので、そういうまちづくり、人づくりを推進していけたら、いくことが最重要課題だと思っております。

**○企画課長（池田俊博君）**

福留議員の質問にお答えいたします。

国の法律による、まち・ひと・しごと創生法の概要の中に、人については、地域社会を担う個性

豊かな多様な人材の確保ということで謳われております。

東京一極集中から地方における雇用の確保を創出し、地方へ新しい人の流れをつくることを基本目標としてございます。

ただ、人の流入とかそういうだけでなく、人をするとか、人づくり、人材の育成においても、どうしてもこれはやらなければならないことだと思っております。

長期的な目においては、絶対に必要なことだと思っております。

このことに関しては、児童生徒の学力向上を図ることは、これはもっともなことではございますが、さらに集落の活動を活発にすることも、これは人材育成の基本的なものとなっております。

さらに、地域おこし協力隊等も活用し、人材の育成を図りたいと思っております。

先ほど町長のほうからもございましたが、集落の育成ということで、昨日、目手久のほうからでもございました。

各集落の人材育成、ボランティア活動が、区長さんを中心とした活動を行うためにも、集落の人材を確保する、そしてその集落と集落、目手久とか面縄、検福あたりを結びつけるような、連携した取り組みを各小学校単位でもって、小さな拠点づくり等を行っていけるようなことも、これからは考えていかなければならないと思っております。

以上です。

#### ○7番（福留達也君）

この人づくり、簡単に言いますけど、なかなか難しいんだろうなというのは、重々思いながら聞いております。

それと、この地方創生の人づくりの人、これ、僕が聞く、これとちょっと概念が違うんだろうなと思いつつ、ちょっと大事なところでもありますから聞きたいと思っておりますけれども、平成26年2月に作成された奄美群島成長戦略ビジョンの中に、徳之島の基本計画という項目があります。

その中において、人材の確保、育成、教育の目標という項目の中に、「学齢期からの教育の重要性」、こういったのが上げられております。

徳之島内において、高校卒業時の現状を見ていると、もったいないなと思うことがしばしばあります。

進学するにしろ、就職するにしろ、本当に自分の希望する大学、あるいは就職先にたどりつけているのだろうか、自分の能力や可能性を生かし切れているのだろうかと思うことがしばしばあるからであります。

島の子供の能力や根性はあるのに、人生の目標を定め、努力する環境に恵まれていなかったのではないかと思うことがしばしばあります。

先ほど町長もおっしゃったように、偏差値の高い有名な大学に行くことばかりが、人生の目標でも何でもありませんよ。

それだけに、高校時代にきちんとした人生の目標を定め、それに向かって努力できる教育環境が

整ってないのかなと思ったりすることがあります。

地域づくりがより充実するものになるためには、最終的にはどれだけ社会において貢献し、その地域のことを真剣に思い、行動に移せる人が多いか否かにかかってくるものだと思っております。

幸いなことに徳之島、中でも我々伊仙町は、島を離れても、ふるさとのことを熱く思う人が多い地域だと常々感じております。

このような地域のすばらしい特性をより生かすためにも、さらに教育を充実させ、幅広い教養と人格を兼ね備えた人づくりを真剣に模索していただきたいと思います。

いろんな答弁で、学力の向上は当然とか言いますが、それもう少し真剣に取り組んで、徹底した基礎学力の定着というのを図っていただきたいなと思います。

6月8日付の南日本新聞に、学力向上のために、公立高校と予備校の連携の記事が記載されてきました。

自治体の支援のもとに、県立大口高校や垂水高校が、予備校の講師の派遣や講座を導入し、相互に補完しつつ共存し、生徒の学力向上を図り、懸命に努力させ、将来の生き方など、人間としての成長につなげているという記事でありました。

当初は、その学校関係者の反発が非常に大きいかと、導入した市長さんはおそれていたようですが、とんでもなく、学校もそういったのを望んでいる傾向があって、子供の人格形成、それをさせる能力をつけるためのそういった教育をより充実していきたいと、そういった記事でありました。

徳之島においても、頑張る子は頑張れるんです。きちんとしたそういう教育環境を整えて、勉強だけじゃなくて、スポーツでも、徳高あたりが県内でも甲子園に行けるかどうかぐらいのレベルまでありますよ、島の子たちだけで。

この中で、さらに学力も向上し、それぞれの行きたい大学、つきたい就職先についていけると、そういった環境が島に整えば、やまとにいる親御さんたちも、ああ、島で豊かな自然環境の中で自分の子を育ててもらいたいと、そういった人たちも増えてくると思います。

そういった予備校の導入は大げさでありますけれども、そういった何かしらの手だてを考えると定はないでしょうか。

#### ○教育長（直章一郎君）

お答えします。

先ほどの学齢期からの指導が非常に大切であるということは、本当にそのとおりだと思います。

例えば、幼稚園あるいは保育園の場合はそれに合った指導、または小学校は小学校での指導、そういった指導、今後、これからも非常に大切であると思っておりますけれども、やっぱり教育は人づくりと言われてるように、それぞれの教科指導だけでなく、道徳教育とかそういう面にも、今後は今以上に学校の先生方に指導してもらわないと、いろいろな面で負の面が出てくるんじゃないかと思っておりますので、また今後は学校の先生方にも、道徳教育についてもいろいろ話していきたいと、



そう考えているところです。

また、やっぱり今後のことについては、まだどうしても学力向上という話になりますけれども、一つ例を言うと、昨年度までの伊仙町の学力面を考えた場合、もう非常に大島地区でもちょっと、もうちょっと頑張らないといけないと、そういう状態でした。

しかし、26年度の全国学力調査の結果を見ると、大島地区の平均、またいいところは鹿児島県の平均よりも大分向上したと、そういう傾向、いい方向にきていますので、もちろん学校の先生方も、それなりに努力していかないといけないわけですが、子供にとっても、今回のこういった結果を、十分、子供たちに認識してもらって、学校教育だけじゃなくて、家庭での学習のあり方、そういうことについても、また学校だけじゃなくて、保護者の方もそういう認識を持って、また子供たちにいろんな刺激を与えるような、そういう状態にもっていかないといけないんじゃないかと、そう考えています。

#### ○町長（大久保明君）

この、まち・ひと・しごとと平仮名で書いた理由を、東京へ行ったときにいろいろ、地方創生本部の方等に聞いたときに、人というのは、あらゆる積極的な前向きな人と、そうでない人もいるわけでありますので、常に優秀な、全体がレベルアップしていくことが必要だということと、もう一つ、人というのは、人口という意味もあるわけです。

ですから、人口を減らさないようにしていこうという意味の人だというふうに、意味もあるということでありました。

今、大口高校と垂水高校の話、私も、うかつにもこれ読んでなかったんですけども、教育においても一極集中が進んだわけです。

大学から市立高校まで全て地方大学は衰退していったわけでありますので、それを全国自治会がその地方創生本部に提案したのは、地方大学の活性化ということであります。

今やっと鹿児島大学なども、地域との連携、協定、包括協定などをつくって、地域貢献をいかにするかということが、大学の評価とそして予算獲得にもう直結するようになって、大学の意識も、これは象牙の塔の中で、学究、研究、論文を書いていることが全てでしたけれども、そうでないというような流れが出てきたと思っております。

海士町は、海士町が先進的に島前高校にいろんな講師を呼んできて、島前高校の横にもう予備校に近い学習センターというのを2億円かけて作っているわけです。

そうすると、全国からそこに子供たちが集まってきて、島前高校の、県立高校の教師の方々もレベルアップしてきているという、びっくりするような状況を見ましたけれども、当然、進学率もどんどん上がってきています。

もう、隠岐地区の子供たちが、もう隠岐から本土に行っていた人たちが、行かなくなっているようになってきたということと、それから全国から子供を連れて、中学生の時代に移住してきて島前高校に入れたりだとか、その地域枠、地域外をもう限定したわけです。余りにもたくさん来るもん

だから。

そういった夢のような話が、現実には起こっているわけでありますので、樟南二高も方向転換して新しい高校をつくったのは、出生数が微増している中で、これから私立の高校として、いろんな魅力をこれからも深めていくという形でやっていけないのではないかと考えています。

何か論点が質問と大分ずれましたけれども、そういうような形で、人づくりで、学校教育なども、今後、推進して、活力のある子供たちの育成に取り組んでいくことが大事だと思っております。

#### ○7番（福留達也君）

この人づくりというのを最初に言ったように、地方創生の人づくりとは違うというのをわかりつつも聞いたんですけれども、やはりこの島の子、今、教育長がおっしゃられたように、いろんな教育委員会だの、役場などの出版物の中には、いつも出てきますよ、基礎学力の定着、向上、まあまあもうさらっといつも当たり前のように流すんですけれども、そういうことをもう少し真剣に徹底していただきたいと思います。

島の子は本当に原石だと思います。能力あるし、やまとの本土の子と比べても、根性のほうは、むしろ島の子のほうがあるんじゃないかと思ったりもします。

そういった子たちが、全て大学進学ばかりという話をしていないんですよ、いろんな基礎学力をつけて、就職するにしろ、進学するにしろ、自分の可能性を最大限発揮できる、そういった人に育ってほしいと、そういった思いから言っておりますので、ぜひこれは徹底していただきたいと思います。

次に移ります。

#### ○議長（琉 理人君）

それでは、4番目の答弁をお願いします。

#### ○町長（大久保明君）

今、先ほども述べた内容でありますけれども、反発というのは、いろいろ行政、国といろいろな党等との議論、それから国と知事会との議論というのをいろいろ見ていると、まずは反対するわけです。

それは、予算措置ができるかどうかということの確認と、地方に一方向的に負担を押しつけるのではないでしょうねというふうな反発に過ぎないと思います。

ですから、これから、みんなはもうわかっているわけです。この東京一極集中が、日本をもう衰退させるというのは、ほとんどの方が認識しているわけです、と私は確信します。

ですから、地方に奮起していただきたいということで、日本創生会議はあえて消滅という言葉を使いました。

これに対する反発もたくさん出ましたし、消滅することは絶対ないわけですから、人口がゼロになるということはないわけですから、そういったことをやっていきたいと考えています。

そして、国から要請があったところですけど、これは28年度中に5地区をモデル地区とするとい

うのも公表していますので、ここに全国の60数カ所の自治体が、地方創生本部の中でリストアップされたということに過ぎないわけであって、伊仙町が人口が余り減らなくなってきたと、また高齢者の方々が元気あって、長命で長寿であることなど等、いろんな、ほーらい館などの健康増進施設、厚労省が認定した施設があるなど、今後、農業高校の跡地の活用などを考えてみた場合、地方創生のモデルになろうと、我々、常日ごろ、していただきたいということを国にも要請してきたわけがありますので、今回、離島助成、全国離島振興協議会の中で、その事務方トップのほうが、あえて個人的にそういう話をしてきましたので、これはそれだけこの町に対する期待があるのではないかというふうに解釈していますので、これは要請というんじゃなくて、我々がみずから申請、総合戦略の中でC C R Cというものをしっかりと申請していくことは、大変重要であると思っております。

それこそ、町の雇用、そしていろんな人口増に直結する課題であり、これは日本全体の最重要課題であるとは私と考えておりますので、強力に発信、アピールをしていきたいと思っております。

#### ○7番（福留達也君）

確かにそうなんでしょうね、きちんとした予算措置、そういったのはまだ確定してないんですけども、そういったのがきちんと決まれば、どんどん積極的に取り組んでいってほしいと思うところがあります。

保健福祉課長にちょっとお伺いしたいんですけども、例えば大都市、東京圏、大阪圏、そういった方々のふるさと出身者が島に帰って暮らしたいと、そういった場合に、例えば東京の港区とかそういった役所が、住所はそこに置きながら、特例措置というんですか、そういったことで保護措置費は負担するんだけど、徳之島に行っていだけないかとか、そういったことというのは可能だと思いますか。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

住所地特例ということについては、これは全国、法律で決まっているわけですので、住所は変わっても、従来から施設にいる方が他の市町村の施設に入ったときは、住所地特例で、その負担については変更前の住所が支払うというのが住所地特例ですのでそれは対象になります。

また、今年の4月からは、高齢者の有料住宅、有料の施設に入ったときも、これも対応になるということで、住所地特例の追加されております。

であるから、変更があっても住所地特例は生きているということですので、これがすごく緩和されて、これを地方のほうに高齢者を移行させるという、大きな一つの支援にもなっております。

以上です。

#### ○7番（福留達也君）

そうであれば、大都市圏はなるべく高齢者の方たちが地方に移住してもらいたいと言いながらも、その措置費もその大都市で負担するとなると、なかなか進まないのかなと思ったんですけども、そのあたりに移住させた、もともと住んでいたところに新型の交付金なんかで充当される、そういった仕組みができれば、かなりの数の年寄りの方が地方に分散していくんじゃないかなと思われま

すが、これ、こういったものの要望っていうのは、町長なんかやったことあるんですか、その交付金がそういったところにつき込まれないのかなとか。

○町長（大久保明君）

石破大臣は、新型交付金という話は明言をしています。

その額はどのくらいなのか、それから適用がどういうふうになるのかなどは、まだ明言してないわけでありませぬ。

地方創生、新型交付金が出る分だけ、地方交付税は減るといふふうにかんがえたほうがいいんじゃないかと思ふんです。

ですから、国の予算も限られているわけですから、その中で予算の異動をすれば、ですからあえて競争をあおっているような形をとっていますよね。これは知恵の出したところには、新型交付金出しますよと言っているわけですね。

じゃあ、その原資はどこにあるかとなると、おのずと、税収は5兆円から7兆円に増えていますけど、これはいろんな会社の内部留保とか、そういうところにまだまだたまっている状況で、地方には全くこの税収増の恩恵は来ないわけでありませぬけれども、国が、今後、その内部留保をどのようにして引き出すような政策をとっていくかということにもかかわってくると思ふます。

いろいろ円安等、そしてアベノミクスの効果で、大企業はほとんど、もうほとんどの企業が史上最高益の利益を出している会社が、いっぱい出てきているわけですね。

次の投資のために、内部留保しているわけでありませぬけれども、その辺を、今度、国がどう振り分けていくかということになると思ふますけれども、地方創生と言っているわけですから、地方への企業の優遇措置など、それから新型交付金というのは、ある程度、断行していくと思ふますけれども、ただ地方交付税の減ということは、また覚悟しなければいけないんじゃないかと思ふます。

要請をしたことはありません。

○7番（福留達也君）

この地方創生の本来の目的は、東京一極集中の是正、そのためにいろんな各市町村に総合戦略などをつくってもらっていると思ふますけれども、まあまあそれも非常に大事なことなんじゃないかな。

人口、高齢者の移住なんていう観点からだとすれば、むしろ高齢者を移住しやすい仕組みづくりというのかな、今言った、例えば東京から徳之島にきたいという年寄りがいたら、東京のその市町村に措置費はもってもらおう、もってもらった分その分を国から東京都のその港区なり、何なりに補填すると、そういった仕組みのほうが、断然、人口の分散は進むんじゃないかなと思ったりしますけれども、これはここで聞くことでもなかったかもわからんです。非常に難しくあります。

続いて、群島内における移手段の件に移りたいと思ふます。

○議長（琉理人君）

それでは、大きな群島内の移手段の強化についての1番を答弁お願いします。

## ○町長（大久保明君）

群島内の移動に関しまして、LCCの効果が徳之島でも実感できるかということでもありますけれども、LCCは今回の奄振の交付金事業で、民間会社にかんがりの投資をしております。

そのことに対して、奄美群島全体の自治体としては、当然、各島々にLCC効果がなければいけないわけでもありますけれども、徳之島に関しては、奄美、徳之島間は10数%搭乗率が伸びております。

これは奄振交付金で安くなったということもありますけれども、徳之島から奄美空港経由、LCC、バニラですね、バニラで東京に行く方々は徐々には増えてきています。

いろんな待ち時間などが、もっともっと改善できれば増えていくのではないかと思いますけれども、今後は、JACが、今、これは企画課長のほうから答弁していただきますけれども、機種の変換の時期になっておりますので、そのことも含めてLCC効果を出していかなければいけないということと、それから群島内ではありませんけれども、徳之島航路対策協議会の中で、関空―徳之島のピーチの要請と、それから伊丹―徳之島間のJエアという会社、JACと同じようなJALの子会社ですけれども、ここにこれは七十五、六人乗りのジェット機の就航を、今、要請をしているところであります。

## ○企画課長（池田俊博君）

福留議員の質問にお答えいたします。

確かに奄美大島においては、バニラ効果ということで入込客が増加して、今現在、名瀬のほうではホテルの予約も、たまにはとりづらい時期も見受けられて、経済効果が表面化していると思われまます。

しかし、これがそのまま徳之島まで波及されているかというのは、今のところ実感されていないところでありますが、観光バスとかそういうのは、今現在、少し稼働率が高くなっているような状況は感じているところであります。

また、入込客数で、バニラのほうから奄美のほうに入ってきた入込客が、昨年7月から就航が始まって12月までの6カ月間ですけど、バニラで来客された方が5万1,280人ほどございます。

その中で、これがそのまま徳之島に来るということではなくて、徳之島の中において徳之島は、需要喚起事業として往復割引のほうは28%ほどの割引率でやっていますので、これは県外の方々に利用されている割引でございますが、その中でこの往復割引を利用して徳之島に見えられた方々が、奄美空港から徳之島へ大体3,000人ほど入ってきているということで試算されています。

また、この観光客が、1人当たり落としていく金額として、ある程度、試算がされているところがありまして、宿泊費で1万円程度、飲食費で1万円程度、またお土産代、交通費等で1万5,000円程度、その他で2,000円程度ということで、大体4万円程度が、1人当たり、観光費として落とされている金額だと試算されています。

そうしますと、今、徳之島のほうに、これを3,000人が、全員、バニラで来ているとは限らないと

はと思いますが、3,000人ほど観光客が入ってくるということになると、三、四、十二、1,200万円程度のほうが経済効果はあるものと感じられます。

また、この効果がさらに徳之島まで波及できるように、また関係団体、観光連盟とか、歩調を合わせながら事業を取り組んでまいりたいと思います。

○7番（福留達也君）

バナラエアが就航する、そのときにおおよそ予測はついたんですけれども、市の交付金事業でその航空運賃の低減化、こうなっていけば自然と大島郡全体、それなりに前年度以上にはなっていくんだと思っていましたけれども、バナラエアの効果というのは、大島本島のみなんだろうなという予測でありましたが、そのとおりだと思います。

バナラエアに対しての補助というのも、奄振の交付金の中から行っているわけでありますから、町長としては、大島郡の町村会長でもある立場上、大島郡全体にそういった交付金を使った事業の波及効果というのかな、経済効果、それが行き渡るような手だてをしなきゃ、提案したりとかしなきゃいけないと思います。

次の質問とかかわるんですけれども、それは高速船を導入したりとか、それぞれの島伝いに行きやすい環境を、航空便をもう少し増強したりとか、そういった手だてをどんどん、ありとあらゆる機会を使って進めていただきたいと思いますが、高速船なんていうのは、非常に導入は厳しい環境なんでしょうか。

○議長（琉 理人君）

2番目を先に済ませてから行きますので、もう2番目はよろしいですか。

それでは、3番目についてもお答え、どうぞ。

まず、2番目。

○町長（大久保明君）

高速船の導入に関しては、以前は、この新型交付金以前は、今、与論島一本部港とかありましたけれども、それからこれは観光目的ではないんですけれども、喜界と笠利の高速船は、民間のほうでいろいろやっていたけれども、2つとも経営困難ということで撤退をしております。

以前、この南部大島と徳之島との高速船が、協議会が、瀬戸内町と徳之島町でできたことがありますけれども、このときは議論の中で、なぜ瀬戸内町と徳之島町だけがそれやるのかという議論で、もう頓挫したわけであります。

利用するのは、伊仙町、天城町の人も利用するわけですから、大島の人もみんな利用するわけですから、ですからそういう各自治体間だけの交通アクセスの協議会というのは、ある意味で間違っているわけです。

その地域全体での協議会ということでありますけれども、バナラ効果を高速船で各島々へ波及できないかということは、まだこの協議会の中では、航空対策協議会の中では議論をしていません。

ただ、今回、奄美大島、マスコミでも出ましたけれども、奄美空港が本当に午後1時から2時、

3時ぐらいは、もうパニック状態に今なっております。

バナラの就航とJALの間、もちろん各離島と鹿児島に行くわけですがけれども、そこで保安検査場が全く30分以上かかるという状況を改善するために、奄美空港のターミナルビルの改修を、これを当初は、本来はあの会社跡、大島本島と県で買収すべきですがけれども、県からの提案で、奄美群島12市町村で形成する航路対策協議会でやっ払いこうということになったときに、じゃあ、今後もっともっと奄美空港ターミナルビルが大きくなって、もっともっと乗客数、入込客が増えてきた場合に、それをいかに各島々へのアクセスを形成していくかということは、これは航空JACとの問題でもありますので、株主総会で今回そういう話を近いうちに提案するようにはなっております。

徳之島はまだ状況がいいほうでありますけれども、永良部、与論においては、もうほぼゼロに近い時間帯のアクセスと、それから奄美大島、沖永良部、与論の三角航路になっています。

日にちによって逆向きになりますけれども、それを改善する、また三角航路の解消のためには、奄美空港がハブ空港に本当になる、なるというか、それは我々12市町村がそうするように方向性を決めて、動いていかなければいけないというふうな結論で、今回のターミナルビルの支援も、12市町村でやるということに決定をいたします。

それは、市町村会長の最終的な判断、決断にもかかったわけでありましてけれども、そういったことを考えていった場合に、島伝いの高速船のことも、入込客が、今後、自然遺産になればもう激増する中で、大変、積極的な提案ではないかと思えます。

#### ○7番（福留達也君）

外から見れば、奄美大島、奄美、その奄美大島空港は、奄美群島全体の大きな窓口であります。

ですから、そこの整備というのかな、航空機の時間帯の調整、非常に大事なことだと思います。

大概が、いつもそこまででとまっているんじゃないかなと思いつながら、あとは本当に先ほどから言っているように、入ってきた観光客なり、何なりを、全ての島々に等しく行き渡らせる、そういった施策をぜひ取り入れて、この高速船は一つの例えでありますけれども、どんどんそういったことを進めていっていただきたいと思えます。

最後になりますが、国策としての地方創生、奄振によるさまざまな手当、世界自然遺産登録、長寿・子宝の島における合計特殊出生率日本一等々、我々を取り巻く環境には絶好の追い風が吹いていると思えます。

今後、一、二年間の政策や成果次第で、この追い風にうまく乗るか否か、非常に大切な時期を迎えていると思えます。

執行部の皆さん、我々議会、そして町民の皆さん、総力を挙げて、活力のみなぎる伊仙町をつくり上げ得たらと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

#### ○議長（琉理人君）

これで福留達也君の一般質問を終了します。

5分間休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

---

再開 午前11時25分

○議長（琉理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、明石秀雄君の一般質問を許します。

○9番（明石秀雄君）

こんにちは。9番、明石秀雄でございます。ただいま議長より一般質問の許しが出ましたので、一般質問をいたしたいと思っておりますが、その前に、先般、竜巻によって被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げ、一日でも早い復旧がされるよう望んでおります。

早速でありますけれども、本題に入りますが、通告をしてございますので、明確な答弁をお願いいたします。

先ほど、非常に考えさせられるというものか、戦略ビジョンの先取りしたような発言、また質問がありましたが、私は日ごろ行政側が行っているその延長線にありますので、それを簡単にお答えいただければありがたいなと思っております。

1番目に、住宅管理と住宅の不足の解消についてお伺いをいたします。

現在、住宅がどれぐらいあって、どれぐらいの人が入居しているのかなど、またその中で空き家、入れないのがどれぐらいあるのかなどというものを、まずお伺いをしたいと思っております。

それから、2番目と1番目は、ほぼ同じようなことになろうかと思っておりますが、住宅の申し込みしている人、そして退去している人数、戸数をお伺いしたいと思っております。

3番目に、住宅不足、まだ住宅が不足しているのかどうか、まだ1番目のところで聞いてないんですが、住宅は慢性的に不足しているという考えのもとにお伺いしたいんですが、その不足分を解消するために、住宅の長寿命化ですか、計画なるものが、住宅の結果的には建設契約なんですが、どのようにしていくのか、またそういったものが、いつごろまでに解消される見込みなのかをお伺いしたいと思っております。

次に、住宅施策云々に関連をいたしまして、町長が2年前の一般質問の中で、私ではありませんが、県住の問題で、県の部長さんと懇々とお話をしている、県住の導入ですか、住宅を作ってもらえるような話をやっているという答弁があります。

その後について、どのように今進んでいるのか、どういう計画を持っているのかをお伺いしたいと思っております。

その次に、財産の管理です。

住宅も含めてであります。適正に台帳等が整理されているのか、近年の決算書等の状況を見てみますと、余り数字が動いてないように感じられます。



最近、事業を導入するために、実施するために、土地購入が行われておりますが、そういったものが適正に管理され、登記等が行われているのか、まずお伺いをしたいと思います。

最後であります、数年前にといいますか、もう長くなります。喜念地区で事業したときに、土地が民間の人と町有地が交換されたところがございますが、その後、私の質問に対して、時の企画課長は、もう準備してありますよ、すぐ整理ができますよという答弁があったんですが、その後、どのようになっているのかお伺いをして、1回目の質問を終わりたいと思います。

#### ○町長（大久保明君）

明石秀雄議員の質問にお答えいたします。

1番の①に関しまして、具体的な数字は、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

住宅施策に関しましては、町営住宅、また民間のアパートなどが、この二、三年でかなり増えてきております。

それでも、まだ足りないという状況の中で、今後、新しく、2番目、3番目の質問にありますけれども、住宅施策を推進していく中で、この前、また海士町の話をしませけれども、100戸以上の住宅を、これは町営住宅、県営住宅でなくて、建築しております。

それは、まだ具体的な内容を把握してないんですけれども、職員の総務課長の話によりますと、これは総務省の地域活性化事業とか、国交省の事業で作ったということでもありますので、それこそやっぱり海士町をモデルとして、そういうふうな住宅建設も進んでいったということと、もう一つは、山内町長の強力な説得力、政治力があって実現したのではないかと考えておりますので、今、4番の県営住宅の件を少しここで答弁しますけれども、歴代の住宅対策室長には、かなり私が、離島の実情と、そして県営住宅が各島の1自治体だけに建築していくということは、絶対におかしいということをお主張してまいりました。

それは、県の、副町長もいらっしゃいますけれども、後でまた補足できるかもしれません。

十数年前に、鹿児島県は、もう県営住宅は建設しないということを決定しております。

その理由が、市内等における住宅料の滞納などが、県の財政を圧迫するというふうな状況の中での判断だったと思いますけれども、今、地方創生という、地方は人口が増えていかなければいけないと、特に鹿児島市でもなくて、それは町村で増やしていくために、改めてその10年前の考え方は、方向転換する時期が来たのではないかとということと、それから各1島、1自治体に県営住宅を作るという理屈は、そこに港があるからという理由です。

しかし、それも50年前はそういう発想だったけれども、今は1島内でのアクセスは利便性が高くなってきたということで、各自治体に県営住宅をつくるのが絶対に正しい政策です。

公平性を考えてみた場合、県営住宅をその島の中心地だけ作るというのは、我々の理屈から言えば、絶対に間違ってますよということを主張し続けております。

これは、今回は、県議会の先生方に強く、今、一般質問をするようお願いしております。

県議会の先生方に根回ししても、全く埒が明かないという状況だそうですねけれども、しかしそう

いうものを、らちを明けていくのが、県議会の先生方の仕事でもありますからということで、今、そういう段階で、一般質問をお願いしているところでもありますので、あらゆる方向から地方創生も含めて、県営住宅を集団、団地ではなくて、数戸でも各集落につくっていくようなことを、お願いをしていきたいと思っております。

ちょっともう答弁たくさんしましたけれども、民間に住宅をつくっていただいて、家賃の問題は自治体が補填をして、ある程度の補填をしているという地域も出てきますので、財政が非常に厳しい中で、そこに若者が来て働いて、そして人口増につながっていけば、それはそれだけの費用対効果は間違いなくあると思いますので、そういうこともまた政策の視野に入れて、進めていきたいと考えております。

#### ○建設課長（中熊俊也君）

明石議員の1番目の質問にお答えいたします。

公営住宅における現在の入居戸数と、何らかの理由によって入居できない住宅等がある場合は、その理由と戸数を示せということですが、平成27年度の管理戸数が305戸ありまして、そのうち6月12日現在で入居している戸数が279戸で、政策空き家が17戸、入居の準備中、要するに畳かえたりとかそういうことをしている住宅が9戸あります。

この政策空き家と申しますのは、耐用年数を超過しており、今後、建てかえもしくは取り壊しを予定している団地のことであります。

以上です。

#### ○9番（明石秀雄君）

町長が先ほど、ほとんど答えたものは後にして、とりあえず建設課長にお答えします。

まだやはり住宅は足りないのは、事実であるようでございますが、今後これをみんなに、住宅が使える状態、また今後、企業誘致が進んで、人が伊仙町に集まるようになれば、さらに住宅は足りなくなる、もう既にそういう段階に来ているんじゃないかなと思っているんですが、公営住宅を、今、伊仙町の力でそれを補うことができるのかできないのかお伺いします。

#### ○建設課長（中熊俊也君）

これは3番目の質問だと思いますけど、お答えします。

今、この2番目の答えで、答弁する予定だったんですけども、待機者が77人いまして、企業誘致というか4月1日付で企業が来て、その寮というか宿舎的なのは公営住宅ではちょっと厳しい、対応できない状態にあります。

それで、伊仙町の公営住宅の長寿命化計画によりまして、23年度に10年間の計画で策定されたものでありますけど、これですね、それで今ちょうど、23、24、25、26、27でちょうど5年を迎えています、今後どうするかということで、5年ごとにまた見直しするというのがうたわれていますので、今年、どういうふうに住宅を作っていくかということをもた見直して、計画書をつくり直す年度になっていますので、それに皆さんの意見等を取り入れながら、策定していきたいと思ってい

るところであります。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

住宅を建設するためには、今、見直しをしてやっていくということでもありますので、それはそれでみんなに、町民に迷惑にならないように、住宅がみんなに行き渡るように、また最近ではIターンをなさいますとか、Uターンをなさいますとか言っている割には、住宅施策が一向に進まない、進んでないという現状を踏まえまして、次に行っていくのですか。

県の力をどうしてもおかりしたい、そう思っているところで、町長とも、30年も40年も前の、それぞれの市町村には住宅はつくらないという県の方針という話もあるんですが、これを、今、地方創生に言わせれば、東京中心、一極集中をやったのと同じことを鹿児島県でも今やっているんじゃないかなと思うわけです。

そこで、ちょっと奄美の県住の状態を、今、調べたんですが、大島で1,251戸、そして市町村別では与論、知名、和泊、奄美市、喜界、5町に作られております。徳之島も、徳之島町。

そこで、その中の徳之島では、100戸、98戸あります、徳之島町に。

先ほど、もう既に町長お答えになっているんですが、どうして我々伊仙には作らなかったのかなといった問題も、もう既に答えは出ているんですが、今度はあえて乗り越えて、どうしても伊仙町で、今、住宅不足の解消はできない、Iターン、Uターン、または企業誘致をすれば人口は増えるので、どうしても必要なことでもあります。もう一度、議会も含めて、執行部も含めて、県営の要請活動を強力に進めていく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長（大久保明君）

一度、懇親会場で知事に話をしたら、火に油を注いだような形で怒りまして、それからはいませんけれども、今言った具体的な戸数のアンバランスなど、そしてこれを県議会でも、前、質問したけれども、一笑に付された状況でしたけれども、ただ鹿児島県が、今、この前、県政説明会の中で市内のどっかの民間の団地が、非常に効率的に運営できないということで、県が県営住宅として、県が今後その民間から買い取ったかわかりませんが、運営していくということを、この前、県政説明会の中で書いてありましたので、ちゃんとやっとならないかと思いました。

ですから、これをまた離島振興協議会の要望書にも、また載せて要望していますので、それから県の町村会総会にも載せていませんけれども、今日、明石議員の質問で改めて気合いが入ってきたので、知事が何と言おうともまた要請をしていくことが大事だと思うし、今、まさにそういう時代に変化して、そういう流れが来ているわけですから、1戸でも2戸でもいいからということ、今度、9月議会から県議会議員がまた質問することになってますので、これは全力で取り組んで実現していけば、多くの自治体が喜ぶと思っております。

○9番（明石秀雄君）

ぜひ、官民を挙げて取り組んでいってほしいと思います。

これで1番目の大きい問題は終わりたいと思いますが、いわゆる財産管理についてお願いします。

○議長（琉 理人君）

財産管理についての答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

まず1番の台帳の整理に関しましては、課長のほうから答弁をしていただきます。

2番の喜念地区に関しましても、その後の経過を担当課長のほうから説明していただきます。

○総務課長（樺山 誠君）

明石議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

町有財産の管理状況に対して、台帳の整理、しっかりされているかどうかという質問でございますけれども、台帳に関しましては整理はやってございます。その中で、毎年度、購入した土地に関しても整理をしてございます。

しかし、この整理をしているという状況の中で、自信を持って本当にしっかり管理しているかと言われますと、今、我々、例えば例を出しますと、阿三のカシナトウの住宅の状況などを見ますと、あれは本当に財産が管理されている状況かというふうなことをおっしゃられますと、非常に答弁に苦慮するところでございますけれども、そのような状況も、やはりしっかり管理をしていかなきゃいけないということで、今年度になって整備を進めている公有施設等総合管理計画の中で、再度この管理台帳もしっかり精査をし直すということと、あそこの財産の使用に関する許可等も再度洗い直して、一新をしていかなきゃいけないという感じを、今、抱いているところでございます。

○9番（明石秀雄君）

台帳は管理されているかもしれませんが、全体としてあるところ、恐らく私はそのものの管理が行われてないんじゃないかなと思ったりしております。

特に、それからもう一つは、住宅が今使われているところはまだいい、しかし使われていないところ、そういうところの除草、草が生えていたり、またはそのまま、もう何年もそのまま放ったらかしているところがある。そういうところから、ハブが出たという話も最近聞かされてきました。

そういうところへ、財産はあるもの、見えるもの、それだけじゃなくて、全てのものについてやっていかなきゃいけないと思います。

もう一つ言えば、町有財産で民間に土地が貸し付けているところがあると思います。

そこは契約更新などちゃんとしているのか、誰がどこを管理しているのかということまでも含めて、徹底して管理していただきたい。

それが結果的には、最近ですか、空き家特措法、民間の家については、これは危険ですよ、草が生えていますよ、台風のと看隣に迷惑かけますよ、ちゃんと整理しなさい、壊しなさいとかいう命令ができるようになりました。

しかし、町のそのものがちゃんと管理がしてなくて、町民に対してそういうこと言えますか。

そういうところを早急に改善して、また先ほどの住宅をつくるのも、県に対しても申し上げやす

いわけです。

ちゃんとやっていますから、ここへお願いしますということで思いますが、どうですか、貸し付けてそのまま土地とか、住宅がそのまましているところありませんか。

○総務課長（樺山 誠君）

ご指摘のとおり、貸し付けをしている部分に関しましては、5年とか3年とかいう年限で貸し付けている部分がございますけれども、こういうものに関しての更新作業は実施をされています。

その中で、いろんなところから指摘受けます町有財産の切り込みだとか、あるいは勝手に使っているだとか、そういうものに関して、しっかりなされていないような状況もございます。

あと、町営住宅が壊されて、土地だけ残っている部分に関しても、管理等おろそかになっている部分あるというように認識をしています。

あと、我々、財政計画の中でも、町有財産に関しましては、払い下げをしていくということをやっているわけがございますけれども、昨年度から今年度にかけて1件を競売という形で公募しましたけれども、落とされる方がいなかったという状況です。

これはなぜなのか、その辺もしっかり研究をしながら、町で利用をしないというところに関して、住宅跡地は面積的にちっちゃいとか、そういうこともありますので、隣接した方々に相談をしていくとか、その辺も含めてやはり議員のおっしゃるように、しっかり進めていきたいと思っています。

○9番（明石秀雄君）

先ほどの話は、もしかすると長道町の住宅だろうと思いますが、あれはもともと住宅管理、建設課ですよ、住宅があったところだから。

ちゃんとそれは総務課なら総務課に出される、移管してありますか。そういうところ、移管しないところありませんか。

あちこちで上げたの、先ほど僕はここで言った喜念地区の問題、どこが管理するの、これは。

○総務課長（樺山 誠君）

住宅が建っていた土地に関しましては、普通財産のほうに繰り入れをさせていただきます。

喜念も一緒に答弁いたします。

喜念の状況ですけれども、喜念の状況、平成18年度に喜念浜園地観光施設整備事業ということで、そのときに町有財産と民有地の交換をいたしてございます。

その中で、なかなか交換した土地が、町の土地が5筆、あと民有地が5筆とで交換してあるわけです。

その中で、相続人が、相続登記人が非常に何世代か前の方ということで、なかなか町のほうに登記が進まないというような状況です。

そのうちの1筆については、民有地から町有地に、1筆に関しましてはすぐできるような状況です。ですから、近日中にできると思います。

あと、4筆に関しては、なかなか相当時間がかかるとおっしゃったほうがいいんでしょうか、そ

うというような状況です。

あと町有地を民間の方に登記をして差し上げる部分に関しましては、5筆のうちの1筆は完了済みでございます。これは22年の7月に完了しています。

ですから、あと4筆なんですけれども、この4筆の作業を今進めて、この間、法務局のほうで法務相談関係がありまして、うちの担当のほうで相談しましたら、町有地を民間の方に登記をしてあげることが可能だということです。

その中で、我々、町と民間で確約書をとってありますので、この確約書をしっかり保存しておけば、後々もめることはないだろうということで、法務局の相談も終わっていますので、今その作業に着手しているところでございますので、しばらく待っていただければ、民間の方に、今、登記ができると思います。

その旨を、また民間の方ともしっかり話し合いながら、早急に進めてまいりたいと思っています。

#### ○9番（明石秀雄君）

ぜひ、やはり日ごろの事務で、とにかく総務課に移管する、また民間に生かす、それぞれ差し引きをして、決算で出てきますので、財産が少なくなったり、多くなったり、住宅戸数が増えたりしている。

それを見ても最近動いてないのよね、だから言っているんですが、日ごろの事務をちゃんとやってください。

それと、もう最後になりますけれども、もう町長、ぜひとも住宅解消、これは県と官民一体となって、また県の先生方にもお願いをして、これが実現するように努力をして、住宅不足が解消されるようお願いを申し上げまして、終わりたいと思います。

#### ○議長（琉 理人君）

これで明石秀雄君の一般質問を終了します。

### △ 日程第2 議員の派遣について

#### ○議長（琉 理人君）

日程第2 議員の派遣について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣について、お手元に配付してあります議員派遣の申し出のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、議員派遣の申し出のとおり、議員を派遣することに決定しました。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後 0時00分





# 平成27年第2回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成27年6月19日



平成27年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第4号）

平成27年6月19日（金曜日） 午前10時05分 開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第33号 伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定（質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第34号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第35号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第36号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第37号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第6 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を計るための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について（総務文教厚生常任委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第7 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書（総務文教厚生常任委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第8 発議第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に関する意見書（趣旨説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書（趣旨説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君                      事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	益一男君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	當吉郎君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	仲島正敏君
社会教育課長	明勝良君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君	総務課長補佐	田島輝久君

△開 会（開議） 午前10時05分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、初日に答弁が漏れていた箇所が3点ありますので報告をさせます。

○耕地課長（穂 浩一君）

災害工事の工期と発注日について答弁いたします。

平成26年災93の1、93の1001号農地農業用施設災害復旧事業阿権1地区、契約日が平成26年12月4日であります。

工期につきましては、平成26年12月5日から平成27年2月2日まででございます。

続きまして、平成26年災93の2号農地農業用施設災害復旧事業糸木名地区、契約日、平成26年12月4日、工期につきましては、平成26年12月5日から平成27年2月12日まで70日間であります。

次に、平成26年災93の1002号農地農業用施設災害復旧事業阿権2地区、契約日が平成26年12月4日、工期につきましては、平成26年12月5日から平成27年2月2日までの60日間であります。

最後に、26年災93の1003号農地農業用施設災害復旧事業喜念地区、契約日が平成26年12月4日、工期が、平成26年12月5日から平成27年1月23日までの50日間であります。

以上でございます。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の輸送コスト事業補助金、法人の場合には農家のほうにどのように還元されるのかのことについてですが、JAあまみの農産物出荷分については、農家のほうが輸送費を負担しているために、農家に助成金を還元しました。

出荷団体の場合は出荷団体が輸送費を負担しており、農家は輸送費の負担をしてないために、輸送コスト事業の助成金は、出荷団体のほうが受けるということになります。

以上です。

○水道課長（喜 昭也君）

美島議員から徴収率を示すということでございますので、お答えしたいと思います。

平成26年度、上水・簡水合わせて現年度が80.32%、滞納分が22.78%でございます。

以上です。

△ 日程第1 議案第33号 伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定

○議長（琉 理人君）

それでは、日程第1 議案第33号、伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例について質疑をいたします。

第4条の（3）、市町村税を滞納していないものとあるんですけれども、この企業は、もうマルコで決まっているような状況だと思います。

それで、今後公募して町内の希望者が出て、何かをやりたいというときに想定をして、こういう市町村税を滞納していないものと、私は受けとめているんですけれども、これは全国的、それぞれの町で滞納している、よその町からこっちに企業を誘致してこっちでやりたいという、それぞれの地元で滞納しているとか、そういうのにも関連するのをお尋ねいたします。

○企画課長（池田俊博君）

これは全国のほうに公募するという関係で、納税意識を確認する意味合いの上において、市町村民税を完納しているということで募集をしています。

○14番（美島盛秀君）

そうすれば、このマルコということになると思います。けれども、そのマルコがそれぞれのある本所、営業所あたりでどれだけの納税をしているのか、あるいは、今後伊仙町に来たときに、伊仙町にどれだけの納税が可能なのか、そこらあたりは調査をできますか。

○企画課長（池田俊博君）

現在、おっしゃられている企業に関しては、財務のほうの決算書等多分総会のほうでは出していると思いますので、そのマネージメントのそれは、総会その時点で、全てにおいて確認ができるものと思われま。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、大事な企業誘致でありますので、どれだけの今後のそういう町に対する、5億円近い町の財政を使うと言われますので、今後の長い目で相乗効果があるのか、そこらあたりも、町民によく知らしめる必要があると思いますので、ぜひそういう努力もしていただきたいと思。

次に、第8条、10年を上限として、これは更新できるということなんですけれども、もし、この、もしという言葉はちょっと不自然かもわかりませんが、10年以内撤退するということになったとき、それぞれそれに使われた経費とか、あるいはいろんな財政面の支援をしてきた財政等々、そういうのに対しての責めを、使用者に課せられるという文言がないわけなんですけれども、そこらあたりどう認識をしていますか。

○企画課長（池田俊博君）

この事業においては、伊仙町において貸し工場をつくるということで、そして、その貸し工場に企業参加、入居していただく、こういった事業でございますので、それまでの財政支援等の件に関して、その企業さんが途中で出ていったとしても、それに対する責めということに関しては、発生ができないものだと今認識はしております。

○14番（美島盛秀君）

他町村でも、企業誘致はしたけれども、撤退したという例はたくさんあります。

そのときに、必ずその企業等をその自治体が負担をしているわけです。

でしたら、この条例の中に、契約した10年以内をということで契約して、そしたらその10年以内に撤退をする場合には、その分に使われた費用は負担をしていただくという条例を、ぜひ、項目に入れてほしい。

これに関しては、次の12条等とも関連をすると思われましますが、あるいは10条、12条とも関連すると思えますけれども、そういうのができるのかどうか、またやる意思があるのかどうかお尋ねいたします。

○企画課長（池田俊博君）

なかなかこの条例の中において、私どもは、企業さんがこの施設のほうに入居するという関係上であって、その中において、施設に損害を与えた場合には、これは賠償の責任とか、そういうのは謳われておりますけど、10年、入居しようとするとして、その途中で、またそれを解約をするということに関しての責めというのは、なかなか厳しいものだと今考えております。

○14番（美島盛秀君）

私は、今これが法的にできるのかどうかという根拠も調べなければいけないと思うんですけども、世の中というのはどういう状況、流れに変わっていくかわかりません。想定外と、よく言われますけれども、想定外が起きるかもしれません。

そういうようなことを考えたときに、私はぜひこれを入れてほしいと思えますけれども、そういうことをぜひ、やる気があるのかどうか、町長、お尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

今、県の産業立地課が貸し工場という形で、過疎債で今回の造成から工場建設までやるわけです。

その後公募の中で、ほぼ日本マルコさんが受注すると思えますけれども、その企業誘致条例の中に、確かに何が起こるかかわからないという、10年以内に撤退する、そうした場合のいろんなリスク、管理も我々がしなければいけませんので、そういうことも鑑みて検討し、今回の条例案で急遽追加することは、一旦議会今日で終わりですので、その後検討をしていかなければいけないとは、今、美島議員の質問聞いて思いました。

この最悪の状況を想定して対応していくということは、今後とも必要であるとは考えております。

可能性としては非常に低いと思えますけれども、その辺の配慮等条例の中で追加していくということは、必要なことだとは思いますが、先ほど申し上げたように、これは貸し工場をどう運営していくかということと、企業誘致条例の中で検討していけたらと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひこの条例にそういうことを追加して、かえってこう文書で残しておけば、その使用者のほうも危機感を持って、一生懸命取り組んでもらえるものと思えますので、そういうのがなければ、も

う10年以内で撤退しても、自分たちは損害がないという安易な気持ちにもなりかねないという考えができますので、ぜひそれを追加で入れていただきたいと思います。

それと、12条、そこに事情があるときは、町長の権限でこれが猶予できるという文言がありますがけれども、これは町長の今の場合であっても、家賃が払えないとか、あるいは何かあったときに、町長の権限で、それはもう大事な企業だから、企業誘致だからいいだろうと、安易な気持ちでこれを猶予するという考えが出てきたときに、こういうことがあれば、今の私が言ったことがあれば、それをきちんと町長の責任もとれるわけであります。ぜひ、この12条と関連してそういうのを入れていただきたいと思います。

これで終わります。

**○議長（琉 理人君）**

ほかに質疑ございませんか。

**○10番（樺山 一君）**

今、美島議員が質疑しましたけれども、関連して一つだけ質疑したいと思います。

日本マルコと契約する場合には、ぜひ条例じゃなくても、契約書の中にはその撤退云々の条項を入れて、5億円の金を使って工場を作るわけですので、例えば、工場を作って、マルコさんが入らないですよという形になったときは、もう大損害ですよ、町は。そういう形もあるし、1年で撤退することもあるし、その契約条項の中では、何らかの弁護士等と相談して、入れ込む必要はあると思いますけれども、そのこのところはどう考えておられるのかをお伺いします。

**○企画課長（池田俊博君）**

牧議員の質問に答えたことがあります、募集をいたしまして、5月ごろに県とマルコさんと町と3者で立地協定の協定を結びます。その立地協定の中において、県、町、企業さんの責任のあり方と分担のあり方と協議できて、その中に盛り込むことができれば、もちろん最適なことだと思いますので、県の担当立地課のほうと協議しながら、そういうことができないかどうか検討していきたいと思います。

**○10番（樺山 一君）**

ぜひ、検討していただいて、企業誘致というのは、本当は企業さんが工場を作って進出してくるわけですので、伊仙町の場合は貸し工場という形になっておりますので、ぜひそのところは注意していただきたいと思います。

以上です。

**○企画課長（池田俊博君）**

今、樺山議員が言うとおりの、せっかく作る工場施設がありますので、これが継続的に永遠に使えるような方策でやっていきたいと思います。

また、県のほうにおいても、立地協定を結んだ段階において、中にあります施設整備関係の補助等の検討等も入っていますので、そういうところも可能になってくると思っておりますので、さら



に詳細に検討、協議していきたいと思います。

○議長（琉 理人君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○2番（岡林剛也君）

第21条のこの条例に定めるものの他、必要な事項は規則で定めるとありますが、この規則というのは具体的に何でしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

規則においてもこの条例の制定と同時に、この条例が制定された暁にはもう規則がすぐできるような状態で、今、規則は整備してございます。

○2番（岡林剛也君）

あと、この附則で月額30万とありますが、26年の第4回の会議では、 $m^2$ 300円、 $1,200m^2$ で月36万円という金額を言われたと思うんですが、これが減った理由は何でしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

これは、先日マルコさんのほうから来て、町のほうと、また正副町長のほうと、協議した経緯の中において、企業さんのほうにおいては、町で施設を作ってくれてありがたいということは、重々承知してはいると、しかしながら、企業のほうにおいては、町のほうにこうやって金をおとして結構使うというよりも、働いてくれる職員さんのほうに少しこの分を出したいという意向がございまして、少し減額した経緯もございまして。

また、私どものほうの計算の中においても、ちょっと起債を借りて、その起債で町の負担分をこの施設の耐用年数35年で割ると、大体 $m^2$ 単価が280円くらいの計算上でできておりましたので、 $m^2$ 単価250円で一応企業さんのほうに、このような使用料でどうですかということで提案してあります。

○議長（琉 理人君）

よろしいですか。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なし。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。（発言する者あり）

○14番（美島盛秀君）

反対討論をいたします。

先ほど質疑で述べましたように、まだまだこの条例については、不備があると考えられます。

今、町長のほうも慎重にやらなければいけないと、県のほうとの話し合いがあるという話がありましてけれども、まだまだ時間があると、私は思います。もうちょっと慎重に精査をして、次回にまた提案をしていただきたいと、そのために私は内容に不備があるということを申し上げて、反対討論といたします。

○3番（牧 徳久君）

今、反対討論が出ましたので、賛成討論を行います。

この日本マルコについては、一般質問でもたしましたが、我々伊仙町だけでじゃなくて、この島全島民が希望している事業でありまして、ぜひ、来年4月まで稼働となると、7月着工、この条例等の整備を急がなければならないわけですので、この条例に足りない分は、以前、徳之島ビジョン関西ブロードバンドの立地協定も県と3者で結ばれていると思いますが、それを参考にその中に盛り込めばできるわけでございますので、この条例は、後から改正もできるわけですので、これはこれで通して、この立地協定の中で盛り込んでいけたらいいんじゃないかと思ひまして、ぜひこの事業成功させるように賛成討論をいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他には討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号、伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号、伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定は議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第33号、伊仙町企業誘致促進施設の設置及び管理に関する条例の制定は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第34号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）

○議長（琉 理人君）

日程第2 議案第34号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

10ページ、款2総務費の目11、企業誘致の促進対策事業費についてお尋ねいたします。

213万の補正をしてありますけれども、このうち用地購入費が139万であります。その用地購入についての流れをちょっとお尋ねをいたしますけれども、平成26年9月の土地購入費で500万計上されております。

さらに26年11月の臨時議会で、土地購入として100万円、そして家屋移転補償費として400万が計上されております。

そして、26年の8号補正で減額、そして今回で、27年の当初予算で、用地購入として350万が計上されておりました、結局は用地購入費で950万、家屋移転補償で400万、この予算が1,350万というふうに考えていますけど、それでよろしいですか。

○企画課長（池田俊博君）

26年度の購入と、27年度の購入予定地のほうの関係で総額したら、今おっしゃるとおりでよろしいと思います。

○14番（美島盛秀君）

当初の企業誘致で説明があったのは、そこ企業団地に来るということで、土地代が500万という9月議会であります。

そのときに、これ以上他に土地購入費とか一般財源から出すのではないですねと言ったら、土地は500万でおさまるだろうという答弁であったと思います。

しかしながら、次々とかう財源を出さなければならないと、予算を組まなければならないという結果になったわけでありまして、こういう予算執行について、あらかじめこういう大きな事業でありますので、きちんとした計画性のもとで、きちんと調査をしたりしてやるのが、私は行政としての当然の役目だと思いますけれども、こういう無駄な、無駄と言っては語弊がありますがけれども、きちんと最初からこれくらいの見通しであると、こういう計画がありますよということをきちんと示して、こういう企業というのは進めていかなければ、私は、行政としての怠慢だと私は思っております。

以前にも、特産品製造販売プロジェクト事業ありましたけれども、こういうことを踏まえて、きちんと精査をしながら進めていくのが行政の役目だと思いますので、ぜひ今後こういうが繰り返されないようにしていただきたいと思います。

それに伴って、これ予算合計1,350万と言いましたけれども、その中にこの前の家屋移転補償費がありましたけれども、その400万どこに移転してありますか。

○企画課長（池田俊博君）

家屋自体の移転はしてないんですけど、家屋の取り壊す補償費ということで、その家屋の持ち主に支払いをしてございます。

あと、移転に関しては、今現在としては、もう現状として移転先がないもんですから、当町のほうで全部やっているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

そうすると結局は、移転はせずに解体をして、移転はしてないというふうに受けとめていいわけですね。

○企画課長（池田俊博君）

そのとおりでございます。補償ということで支払いしてございます。

○14番（美島盛秀君）

もともと、この家はもう廃屋に近い状況で、持ち主にすれば補償費が必要だったかもしれませんが、出すべきことだったと思いますけれども、しかし、こういう大きな事業をする中で金が、予算があるからということで、解体で終わらせた。本人としっかり打ち合わせして解体するのであれば、もうちょっとこれ安くて済んだはず。そういうようなこと等もしっかりと行政としての役目を果たして、住民にも理解できるような予算のあり方であってほしいということを申し上げたいと思います。

次に、17ページ、9の教育費の目14の青少年健全育成事業の補正で100万出ておりますけれども、その他の予算とありますけれども、これ予算はどっから出ていますか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この青少年健全育成事業でございますが、これは県のコミュニティー事業でありまして、青少年の健全育成ということで、26年の9月に企画課を通して申請をいたしまして、この4月末に決定通知が来た事業でございます。

内容につきましては、社会教育課のほうで事業を行っております、チャレンジ教室、毎月、年12回、いろんな教室を親子で行っているわけなんですけれども、この事業費として使用する予算でございます。

○14番（美島盛秀君）

この新聞記事なんですけれども、6月5日付で、県警の市町村別犯罪率のまとめというのが報告されております。この中で徳之島町がワースト1位になっております。そして、その中に天城町が3番目、伊仙町が8番目になっております。これは犯罪率です。

こういう今、事務局の課長のほうから説明がありましたけれども、健全育成とこういうことで、チャレンジ教室に使う予算とうことでありますけれども、これ目的は青少年健全育成事業費となっておりますので、私は、こういうのにも関連してそういう予算ができるんじゃないかなと思います。

そこらあたりどうでしょうか。そういう健全育成について。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この事業費につきましては、申請の段階で規定がございまして、今回のコミュニティー事業はチャレンジ教室の講師の謝金、または監視員の謝金、あと教材費等、また9月に特にかけてこ塾というものを計画をしているんですが、この際、この教室につきましては、鹿児島の方から専門の選手をお越しいただいて、かけこ塾を開くというようなことで、そういったことに使われます。

すみません。この事業につきましては、今回はチャレンジ教室というふうな感じの中で申請をしてございますので、指摘のあった青少年健全育成事業等につきましては、また他の面で対応していくような状況でございます。

**○14番（美島盛秀君）**

昨日の一般質問の中でも、教育の面が、話が出ておりまして、教育力、学力を高めていかなければいけない、人材育成をしていかなければならないということがありました。

ぜひ、学力はもちろんですけれども、こういう地域におけるこういう犯罪率となつとると、青少年健全育成のためにももっともって予算を、私はこれにも完備していくべきじゃないかなと思うところがあります。

先日の新聞にも、伊仙町の職員と聞いておりますけれども、大島の方で何か問題があったということになっておりましたし、聞き及んでいるところになりますと、去年飲酒運転があつて免許も取り消したになった職員もいるというふうなことも聞いております。

何かしら、そういう自然の環境の中で、子供たちが本当に素直な、そして健全な子供たちが育っていくのだらうと、そういうことを思ったときに、もちろん。

**○議長（琉 理人君）**

美島議員、予算書内においてお願いします。

**○14番（美島盛秀君）**

ぜひ今後はこういう健全育成という予算でありますので、予算を別にまた補正でもして、こういう事業を取り入れることはできないか、こういう健全育成についての今後の予算措置のあり方について、町長、教育長、予算をこれから増額して、今後の健全育成に取り組む考えがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

**○教育長（直章一郎君）**

今の件については、教育委員会でも十分検討してみたいと思います。

**○町長（大久保明君）**

その報道の中で、青少年の犯罪率がワースト10に徳之島3町が載っているということで、これ前徳之島警察署長そして今の警察署長とのいろんな意見交換会でも出てまいりました。

車上ねらいや空き巣等の犯罪が非常に多いということでありました。

ただ、啓発活動を進めて、今は軽減傾向にあるということです。

そして、今、美島議員が指摘したとおりでございます。飲酒運転で免許停止になった職員の件、そして今回の職員の奄美市出張中の窃盗という形での逮捕に至ったことに関しましては、今日も緊

急全体朝礼行いまして、職員に副町長とともに訓示をしたところでございます。

町民の方々に関しましては、今回の事件に関しましては、改めて深くお詫び申し上げたいと思います。

今後再発してはならないわけでありますので、その点の今教育長が答弁したとおり、健全育成のためには行政の予算そして今防犯協会等、交通安全協会等が、この前、行政報告でも申し上げたとおり、徳之島警察署との協議の場が出ましたので、そこで情報交換をすることがまずは重要であるし、対策を行政だけでなく、官民そして警察署も含めた形で、また3町一体となって取り組んでいくことが重要でありますので、その点の啓発活動経費というのは、今後必要であるわけですから、積極的に健全育成のための方策、そしてさらには、人材育成のための教育予算またはいろんな、話ちょっと飛びますけれども、いろいろ教育力強化が、ひいては犯罪率の低下につながっていくわけであるし、また人材が大きく成長していくことが、町の発展にもつながっていきますので、努力をしてみたいと思います。

**○議長（琉 理人君）**

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午後11時13分

**○議長（琉 理人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、答弁とも簡潔明瞭をお願いいたします。

**○14番（美島盛秀君）**

先ほどの件で、目的外の御指摘があったと、こういうことで注意を受けました。

今後この目的から脱線しないような方向で質疑、討論といきたいと思っております。

これで、質疑終わります。

**○議長（琉 理人君）**

他に質疑ございませんか。

**○3番（牧 徳久君）**

27年度一般会計補正予算について質疑をいたします。

まず、10ページをお願いします。

9の企画費の中の19負担金及び交付金、コミュニティー助成事業補助金で250万組まれておりますが、どの集落でしょうか。ほとんど達成していると思いますが、あと何集落くらい残っていますか。

**○企画課長（池田俊博君）**

この事業は、今回は崎原地区が当たっております。今のこの残りの集落がそれに関してと、まだ把握していませんので、またすぐに連絡いたします。

○3番（牧 徳久君）

このコミュニティー事業も100%補助で、厳しい中で、抽選すると思いますが、ぜひ要望して全集落に行き渡る努力してもらいたいと思います。

あと、15ページお願いします。

15ページ3の道路維持費の中に、使用料及び賃借料として重機借り上げ料が600万、16の原材料費の中に材料費として600万、1,200万計上されておりますが、これは町内の道路の補修と思いますが、どこをされるのかお伺いします。

○建設課長（中熊俊也君）

今お配りしたのに落とし込んであるんですけども、排水関係やら、道路路肩関係が壊れたのやらありまして、トータルで26カ所計画しています。これでもちょっと足りないんじゃないかなと思いますけれども、可能な限りやっていきたいと思っているところであります。

○3番（牧 徳久君）

これ以外にもいっぱいあると思いますが、例えば、佐弁集落の中央線あたりの排水が悪いということで、予算質問何かしたことがあります。そういったところも見ているのか、また小島集落の中、伊仙町内で一番道路が悪いと評判があるのは小島ですので、議員がいながら道もできない文句言われているんですよ、ぜひ中を通っていただいて全線舗装じゃなくても、部分を、くぼ地を補修するくらいでいいですので、ぜひ小島集落にも光を当てていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

牧議員から毎回要望されていまして、精いっぱいやっているつもりですけども、図面に漏れてるところやらありまして、もう1回確認して予算で可能な限りして、足りない場合は次の補正等に、また上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ努力していただいて、小島集落民から、建設課長は偉いと言われるくらいに頑張ってくださいと思います。

次に、18ページのこれも農林施設災害査定費の中に、使用料及び賃借料14、1,000万円、重機借り上げ料。原材料費が300万円と町単独予算で1,600万も組まれているんですが、これはどこをされるんですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員のご質問にお答えいたします。

前回、豪雨がありましたことから、その前回の豪雨の時点で、東部から30件、中部21件、西部29件の、法崩れやら側溝の土砂詰まり、畑の流出等、そういうご要望がありました。

当初予算ではちょっと足りないということで、今回この予算を計上して、基本的には仮補修、コンクリート舗装とか、大きな水路とかは入れるには予算が足りないですので、どうにか復旧できる

範囲で、大体1件当たり50万程度の予算をかけてしようかと考えております。

現在は阿権の水路とか、阿権の水路と目手久とかで、水路があふれて畑を流したということで、そういうところを今10件くらいしていますが、順次予算を見ながら、残りの件数をしていきたいと考えているところです。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、建設課のようにこのようにして、図面で我々にもわかるようにしていただきたいと思っています。

○耕地課長（穂 浩一君）

早い段階でそういうところを図面にまとめて、後でお配りしたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

非常に緊縮予算で町財政も厳しい中で、この1,600万とか、さっきの1,200万とか捻出しておるようですが、この耕地課の、耕地課によって各地区の畑総の県の管理費が各集落に回っていると思いますが、その中のこういった排水用、土砂が溢れている、その予算からも出すのかお伺いしたいです。

○耕地課長（穂 浩一君）

現在、多面的機能交付金ということで7地区ありますが、できるだけ、法面復旧やら、水路の土砂上げについては、範囲内であればそこから出していることとあります。

ただ、簡単な法面復旧とか水路、沈砂地の土砂上げ以外ができないものですから、それ以外のものについては、耕地課の予算のほうからしている現状であります。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、この多面的機能、名前正式名はわかりませんが、これ100%補助で各地区に維持管理していると思いますが、この国の金を利用して、この一般財源を節約するように努力していただきたいんですが、どうでしょう。

○耕地課長（穂 浩一君）

この3年間は、毎年豪雨災害ですか、大雨が降ってその積み残しというんですか、その簡単な補修では終わらないところが何件かあります。

例えば、その補修をするだけで、水路等を入れて1,000万程度かかったり、そういうところが多々ある状況です。

そういうところは、長期的な予算を立てていかないといけないんですが、それ以外の畑総以外のところで、今話したとおりの件数がございますので、これについての補修費でございます。

○3番（牧 徳久君）

これからも台風やら集中豪雨、いろいろ先は畑が流されるとか、道路が流されるとかあるわけですので、いろいろこうしながら予算をかけていただきたいと思っています。

以上で終わります。



○議長（琉 理人君）

他に質疑ございますか。

○企画課長（池田俊博君）

先ほど牧議員のほうの質問に少し答えてなかった件がございまして、一般コミュニティー助成事業ですけど、今残っている集落が5集落ございます。

平成21年度から始まった事業でございますが、25年度ごろ末には2件、3件とできていたんですが、26年度から1件ずつの決定ということで、担当課としても努力して、これからまた増やせるような努力はしていきたいと思っております。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

9ページ全部なんですが、各課の人件等の給与の増減が、余りにも大きいような気がしているんですが、当初で本当に精査されているのかなと思って、今見ているんですが、余りにも大き過ぎる。今4、5、6、今日で6月分を支給したところで、300万、400万ともいう給与が落ちたり、入れたりと、足りなかったりしている。何でこうこれほどの増減が出るのか、そんな異動があるのか、当初でちゃんと精査しているのかどうかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

管理費関係でございますけれども、4月1日の人事異動がありまして、その中でやっぱり給料の変動がございますので、6月の2号補正のほうで調整をしているところでございます。

○9番（明石秀雄君）

11ページの企画の給与を見てください。447万これは余っているわけですよ。そして、他のところは、戸籍でも、そして税務でも、152万こっちは足りないわけだ。

普通は、人件費は1年分、恐らく計算されているはずですよ。異動が1人、2人あっても、今の段階でこれほどの増減は出ないと思うんですよ、私は。9月ないし、12月だったら、当然出てくると思います。これくらいのは。

本当に、計算されていたんですか。

○総務課長（樺山 誠君）

今回は4月の異動に関しましては、水道課だとかあるいは税務課に関しましては、増減をしてございまして、あと企画課等は2人減だとか、そういうこととしてございますので、こういう状況が出てきているという状況でございます。

○9番（明石秀雄君）

17ページをごらんください。社会教育課では357万6,000円、公民館で312万4,000円、給食センターで384万、これは全部人員が減って、その分要らないということですか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、ご指摘があった公民館に関しましても、当初予算では2人を計上してございまして、1人退職しましたので1人分の数で調整してございます。

あと給食センターにおいても2人から1人、社会教育課も1人減というような状況で、4月の状況でなりましたので、第2号今補正で調整をしているところです。

○9番（明石秀雄君）

そうすると、14ページの農地総務費のところですか。

この800万、885万、これは足りない、この段階で、3カ月したところで、やはり、職員が減になったというのは、それは余ってしょうがないだろうけれども、ただの普通の異動では、これほどの差は出てこないと思っているんですが、今後やはり、そういったものはできるだけ、大きな差が出ないように、していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○2番（岡林剛也君）

14ページの有機物供給センター管理運営費の修繕費の説明をお願いいたします。

○経済課長（上木義一君）

岡林議員のご質問にお答えします。

この修繕費ですけど、成熟槽から貯水槽を通過して、あと送ポンプに送るポンプ等が今故障して、もうちょっとしたら、もう壊れるような状況ということで、指定管理のほうから連絡がありまして、確認した結果、なかなかその係の方が修繕をしながら何とか今動かしている状況ということで、これがとまった場合には、町内全域のくみ取りができない状況になるということで、今回の補正で予算を計上したところであります。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

供給センターは年間1,000万円くらいで管理させていると思うんですけど、それでは足りないんでここに上げている。

○経済課長（上木義一君）

そのとおりです。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。次に、15ページの商工費の2観光費、人夫賃金62万4,000円とありますが、これの説明をお願いいたします。

○企画課長（池田俊博君）

この清掃のほうの賃金でございまして、今の各観光施設等を職員のほうで清掃をしているところ

でございますが、なかなかそれが行き渡ることがなくて、犬田布岬とか、瀬田海、喜念浜、そこら辺のところの清掃関係の賃金を少し計上させていただきます。

よろしく申し上げます。

**○2番（岡林剛也君）**

喜念浜のトイレが汚いとか、インターネットにもよく、書き込みがされていましたが、そういうのでしたら、人夫を雇ってでもやるべきだと思いますので、町はしっかり管理をよろしく申し上げます。

あと、その下の岬の休憩施設管理委託料45万円ですが、これのちょっと詳細な説明をお願いいたします。

**○企画課長（池田俊博君）**

昨年度に完成いたしました岬の資料館のほうにおいて、管理人を置こうということでやっております。

それで月々の管理の委託の計画として、月々の委託料として5万円ずつの管理委託を払って、その資料館及び隣のトイレ、これから整備していくバーベキュー施設の管理と、または資料館に入ってくる方々の人数等の使用料の徴収等、またそれにプラスした付随した仕事で観光客、見込み客が何人くらい入ってくるのか等の調査票の事業等を合わせて、この管理人の方にはお願いしていきたいと思っております。

**○議長（琉理人君）**

ほかにございませんか。

**○5番（美山保君）**

14ページ、農林水産業費、2農地費そして6の地籍調査事業費、これは一般給料が590万2,000円減っていますけれども、これは職員が減っているんですか。

**○総務課長（樺山誠君）**

これに関しましても、3名だった職員を2名という配置をしている結果でございます。

**○5番（美山保君）**

今、地籍調査事業は本当に重要な、大変町としても必要な仕事だと思います。

この地籍調査事業を進めることによって、耕地課関係の仕事やら、いろいろ事業は進んでいくと思いますけれども、本当に人件費を増やしてまたどんどん進めていかなければいけないのに、減額されるということは、本当に町にとってもマイナスだと思います。

今後、地籍調査室を課に変えていくくらいの覚悟がなければ、本当にあと100年たっても恐らく地籍調査は終わらないと思っております。

そういうことで、本当に減らすということは、もってのほかだとそのように思います。

今後こういうことのないように、増員する覚悟で、町としても体制を考えていただきたいと、そのように思います。

○総務課長（樺山 誠君）

議員ご指摘のとおりで、地籍事業の進捗が遅れているような状況でございますけれども、平成28年度においては、今、耕地課あるいは地籍調査室に研究課題といたしまして、まず自分たちでやれる分と、あと委託事業としてやれる部分、その辺の区別、研究をするように指示を出してございます。

その中で事業料を増やすとか、そういう議論になってくると思いますけれども、この地籍調査に関しては、異動後にかなり会議の中でも、やはり人が足りないというような状況の意見等も出てきておりますので、町全体の人員の状況を見ながら、これからまた議論をしてみたいと思っております。

○5番（美山 保君）

ぜひ、地籍調査事業を推進していくように、今後、国の補助事業も結構ありますので、そういうことを勘案しながら、今大島群の地籍調査自体を本当に提言しております。そういうこともあって、今ちょこちょこ、新聞等にも載りますけれども、やはり今後この事業を進めていかなければ、本当にいろんな事業に停滞をしております。

今後はそういうことで、できるだけ人件費削減じゃなくて、増額するように、また事業費も増やして、またよろしくをお願いします。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第35号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第3 議案第35号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。  
これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第35号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第4 議案第36号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第4 議案第36号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。  
これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第36号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第37号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第5 議案第37号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。  
これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第37号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度  
2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る陳情書採  
択の要請について

△ 日程第7 請願第1号 手話言語法制定をを求める意見書の提出を求める請願書

○議長（琉 理人君）

日程第6 陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について、日程第7 請願第1号、手話言語法制定をを求める意見書の提出を求める請願書の2件を一括して議題とします。

請願第1号について一括して総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（樺山 一君）

委員長報告をいたします。

去る6月18日、本会議散会后、議会委員会室において、委員7名、事務局1名、また説明委員として教育長並びに教育委員会総務課長出席のもと、陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について慎重に審査いたしました。

同陳情は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の少人数学級の推進を図ること。

教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを目的とした趣旨でありました。

これらの件について、教育長より本町の町立学校の現状及び見解を伺ったところ、現状では35人以上の学級はない状況であるが、全国的な教育現場において、提起されている懸案事項、特別支援、いじめ、不登校に対処するため児童生徒へのきめ細やか対応は、教育的観点から必要であるとの見解でありました。

これらの意見を参考にした結果、当委員会としては文部科学省が提唱する我が国の成長、発展を持続するためにも少人数学級において、確実に一人一人の能力や可能性を引き出す教育の推進が必要であり、さらには、学ぶ意欲と能力のある全ての人たちが、質の高い教育を平等に受けることができる社会を実現するために、国庫負担制度の2分の1復元が必要不可欠との結論に達し、陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請については、採択すべきものと決定いたしました。

続いて、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について委員長報告をいたします。

去る6月18日、本会議散会后、議会委員会室において、委員7名、事務局長1名出席のもと、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、慎重に審査いたしました。

同請願書は、本町議会議員の岡林剛也議員を紹介議員として提出され、岡林議員より文書で、請願書の要点及び審査に当たって参考とすべき現状について、報告がなされました。

その中で、聴覚障害者とのコミュニケーションの問題が主に取り上げられ、特に手話による情報伝達の際の情報保障、さらに一般社会における手話に対する知識が浸透していないことが起因し、学力や豊かな人間性、社会性の発達に大きな支障を帰していることから、手話言語法の制定が早急に必要であるとの見解でありました。

これらを踏まえて当委員会としては、請願において上げられた課題を根本的に解決し、さらに障害者への情報保障等が法律上でも守られ、健常者においても手話に対する知識が認知されるべきであるとの結論に達し、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書は採択すべきものと決定いたしました。

平成27年6月19日 総務文教厚生常任委員長 樺山 一。

#### ○議長（琉理人君）

これから、陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請についての委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情書第6号の委員長報告は採択です。陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について採択するものと決定しました。

これから、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願第1号の委員長報告は採択です。請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書は採択するものと決定しました。



△ 日程第 8 発議第 2 号 少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2016 年度政府予算に関する意見書

○議長（琉 理人君）

日程第 8 発議第 2 号、少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2016 年度政府予算に関する意見書を議題とします。

提出者より意見書について趣旨説明を求めます。

○10 番（樺山 一君）

発議 2 号の提案理由の説明をします。

少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための 2016 年度政府予算に関する意見書の提出に当たって、提案理由の説明を行います。

現下の日本国内における学級規模では、児童生徒一人一人にきめ細やかな対応が不可能であります。とりわけ、いじめや不登校など、生徒指導などの解決に向けては少人数学級の推進など計画的定数改善が必要であります。

また、三位一体改革による義務教育費国庫負担金制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたことに伴い、自治体財政が圧迫され、非正規職員が増加している状況であります。

特に、鹿児島県の職員採用状況を鑑みても、奄美群島出身の教職員が激減するなど、地域にゆかりのある教職員の確保は、今後の人格形成や伝統文化の傳承を担う観点から抜本的に解決されるべき課題であります。

これらの理由から、地方自治法第 99 条の規定により、別紙意見書のとおり文部科学大臣宛に意見を提出いたしたく提案するものであります。

○議長（琉 理人君）

これから、発議第 2 号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから発議第 2 号、少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2016 年度政府予算に関する意見書を採決します。

お諮りします。発議第 2 号、少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2016 年度政府予算に関する意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって発議第2号、少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に関する意見書は原案のとおり決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定により、本日づけで文部科学大臣へ送付いたしますのでご報告申し上げます。

#### △ 日程第9 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書

○議長（琉 理人君）

日程第9 発議第3号、手話言語法の制定を求める意見書を議題とします。

提出者より意見書について趣旨説明を求めます。

○2番（岡林剛也君）

発議3号、「手話言語法」の制定を求める意見書の提出に当たって、提案理由の説明を行います。

手話が、音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定されるよう、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書（案）のとおり内閣総理大臣宛に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

○議長（琉 理人君）

これから、発議第3号、「手話言語法」制定を求める意見書について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、「手話言語法」制定を求める意見書を採決します。

お諮りします。発議第3号、「手話言語法」制定を求める意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって発議第3号、「手話言語法」制定を求める意見書は原案のとおり決定いたしました。

ただいま原案可決されました意見書については、地方自治法第99条の規定により、本日づけで内閣総理大臣へ送付いたしますのでご報告申し上げます。

#### △ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

##### ○議長（琉 理人君）

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、議会規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました本会議の会期日程等会議の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### △ 日程第11 常任委員会の閉会中の継続審査の件

##### ○議長（琉 理人君）

日程第11 常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました継続審査の事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### △ 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

##### ○議長（琉 理人君）

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長並びに経済建設常任委員長から、伊仙町会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに

決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年度第2回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまです。

閉 会 午後 0時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 永 田 誠

伊仙町議会議員 福 留 達 也